

2021年度
公益社団法人日本栄養士会
定時総会

期 間 2021年 6月 27日 (日)
場 所 日本栄養士会事務局 WEB会議システム

公益社団法人 日 本 栄 養 士 会

栄 養 士 憲 章

制定 昭和57年6月17日

私たち栄養士は、国民の健康と福祉向上の見地から、職業の重要性と社会的使命を強く自覚し、ここに栄養士憲章を制定して栄養士の規範とし、その実現を期するものである。

〔専門性の自覚〕

1. 栄養士は、国民の栄養改善・健康づくりの指導者として誇りと責任を持って社会に貢献する。

〔業務の原則〕

1. 栄養士は、常に人の立場を尊重して誠実に業務を遂行する。

〔生涯学習〕

1. 栄養士は、社会の信頼にこたえるため常に人格の形成と知識及び技術の向上に努める。

〔融和と連繋〕

1. 栄養士は、常に栄養改善事業・健康づくり事業の拡充のため、社会との融和と連繋に努める。

〔栄養士会〕

1. 栄養士は、日本栄養士会に属し、栄養士会員としての自覚のもとに社会的責務を全うする。

2021年度公益社団法人日本栄養士会定時総会

資 料 目 次

栄養士憲章	1
資 料 目 次	2
プログラム	3
第 1 号議案 2020年度事業報告、貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)、 財産目録承認の件	4
第 2 号議案 役員報酬承認の件	41
第 3 号議案 名誉会員承認の件	42
協 議 2021年度事業計画、予算について	43
宣言（案）	69
諸 規 程	
公益社団法人日本栄養士会定款	70
公益社団法人日本栄養士会定款施行規則	85
役員の報酬等に関する規程	99
総会議事運営規程	101

2021 年度公益社団法人日本栄養士会定時総会 プ ロ グ ラ ム

日時：2021 年 6 月 27 日(日) 13:00～17:00

於：日本栄養士会事務所会場・各都道府県栄
養士会の会場をテレビ会議技術で結んだ
連携会場

11:00～13:00 受 付

13:00～13:40 開 会

会長挨拶

公益社団法人日本栄養士会会長 中村 丁次

議長団選出・議事録署名人選出・書記団指名・総会運営委員指名

総会成立宣言

13:40～14:10 第1号議案 2020 年度事業報告、貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）、
財産目録承認の件（提案説明・討論・採決）

14:10～14:30 第2号議案 役員報酬承認の件（提案説明・討論・採決）

14:30～14:45 第3号議案 名誉会員承認の件（提案説明・討論・採決）

14:45～15:00 休 憩

15:00～15:30 協 議 事 項 2021 年度事業計画、予算について（提案説明・討論）

15:30～15:40 宣言（案）採択

15:40～16:55 ①感謝状贈呈

②東京栄養サミット 2021 について

③Society5.0 社会における管理栄養士・栄養士のあり方について

17:00 閉 会

第1号議案 2020年度事業報告、貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計画書）、財産目録承認の件

2020年度公益社団法人日本栄養士会事業報告

【概 要】

2020年度の事業は、2019年度3月理事会で決定した事業計画に基づき、執行した。

本会の重要課題を2019年度から引き続き、①高齢社会の進展に対応した取組の推進、②少子社会における児童の健全育成にかかる取組の推進、③頻発する災害から命を守る取組を推進、④世界最大の栄養士会としての国際貢献の推進、⑤最先端技術社会への対応とし、関係部門ごとに2024年度までの活動計画を策定し、取り組んでいる。

“栄養の日・栄養週間 2020”を、8月4日「栄養の日」、8月1日から8月7日の「栄養週間」を中心に、「栄養のチカラで、感染症に負けない！」をテーマに実施した。管理栄養士・栄養士を対象とした2020年度全国栄養士大会・オンラインの開催、管理栄養士・栄養士それぞれが自身のSNS（Instagram）に、免疫機能を低下させないで感染症の予防に役立つ食事「予防めし」のレシピを投稿する栄養ワンダー・オンライン2020の実施、特設Webサイトを開設し、衛生管理術動画の公開、市民公開講座・オンライン「「免疫を味方にして新型コロナウイルスに負けない 第41回「健康づくり提唱のつどい」」を開催、栄養力診断「第2回免疫の基本がまるわかり編」を公開し、情報提供を行った。

総務部関連事項では、社会のニーズに対応するために増大している事業内容の評価、財政のあり方について、引き続き検討を進めた。さらに、栄養士法2000年改正の実体化と完結を目指し、課題の解決に向け、昨年度に引き続き検討を進めた。また、非常災害時における日本栄養士会災害支援チーム(The Japan Dietetic Association - Disaster Assistance Team)にかかわる各種の活動を展開した。また、「赤ちゃん防災プロジェクト」を継続し、災害時における乳幼児の栄養支援の普及を図った。

学術研究事業部関連事業では、「日本栄養士会雑誌」の発行に係る企画・編集を行った。業務規範の検討、育英資金事業を継続するとともに、これらの継続事業の今後のあり方について検討した。国際関連事業では、国際栄養士連盟理事としての活動の他、各国の活動を適宜ホームページを通じ情報提供を行った。第8回アジア栄養士会議(The 8th Asian Congress of Dietetics ; ACD2022)の開催準備等を行った。

人材育成事業部関連事業では、新型コロナウイルス感染症への対応とし、オンラインによる運営体制の整備に努めた。基幹教育研修事業として、基本研修のeラーニング化による修了者増対策、認定管理栄養士・認定栄養士申請者増対策を講じた。拡充研修教育事業としては、一部事業にオンラインを導入し、研修や認定時期を調整の上、継続した他、各事業において、仕組み、プログラムの検証、改善を進めた。

情報コミュニケーション事業部関連事業では、国民の食・栄養の課題を解決するために、「栄養の日・栄養週間」関連事業を開催した。また、世論形成と健康・栄養関連情報をわかりやすく提供することを目的として、ホームページの内容の充実に努めた。

栄養ケア・ステーション事業部関連事業では、国民の身近な場所での栄養相談・支援等を展開することとし、栄養ケア・ステーション認定制度を推進した。今後も、地域住民のための食生活支援活動の拠点とし

ての数の増加、人材育成に注力する。

地域連携事業部関連事業では、諮問会議及び地区栄養士会長会議の開催、同会議での意見を踏まえた会務運営を推進した。

職域統括事業部関連事業では、各職域において重点推進目標、具体的推進項目を設定して、職域の専門性の向上のために各種活動を行った。

I 公1事業 食・栄養の科学振興事業

1 食と栄養の科学に関する調査・研究・技術開発事業

1-1 業務分野毎の専門性の向上に関する調査研究

社会保障制度改革が推進される中、管理栄養士・栄養士がその専門性を十分にいかせる制度や仕組みを検討するため、戦略的、政策的に調査研究事業を実施することとし、医療職域による「全国病院栄養部門実態調査」（業務量調査）及び福祉職域による「障害者支援施設および福祉型障害児入所施設における栄養ケア・マネジメントを効果的に実施するための事例集及び生活介護事業所における栄養支援のあり方に関する手引書作成」を実施した。

1-2 国庫補助金等による事業

1-2-1 管理栄養士専門分野別人材育成事業（厚生労働省委託事業）

本事業は、厚生労働省の「管理栄養士専門分野別人材育成事業—実践領域での専門人材育成—」として実施した。すでに認定を開始している「がん病態栄養専門管理栄養士」については日本病態栄養学会、「腎臓病病態栄養専門管理栄養士」については日本病態栄養学会及び日本腎臓学会、「摂食嚥下リハビリテーション栄養専門管理栄養士」については日本摂食嚥下リハビリテーション学会、「在宅栄養専門管理栄養士」については日本在宅栄養管理学会とそれぞれ連携して、新たに専門管理栄養士推進協議会を設置し、認定状況、活動実態及び課題等を整理し、仕組みや実践プログラムの検証・改善を行った。さらに、認定者が継続的にエビデンスを創出できるように体制のあり方を検討した。

1-3 管理栄養士・栄養士の業務規範の作成

管理栄養士・栄養士の倫理行動規範及び業務規範の進捗を確認し、今後の進め方を検討した。

1-4 国への栄養施策の提言活動

日本健康会議、健康日本21推進国民会議、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会、「日本人の食事摂取基準」策定検討会、保険者による健診・保健指導の円滑な実施方策に関する検討会、食育推進評価専門委員会等、厚生労働省、内閣府、消費者庁、農林水産省、文部科学省等の各種関連会議で、栄養の指導の実務家の立場から意見を提言した。

2 食と栄養の科学に関する調査・研究・技術開発の支援事業

2-1 栄養に関するシステム利用・活用の促進と論文作成の支援

「日本栄養士会雑誌」に掲載された実践事例報告について、科学技術情報発信・流通総合システムの学術電子ジャーナル(J-stage)を毎月更新し、日本栄養士会ホームページ上の「文献検索システム」より、広く情報提供を行った。

2-2 栄養の指導に関する育英資金の支給事業

河村育英資金から奨学金を給付している。ホームページで公募を行い 5 名から応募があった。有識者による 1 次選考(書類選考)と 2 次選考(面接選考)を行い、東京都・高山はるか氏と静岡県・清水昭雄氏の 2 名へ 2 年間奨学金を給付することとした。また、これまでの支給者間のネットワークづくりの検討を行った。

2-3 食と栄養の実践科学の振興に資する書籍等の刊行物の監修等

例年通り、「管理栄養士・栄養士必携」、「栄養調理六法」、「サクセス管理栄養士・栄養士養成講座シリーズ」等の監修を行った他、日本即席食品工業協会発行の「管理栄養士・栄養士さんが腕によりをかけたインスタントラーメンとっておきレシピ」の監修を行った。

II 公2事業 食・栄養改善人材育成事業

1 生涯教育制度の基幹教育の運営事業

1-1 基幹教育研修事業

2019 年度よりすすめてきた基本研修スライドを改訂し、都道府県栄養士会へ提供した。また新型コロナウイルス感染症の影響により、集合型研修の開催が見送られる中、当会による運用のオンライン化を検討し、基本研修必須科目の e ラーニングによる開講をすすめ、順次講義全科目の開講を推進した。なお、各都道府県栄養士会における生涯教育基本研修の運営状況等についてアンケートを実施するとともに、生涯教育担当者会議(Web)を 2 回開催し、開催・運営状況、課題や次期計画について共有をはかった。

1-2 認定管理栄養士・認定栄養士制度事業

第 5 回認定審査申請者 12 名に、一次審査(筆記試験)と二次審査(事例報告の考査)を実施、第 4 回認定審査再審査 4 名に二次審査を実施した。認定管理栄養士認定者は 15 名、分野別では臨床栄養 11 名、学校栄養 1 名、地域栄養 1 名、福祉栄養(高齢・障がい)2 名、認定栄養士認定者が福祉栄養(高齢・障がい)分野 1 名となった。認定者総数は 64 名、分野別では臨床栄養 45 名、学校栄養 1 名、健康・スポーツ栄養 1 名、公衆栄養 2 名、地域栄養 5 名、福祉栄養(高齢・障がい)9 名、福祉栄養(児童)1 名となった。

1-3 管理栄養士・栄養士への職業倫理の普及事業

職業倫理に関しては、基幹教育の基本研修に位置付け、11 月からは e ラーニングにより講座を開講し、より一層の普及を図った。

1-4 全国栄養士大会開催事業

管理栄養士・栄養士が一致して取り組むべき課題を協議し、その対応や実践方法を共有することを目的とし、「持続可能な社会の実現のためにできることー栄養不良の二重負荷の解決をめざすー」をテーマとし、オンライン上で8月1ヶ月間のオンデマンド配信として、全国から10,636名の参加者を得て開催した。特別講演、講演、スポンサードセミナー、計18題の講演を実施した他、企業とのタイアップ記事、テキストバナーを掲載した。

1-5 都道府県栄養士会との共同研修事業等

賛助会員の協賛等を得て、都道府県栄養士会と共同で、管理栄養士・栄養士の資質の保持、向上のため、次の6つの研修事業を計画していたが新型コロナウイルス感染拡大の影響で4つの研修事業の実施となった。

食生活と植物油栄養に関する講習会を、日本植物油協会の後援で、宮城(中止)、秋田(辞退)、三重(辞退)、滋賀(中止)、奈良、和歌山(中止)、愛媛(中止)、佐賀の8会場で予定していたが、実施できたのは奈良、佐賀の2会場で73名の参加を得て開催した。

植物油講演会を、日本植物油協会の後援で、福井、徳島、長崎の3会場で予定していたが、実施できたのは、福井の1会場で96名の参加を得て開催した。

インスタントラーメン「健康と栄養」セミナーを、日本即席食品工業協会の後援で、山梨、兵庫の2会場で予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で実施できなかった。

栄養学術講習会を、第一出版の協賛で、山形、山口の2会場で108名の参加を得て開催した。

日本臨床栄養研究会を、医歯薬出版の協賛で、岩手、神奈川、京都の3会場で219名の参加を得て開催した。

生活習慣病予防のための食生活セミナーを、日清オイリオグループの協賛で、新潟、沖縄の2会場で予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で実施できなかった。

本事業については、本年度をもって日本栄養士会主催としての開催を終了する。

1-6 管理栄養士・栄養士の養成教育支援事業

管理栄養士・栄養士を目指す方へ先輩からのメッセージをまとめた冊子「管理栄養士・栄養士になるあなたへ 2021 “栄養で、世界は変わる。7つのキャリア、7人のストーリー”」を30,000部作成し、12月に管理栄養士・栄養士養成施設及び都道府県栄養士会へ送付した。また、ホームページ上でも本冊子内容を公開すると同時に、学生に対して就職前の疑問・質問を募集し、理事や冊子出演者からのアドバイスとして回答を公開した。

2 拡充教育（職域その他の区分毎の管理栄養士・栄養士業務の技術・学術の向上に関する研修）にかかる運営事業

2-1 管理栄養士・栄養士の特定（専門）種類業務における専門的知識・技能の強化事業

関連学会等と協働するなど、特定・専門的な種類の業務に必要とされる高度の専門的知識・技能を身につけた管理栄養士・栄養士を育成し、それぞれの専門性に応じた資格制度を推進している。新型コロナウ

イルス感染症の影響により、一部の研修や認定事業の実施となった。また、各認定者に対して、2020 年度は認定期間に含めないこととし、1 年間の認定猶予を可能として、更新事業をすすめた。

2-1-1 特定保健指導担当管理栄養士育成事業（特定分野）

2020 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により関連研修の開催が 11 月から 1 月となったことから、認定申請受付を例年より約 2 か月後ろ倒し、申請者数 7 名であった。

2-1-2 静脈経腸栄養（TNT-D）管理栄養士育成事業（特定分野）

「経腸栄養管理の基礎」、「静脈栄養管理の基礎」、「静脈経腸栄養管理の応用」に関する研修会、スキルアップセミナーの開催は見送ることとなった。なお、事例再審査 4 名が申請され、認定した。

2-1-3 公認スポーツ栄養士育成事業（特定分野）

2019 年度に引き続き、日本体育協会並びに日本スポーツ栄養学会と協働し、事業を実施した。2020 年度の公認スポーツ栄養士認定者数は 41 名、認定者総数は 415 名となった。

2-1-4 在宅訪問管理栄養士育成事業（特定分野）

2019 年度に引き続き、日本在宅栄養管理学会と協働し、事業を実施した。2020 年度の認定者数は 139 名、認定者総数は 1,092 名となった。

2-1-5 がん病態栄養専門管理栄養士育成事業（専門分野）

日本病態栄養学会との共同認定として運営しているが、2020 年度は、認定事業は中止した。本会主催のがん病態栄養セミナーは、e ラーニングにより 11 月に開講し、510 名の参加があった。

2-1-6 糖尿病病態栄養専門管理栄養士育成事業（専門分野）

日本病態栄養学会との共同認定として事業を運営しているが、2020 年度は認定事業を中止した。

2-1-7 食物アレルギー管理栄養士・栄養士育成事業（特定分野）

食物アレルギー基礎研修、食物アレルギー栄養士（給食管理分野）の受験のための認定研修、食物アレルギー管理栄養士の受験のための認定研修はそれぞれ開催を見送り、認定事業は中止した。2021 年度開催にむけ、プログラムの見直し等をすすめた。

2-1-8 摂食嚥下リハビリテーション栄養専門管理栄養士育成事業（専門分野）

日本摂食嚥下リハビリテーション学会との共同認定として運営をすすめているが、2020 年度は専門研修の開催を見送り、認定事業は中止とした。なお、初心者研修を e ラーニングにより 11 月に開講し、530 名の参加があった。また、2021 年度の運営方法を検討し、企画をすすめた。

2-1-9 腎臓病病態栄養専門管理栄養士育成事業（専門分野）

日本病態栄養学会との共同認定として運営をしているが、2020 年度は認定事業を中止した。

2-1-10 在宅栄養専門管理栄養士育成事業（専門分野）

日本在宅栄養管理学会との共同認定として運営をすすめているが、2020 年度は専門研修の開催を見送り、認定事業は中止した。なお、2021 年度の運営方法を検討し、企画をすすめた。

2-1-11 その他、栄養専門管理栄養士育成事業等

2016 年度から引き続き、アレルギー並びに小児栄養の専門管理栄養士育成に係る関係団体等との検討を進めた。

2-2 栄養サポートチーム担当者研修会、保健指導担当者研修会事業

栄養サポートチーム担当者研修会は、開催を見送った。

保健指導担当者研修会は、オンラインにより、「初任者研修会」は講義を e ラーニングにより 11 月に、続く演習をライブ研修により 12 月に開催し参加 50 名、「経験者研修会」は講義を e ラーニングにより 12 月に、続く演習をライブ研修により開催し参加 52 名、「専門職研修会」は e ラーニングにより 12 月に開催し参加 91 名であった。

2-3 地域リーダー育成・都道府県栄養士会の公益目的事業支援事業

医療、学校健康教育、勤労者支援、研究教育、公衆衛生、地域活動、福祉の 7 職域で、それぞれの専門性の強化を図ることを目的として、別表 1 のとおりリーダー研修会を実施した。

2-4 職域別研修（職域全国研修会その他）事業

各職域で、それぞれの専門性に関する技術・学術の強化を図ることを目的として、別表 1 のとおり全国研修会等の研修事業を実施した。

2-5 関連団体等との協働研修・研修支援事業

健康日本 21 推進全国連絡協議会の構成員として、講習会で事例報告を行った。さらに、チーム医療推進連絡協議会等での活動も行った。

2-6 職域別の学習・教育用の教材および資料の制作事業

職域の専門性を強化するため、実践的な教材、資料として、公衆衛生職域では「行政栄養士による活動事例集」を作成して、ホームページで公開した。

Ⅲ 公 3 事業 食生活自律支援事業

1 個別特性対応型の食の自律支援事業

1-1 栄養ケア・ステーション事業

栄養ケア・ステーションは、地域住民に対する各種栄養課題の解決と地域における食環境の整備を推進する拠点であり、より地域に密着した栄養ケア・ステーションの拠点整備を図るべく、2014 年度から、栄養ケア・ステーション認定制度モデル事業を実施し、2018 年 3 月 30 日付けで内閣府の認可を得て、栄養ケア・ステーション認定制度として 3 年目を迎えた。

1-1-1 栄養ケア・センター事業

栄養ケア・ステーションの実態把握のため、都道府県栄養士会の協力のもと実態調査を実施した。2020 年度で、栄養ケア・ステーションの拠点数は 356、各栄養ケア・ステーション登録者(管理栄養士・栄養士)は 4,973 名となった。

1-1-2 栄養ケア・リサーチ・センター事業

学識経験者(経営等も含む)、事業者の代表者、代表都道府県栄養士会を含む栄養ケア・ステーション推進委員会を組織し、短中長期目標の設定と具体的な取り組みにむけワーキンググループを設置し、推進を図った。各都道府県の栄養ケア・センター機能の整備・強化のため全国栄養ケア・センターリーダー研修会を 12 月に開催、栄養ケア・ステーションのマニュアル作成をすすめた。また、栄養ケア・ステーションの活動の見える化を目指し、ホームページへの活動事例掲載、パンフレットの作成をすすめた。

1-1-3 栄養ケア・ステーション認定制度

2018 年度から栄養ケア・ステーション認定制度を開始した。第 1 期として、認定審査会を 5 月に、認定委員会を 6 月に開催して 26 か所の事業所を、また、第 2 期として、認定審査会を 1 月に、認定委員会を 2 月に開催して 49 か所の事業所を、それぞれ認定栄養ケア・ステーションとして認定した。これによって 2020 年度末までで認定栄養ケア・ステーションの総数は 255 か所となった。また、認定栄養ケア・ステーションの責任者研修(ベーシック及びアドバンス)を 8 月と 2 月に開催し、222 名の参加があった。

1-2 非常災害時の被災者の健康被害を回避するための栄養ケアに関する事業

1-2-1 JDA-DAT 育成事業と支援活動

2020 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染者への支援要請を受け、関係する医療団体への相談に応じた他、一部特殊栄養食品の支援を行った。また、7 月には熊本県を中心に九州や中部地方など日本各地で豪雨災害が発生し、熊本県、鹿児島県、岐阜県、山形県へ特殊栄養食品の支援を行った。

また例年行ってきた都道府県栄養士会における災害支援の体制整備のための日本栄養士会災害支援チーム(The Japan Dietetic Association・Disaster Assistance Team；以下、JDA-DAT)スタッフ研修会助成事業は、特殊栄養食品の備蓄体制の整備に充て、賛助会員等企業の協力のもと、47 都道府県栄養士会に配備した。

1-2-2 JDA-DAT 体制整備事業

JDA-DAT 第 10 回リーダー育成研修、第 5 回リーダースキルアップ研修を、3 月オンラインにて開催し、

新たに 114 名のリーダーを育成した。これにより、JDA-DAT リーダーは 831 名となり、都道府県栄養士会で育成されているスタッフ 2,917 名を合わせて 3,748 名の人材が育成できた。リーダー育成研修では、2019 年度にとりまとめた「アクションカード」の運用にむけた演習を取り入れ、各栄養士会における初動体制の整備をねらった。

また、2018 年度に発足した「赤ちゃん防災プロジェクト」を継続し、自治体における備蓄の推進のため、液体ミルクを用いたレシピ集を開発し、その普及をはかった。

1-3-3 ほっこり・ふれあい食事プロジェクト

2020 年度については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により開催を見送った。

2 集団特性対応型の食の自律支援事業（栄養改善・健康づくりに関する国民的合意を形成する事業）

2-1 国民の食生活・栄養に関する支援事業

2-1-1 健康づくり提唱のつどい

“栄養の日・栄養週間 2020”の市民公開講座として、「免疫を味方にして新型コロナウイルスに負けない」をテーマに、動画(You Tube)にて公開した。動画では、免疫の仕組み、免疫を高める秘訣、免疫機能を支える食事の秘訣と、3 つのストーリーに分けた、各 10 分程度の構成としたことで、わかりやすい、隙間時間でも見られると好評を得ることができ、アンケート回答者の 89%が 3 本とも閲覧していた。2020 年 7 月 28 日から 8 月 31 日の間の視聴回数は 20,644 回。

2-1-2 健康日本 21（第二次）の目標達成に向けた事業

「ヘルシーダイアリー」に、野菜の摂取と減塩に関する内容を盛り込んで、生活習慣病の予防を中心として、あらゆる世代の人々の食生活支援に活用した。

2-1-3 「栄養の日・栄養週間」に関する事業

日本栄養士会は 2016 年に、全ての人の健康の保持・増進を実現するために、8 月 4 日を「栄養の日」、8 月 1 日から 7 日を「栄養週間」と制定した。2020 年度「栄養の日・栄養週間」では、第 32 回オリンピック競技大会(2020/東京)、東京 2020 パラリンピック競技大会の機会に、スポーツ栄養、身体活動を考える、運動、栄養、睡眠の観点から、現代の多様化する食・栄養課題に対して、エビデンスに基づいた正しい情報を発信することとしていた。しかし、新型コロナウイルスが猛威を振るう中、世の中のニーズは大きく様変わりし、感染症予防とその対応が優先とされた。そこで、新型コロナウイルス感染症という社会課題に対し、「栄養の日・栄養週間 2020」では、「栄養のチカラで、感染症に負けない！」をテーマに、伊藤園、ゼスプリ・インターナショナル・ジャパン、明治、ヤクルト本社、味の素、日本即席食品工業協会、第一出版(栗田興産)の協賛を得て、各種事業を実施した。

6 月 10 日から 8 月 31 日の間には、栄養ワンダー・オンライン 2020 として、全国 513 人の管理栄養士・栄養士それぞれが自身の SNS(Instagram)に、免疫機能を低下させないで感染症の予防に役立つ食事「予防めし」のレシピを投稿した。同期間の投稿数は 1,136 投稿、国民の推定リーチ数は 1,733,103 人に

達した。

広報活動として、「日本栄養士会ホームページ: www.dietitian.or.jp」(管理栄養士・栄養士向け)と、「NU+ (ニュータス): www.nutas.jp」(国民向け)と連動した特設ページ(www.nutas.jp/84/)『「栄養の日」たのしく食べる、カラダよろこぶ』を公開し、「市民公開講座・オンライン 免疫を味方にして新型コロナウイルスに負けない -第 41 回健康づくり提唱のつどい」や、栄養力診断等を公開した。

また、デジタル技術の発展や世界の変化に応じて、管理栄養士・栄養士に求められる適正・役割にも変化が生じることが予想される中、Society5.0 社会における管理栄養士・栄養士のあり方について、PwC コンサルティング合同会社へ調査を委託した。

2-1-4 2020 年東京オリンピック・パラリンピックの食環境整備支援事業

2019 年度に引き続き、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の東京 2020 大会飲食戦略検討会議委員等として、各省庁で開催される食・栄養に関する会議への出席や資料提供等を行い、これから組織化される選手村内外の「食・栄養」に関するスタッフに管理栄養士・栄養士が積極的に加わり、食の課題を解決できる環境整備を整える活動を行った。

3 健康づくりと食事・栄養に関する情報コミュニケーション事業

3-1 日本栄養士会雑誌の発行事業

「日本栄養士会雑誌」を、1 号あたり平均約 53,000 部発行した。中堅として活躍する管理栄養士・栄養士を主な読者対象とした企画を、「日本栄養士会雑誌」企画委員会を中心に検討し、内容の充実に努めた。また、編集委員会を中心に事業の運営方針や方法の見直しを行い、2022 年以降の「日本栄養士会雑誌」の在り方について検討するための会員アンケートを実施した。

3-2 ホームページによる情報コミュニケーション事業

管理栄養士・栄養士の社会的認知獲得、地位向上を目指すための世論形成を目指して、2015 年からホームページのリニューアルに取り組んでいる。管理栄養士・栄養士向けのページ(第 1 弾: www.dietitian.or.jp)の運用については、取材を行って写真を多用し、さらに専門のライターに記事の執筆を依頼する等、わかりやすい記事を提供した。また、8 月 1 日から 8 月 31 日の期間中、2020 年度全国栄養士大会・オンラインを開催し特設サイトとして公開した。10 月 28 日に、研修会や栄養ケア・ステーション、JDA-DAT などの情報へのアクセスを強化したほか、会員マイページの充実を図り、メール配信登録や会費のクレジットカード払い設定(該当都道府県限)などの機能を実装。3 月 25 日に学生向けページのコンテンツ追加を図った。国民への情報提供を目的としたページ(第 2 弾: www.nutas.jp)の運用については、「NU+ (ニュータス)」の内容の充実に努めるとともに、栄養の日・栄養週間の事業の一環として、特設ページ『「栄養の日・栄養週間 2020」たのしく食べる、カラダよろこぶ』(www.nutas.jp/84/)を公開し、予防めし、衛生管理術動画、市民公開講座・オンライン「「免疫を味方にして新型コロナウイルスに負けない 第 41 回健康づくり提唱のつどい」、栄養力診断「第 2 回免疫の基本がまるわかり編」を公開し、情報提供を行った。

3-3 栄養指導・栄養相談用のパンフレット、リーフレット等の資料の制作・配布事業

「ヘルシーダイアリー」を、感染症予防対策のため腸内環境を整える内容を追加し、国民の健康課題である生活習慣病予防、野菜摂取の増加、減塩を主な内容として、7月に34,000冊作成した。本会並びに都道府県栄養士会が実施する栄養相談・食生活相談で使用した。

IV 公4事業 食環境整備事業

1 連携・協働関係の構築事業

1-1 プライマリ・ヘルス・ケアのネットワーク形成

2019年度に引き続き、関連学会等と連携を図った。

2 先駆的栄養改善活動等表彰事業

本事業においては、栄養改善のために先駆的な活動を行い、あるいは、同活動に従事して顕著な功績の認められる管理栄養士・栄養士等を表彰する。今年度は、全国栄養改善大会(表彰式)は、新型コロナウイルス感染対策で開催されなかったため、各受賞者へ郵送した。

厚生労働大臣表彰は、栄養改善事業功労者 11 名、栄養士養成功労者 22 名、栄養指導業務功労者 61 名、特定給食施設 15 施設が受賞し、副賞と共に授与した。日本栄養士会表彰は、栄養改善功労賞(萩原賞)を東京都・岡林一枝氏に、栄養改善奨励賞(萩原賞)を富山県・荒木麗子氏の 2 名へ授与した。また、会長表彰として、50 年業務貢献者 60 名、25 年等業務貢献者 825 名に対して表彰を行うとともに、都道府県栄養士会感謝状を栃木県・東京都の 2 栄養士会へ贈呈した。

3 国民の健全な食生活を支援する制度の整備

3-1 管理栄養士・栄養士の業務過誤による損害賠償責任保険制度の取り扱い事業

交通事故賠償保険と同様に被害者の影響の軽減化を図るため、会員の支払う会費から、団体栄養士賠償責任保険に加入している(会員一人当たりの保険料は 99 円)。また、より高額な賠償を求める会員には追加補償(栄養士総合補償制度(上乘せ保障制度))の加入を案内し、加入者は 704 名となった。保険金を支払う事案は発生しなかった。

3-2 管理栄養士・栄養士制度の運用改善および制度改革に関する包括的な検討事業

栄養士法 2000 年改正の実体化と完結に向けて、栄養管理体制の整備、地域包括ケアにおける栄養支援体制の確立、管理栄養士免許・栄養士免許取得者の活用について現状と課題を整理し、今後も引き続き対応を検討することとした。

診療報酬・介護報酬改定等の各種報酬制度の改定に向け、国民の誰もが、適切な栄養管理のもと、個々人にあった食事を摂ることができ、ひいては自己実現に繋がることを目的として、制度の構築に向けての活動及び体制づくり等に取り組んだ。

V 公5事業 国際公衆衛生向上事業

1 開発途上国の公衆衛生・公衆栄養上の課題に関する支援事業

開発途上国及び栄養士制度のない国等への支援については、情報把握に努めた。

2 国際栄養士連盟・アジア栄養士連盟の活動にかかる国際交流事業

1988 年(2008 年から 2016 年を除く)から、国際栄養士連盟(International Confederation of Dietetic Associations ; 以下、ICDA)の理事国としての活動を行っている。9 月 15 日に年次総会が Zoom で開催され、中村会長が理事に就任された。以降、Zoom 会議(10 月、1 月、3 月)に参加した。2022 年に日本で開催する第 8 回アジア栄養士会議(The 8th Asian Congress of Dietetics ; 以下、ACD2022)開催に向けて、組織体制を改変し、体制整備を図り、本格的に準備に入った。

3 国際交流助成事業

「東京栄養サミット 2021」開催に際し、日本栄養士会として、国内外に向けどのようなコミットメントの発信が行えるか、PwC コンサルティング合同会社へ調査を委託し、検討を行った。

VI その他（法人運営）に関する事業

1 会務運営に関する取り組み等

1-1 総会、理事会の適切な運営

2020 年度定時総会を、6 月 21 日に開催した。今年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、Web 会議システムによる運営とした。

また、定時理事会を 5 月、7 月、10 月、1 月および 3 月に、臨時理事会を 5 月、6 月、9 月及び 2 月に開催し、本会事業執行について検討した。常任理事会は、毎月定例で開催し、理事会への提案事項等について検討した。

諮問会議は、本会の運営に関する重要な事項について意見を求め、事業執行に反映することとして、2020 年 5 月、2021 年 2 月に開催した。今年度の諮問会議は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため Web 会議とシステムによる開催とした。

1-2 各種事業の企画や本会の政策立案能力の向上のための事業部・事務局体制の整備、諮問会議・地区栄養士会長会議・各種委員会等の充実した運営

事業を効率的かつ有効に実施するために、各種会議を別表 2-1、別表 2-2 のとおり開催した。

1-3 研究・教育センター（仮称）の創設準備

2018 年に設置した研究・教育センター創設準備委員会において、関係事業部と連携して、政策にかかわるデータベースの構築にかかわる 4 つの WG（①診療報酬・介護報酬データベース構築WG、②専門管理栄養士実績データベース構築WG、③栄養ケア・ステーション実績データベース構築WG、④ダイエティシヤンスタディ検討WG）を設置して、エビデンスの収集とエビデンスを収集するためのデータベースの構築の検討に入った。2020 年度は、介護報酬データベース構築 WG において、介護保険施設におけるプレ調査を実施し、介護報酬改定前の実態把握を行った。

1-4 その他、上記に関連した法人運営にかかる取り組み

会議の合理的な運営および予算の効率的な執行は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Web 会議システムによる運営とした。今後も事務局のテレワーク体制の整備や Web 会議への取り組みをさらに推進することが必要と考えられる。

2 会員に関する取り組み等

2-1 ホームページ（会員専用ページ）の充実

ホームページリニューアル第 3 弾として、会員はもちろん、非会員の管理栄養士・栄養士、将来会員となる養成施設学生等とも適切な関係性を築くために、また、円滑な運用、業務フローの見直し及び簡素化を図ることを目的に、業務支援システムの追加開発を行い、研修会のレコメンド機能、解析機能（会員情報のデータ分析、研修会情報のデータ分析）など充実を図った。また、6 月 15 日に、メール配信機能の日本栄養士会による試運用を開始、10 月 28 日に、継続会員を対象としたクレジットカード決済機能（該当都道府県限定）を公開した。

2-2 会員活動の活性化に向けた支援活動

新入会員の獲得対策としては新卒者対策、入会手続きの簡素化、就業者の退会防止対策として、過去のデータを分析し、職域ごとに目標を立て取り組むこととした。都道府県栄養士会と連携し、養成施設卒業生向けの活動等、会員増に取り組んだ結果、2020 度末の会員数は新入会 3,470 名、再入会 736 名、継続 45,240 名、計 49,446 名で、前年度に比べて 473 名の減となった。（別表 3）

2-3 業務支援システムの円滑な運用、保守管理

システムの運用上の諸問題に関する対策およびセキュリティ対策等について、継続的に保守管理作業を実施した。

3 その他必要な取り組み等

特になし

(別表1) 2020年度職域統括事業部事業報告

	全国リーダー研修事業	職域に関する技術・技能向上に関する研修事業	その他の職域専門性の向上事業	事業の企画・運営に関する会議
医療	【全国リーダー研修会】 2020.5.23(土) オンライン 参加者数:47名(定員:47名)	【第40回食事療法学会】 2021.3.6(土) オンライン 参加者数:1381名(定員:1000名)	【スキルアップセミナー】 2020.10.31(日) オンライン 参加者数:275名(定員:200名) 【臨床栄養学術セミナー】 2020.12.12(土) オンライン 参加者数:444名(定員:200名) 【地区リーダー研修会】 オンライン 7ブロック(上半期) 各会場約20名 7ブロック(下半期) 各会場約20名	常任事業推進委員会 事業推進委員会 組織委員会 広報委員会
学校健康教育	【全国リーダー研修会】 2021.2.7(日) オンライン 参加者数42名(定員:47名)	【全国研修会】 2021.2.7(日) オンライン 参加者数:154名(定員:200名)	【スキルアップセミナー】 2021.1.17(日) オンライン 参加者数:91名(定員:90名)	事業推進委員会
勤労者支援	【全国リーダー研修会】 2020.12.13(日) オンライン 参加者数:27名(定員:47名)		【全国矯正栄養士研修会】 ※中止	事業推進委員会 矯正グループ打合せ会
研究教育	【全国リーダー研修会】 2021.2.21(日) オンライン 参加者数:156名(定員:300名)	【全国研修会】 実施なし		事業推進委員会
公衆衛生	【全国リーダー研修会】 2020.9.6(日) オンライン 参加者数:40名(定員:47名)	【全国研修会】 実施なし	【新任者研修会】 2021.1.21(木) オンライン 参加者数:108名(定員:90名) 【実務研修会】 2021.2.21(日) オンライン 参加者数:279名(定員:150名)	事業推進委員会
地域活動	【全国リーダー研修会】 2021.1.30(土) 参加者数:46名(定員:47名)	【第38回公衆栄養活動研究会】 2021.1.30(土)※中止	【地区別研修会】 〈東海・北陸ブロック〉※中止	事業推進委員会
福祉	【全国リーダー研修会】 2021.2.28(日) オンライン 参加者数250名(定員:200名)	【全国研修会】 実施なし	【スキルアップ研修会】(初任者研修) 《高齢編》2020.11.15(日) オンライン 参加者数95名(定員:94名) 《障害編》2021.2.20(土) オンライン 参加者数121名(定員:85名) 《児童編》2021.1.23(日) オンライン 参加者数205名(定員:200名) 《高齢Step00モデル研修》 2020.12.16(水)～18(金) オンライン 参加者数15名(定員:20名) 2020.12.21(月)～23(水) オンライン 参加者数17名(定員:20名) 【ほっこり・ふれあい食事講座】★CS事業※実施なし	事業推進委員会

(別表2-1) 2020年度各種会議の開催

開催期日	回次	会議名	開催場所
2020年6月21日(日)		定時総会	港区・事務局会議室(WEB)
2020.8.1(土)～31(月)		2020年度全国栄養士大会	WEB開催
2020年5月16日(土)	臨時	理事会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年5月31日(日)	5月	理事会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年6月21日(日)	臨時	理事会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年7月5日(日)	7月	理事会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年9月1日(火)	臨時	理事会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年10月18日(日)	10月	理事会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年1月24日(金)	1月	理事会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年2月14日(日)	2月	理事会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年3月21日(日)	3月	理事会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年4月11日(土)	4月	常任理事会	港区・事務局会議室(WEB)
2020.5.15(土)・16(日)	5月①	常任理事会	港区・事務局会議室(WEB)
2020.5.30(土)・31(日)	5月②	常任理事会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年6月20日(土)	6月	常任理事会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年7月4日(土)	7月	常任理事会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年7月26日(日)	7月	常任理事会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年8月28日(金)	臨時	常任理事会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年9月1日(火)	臨時	理事会	WEB開催
2020年9月12日(土)	9月	常任理事会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年10月17日(土)	10月	常任理事会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年11月7日(土)	11月	常任理事会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年12月5日(土)	12月	常任理事会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年1月23日(土)	1月	常任理事会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年2月13日(木)	2月	常任理事会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年3月21日(土)	3月	常任理事会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年5月16日(土)	第1回	諮問会議	港区・事務局会議室(WEB)
2021年2月14日(日)	第2回	諮問会議	港区・事務局会議室(WEB)
2020年10月1日(木)		顕彰審査会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年9月11日(金)		河村育英資金選考委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年4月23日(木)		選任決議管理委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年7月16日(木)		情報コミュニケーション事業部・学術研究事業部部長・副部長合同会議	港区・事務局会議室(WEB)
2020年9月16日(水)	第1回	情報コミュニケーション事業部会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年1月5日(火)	第2回	情報コミュニケーション事業部会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年9月9日(水)	第1回	「日本栄養士会雑誌」編集委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年10月8日(木)	第2回	「日本栄養士会雑誌」編集委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年10月30日(金)	第3回	「日本栄養士会雑誌」編集委員会	港区・事務局会議室(WEB)

開催期日	回次	会議名	開催場所
2020年11月27日(金)	第4回	「日本栄養士会雑誌」編集委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年1月19日(火)	第5回	「日本栄養士会雑誌」編集委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年2月18日(木)	第6回	「日本栄養士会雑誌」編集委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年3月8日(月)	第7回	「日本栄養士会雑誌」編集委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年5月21日(木)	第1回	「日本栄養士会雑誌」企画委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年8月11日(火)	第2回	「日本栄養士会雑誌」企画委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年10月27日(火)	第3回	「日本栄養士会雑誌」企画委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年1月25日(月)	第4回	「日本栄養士会雑誌」企画委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年3月1日(月)	第5回	「日本栄養士会雑誌」企画委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年5月7日(木)		「日本栄養士会雑誌」5月号振り返り会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年6月4日(木)		「日本栄養士会雑誌」6月号振り返り会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年7月2日(木)		「日本栄養士会雑誌」7月号振り返り会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年8月6日(木)		「日本栄養士会雑誌」8月号振り返り会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年9月1日(火)		「日本栄養士会雑誌」9月号振り返り会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年10月8日(木)		「日本栄養士会雑誌」10月号振り返り会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年11月5日(木)		「日本栄養士会雑誌」11月号振り返り会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年12月7日(月)		「日本栄養士会雑誌」12月号振り返り会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年1月8日(金)		「日本栄養士会雑誌」1月号振り返り会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年2月4日(木)		「日本栄養士会雑誌」2月号振り返り会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年3月4日(木)		「日本栄養士会雑誌」3月号振り返り会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年8月25日(火)		「日本栄養士会雑誌」論文委員打合せ会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年11月13日(金)		「東京栄養サミット2021」に向けたコミットメント作成のためのキックオフミーティング	港区・事務局会議室(WEB)
2021年2月2日(火)	第1回	「東京栄養サミット2021」に向けたコミットメント作成のための月次定例会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年3月3日(水)	第2回	「東京栄養サミット2022」に向けたコミットメント作成のための月次定例会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年3月26日(金)	第3回	「東京栄養サミット2023」に向けたコミットメント作成のための月次定例会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年4月7日(火)		Society5.0社会における管理栄養士・栄養士のあり方に関する事業キックオフミーティング	港区・事務局会議室(WEB)
2020年5月20日(水)	第1回	Society5.0社会における管理栄養士・栄養士のあり方に関する事業月次定例会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年6月29日(月)	第2回	Society5.0社会における管理栄養士・栄養士のあり方に関する事業月次定例会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年7月31日(金)	第3回	Society5.0社会における管理栄養士・栄養士のあり方に関する事業月次定例会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年9月4日(金)	第4回	Society5.0社会における管理栄養士・栄養士のあり方に関する事業月次定例会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年10月14日(水)	第5回	Society5.0社会における管理栄養士・栄養士のあり方に関する事業月次定例会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年11月4日(水)	第6回	Society5.0社会における管理栄養士・栄養士のあり方に関する事業月次定例会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年12月10日(木)	第7回	Society5.0社会における管理栄養士・栄養士のあり方に関する事業月次定例会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年10月7日(水)		Society5.0社会における管理栄養士・栄養士のあり方に関する事業ワーキンググループB	港区・事務局会議室(WEB)
2020年10月9日(金)		Society5.0社会における管理栄養士・栄養士のあり方に関する事業ワーキンググループB	港区・事務局会議室(WEB)
2020年10月8日(木)		Society5.0社会における管理栄養士・栄養士のあり方に関する事業ワーキンググループC	港区・事務局会議室(WEB)
2020年11月19日(木)		Society5.0社会における管理栄養士・栄養士のあり方に関する事業有識者会議	港区・事務局会議室(WEB)
2020年12月22日(火)		Society5.0社会における管理栄養士・栄養士のあり方に関する事業理事セッション	港区・事務局会議室(WEB)

開催期日	回次	会議名	開催場所
2021年2月6日(土)		Society5.0社会における管理栄養士・栄養士のあり方検討に関する事業常任理事勉強会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年5月21日(木)	第1回	専門分野別人材育成(NCM領域)準備委員会(新旧引継ぎ)	港区・事務局会議室(WEB)
2020年7月14日(火)		令和2年度専門分野別人材育成事業日栄委員打合せ会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年7月24日(金)	第2回	令和2年度専門分野別人材育成準備委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年8月3日(月)		令和2年度専門分野別人材育成事業日栄委員・厚労省打合せ会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年8月17日(月)		令和2年度専門分野別人材育成事業日栄委員打合せ会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年8月25日(火)	第3回	令和2年度専門分野別人材育成事業準備委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年11月7日(土)		令和2年度専門分野別人材育成事業日栄委員打合せ会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年11月10日(火)	第4回	令和2年度専門分野別人材育成事業準備委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年12月16日(水)		令和2年度専門分野別人材育成事業日栄委員打合せ会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年12月18日(金)	第5回	令和2年度専門分野別人材育成事業準備委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年8月21日(金)	第1回	拡大職域統括事業部会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年10月23日(金)	第1回	職域統括事業部会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年1月28日(木)	第2回	職域統括事業部会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年3月24日(水)	第2回	拡大職域統括事業部会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年5月11日(月)	第1回	医療事業推進委員会常任委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年6月27日(土)	第2回	医療事業推進委員会常任委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年7月18日(土)	第3回	医療事業推進委員会常任委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年9月8日(火)	第4回	医療事業推進委員会常任委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年10月31日(土)	第5回	医療事業推進委員会常任委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年11月28日(土)	第6回	医療事業推進委員会常任委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年12月12日(土)	第7回	医療事業推進委員会常任委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年1月30日(土)	第8回	医療事業推進委員会常任委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年3月6日(土)	第9回	医療事業推進委員会常任委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年3月22日(月)	第10回	医療事業推進委員会常任委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年4月24日(金)	第1回	医療事業推進委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年7月19日(日)	第2回	医療事業推進委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年11月29日(日)	第3回	医療事業推進委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年1月31日(日)	第4回	医療事業推進委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年7月26日(日)	第1回	学校健康教育事業推進委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年9月20日(日)	第2回	学校健康教育事業推進委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年2月20日(土)	第3回	学校健康教育事業推進委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年6月23日(火)	第1回	勤労者支援事業推進委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年10月11日(日)	第2回	勤労者支援事業推進委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年11月26日(木)	第3回	勤労者支援事業推進委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年3月11日(木)	第4回	勤労者支援事業推進委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年6月1日(月)	第1回	研究教育事業推進委員会(新旧委員合同)	港区・事務局会議室(WEB)
2020年9月27日(日)	第2回	研究教育事業推進委員会	港区・事務局会議室(WEB)

開 催 期 日	回 次	会 議 名	開 催 場 所
2020年12月15日(火)	第3回	研究教育事業推進委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年6月7日(日)	第1回	公衆衛生新旧事業推進委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年7月18日(土)	第2回	公衆衛生事業推進委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年9月6日(日)	第3回	公衆衛生事業推進委員会(全国リーダー研修会併催)	港区・事務局会議室(WEB)
2020年9月21日(月)	第4回	公衆衛生事業推進委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年12月6日(日)	第5回	公衆衛生事業推進委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年1月21日(木)	第6回	公衆衛生事業推進委員会(新任者研修会併催)	港区・事務局会議室(WEB)
2021年2月21日(日)	第7回	公衆衛生事業推進委員会(実務研修会併催)	港区・事務局会議室(WEB)
2020年6月20日(土)		地域活動新旧事業推進委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年8月1日(土)	第1回	地域活動事業推進委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年10月24日(土)	第2回	地域活動事業推進委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年12月19日(土)	第3回	地域活動事業推進委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年2月16日(火)		地域連携事業部会・拡大会議	港区・事務局会議室(WEB)
2020年6月3日(水)		栄養ケア・ステーション事業部会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年6月16日(火)		栄養ケア・ステーション事業部会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年9月9日(水)		栄養ケア・ステーション事業部・地域連携事業部合同部会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年2月4日(木)		栄養ケア・ステーション事業部会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年8月6日(木)		栄養ケア・ステーション事業部と厚生労働省との打合せ(web)会議	港区・事務局会議室(WEB)
2020年10月27日(火)		栄養ケア・ステーション名称変更に関する検討会(web)	港区・事務局会議室(WEB)
2020年12月2日(水)		栄養ケア・ステーション推進委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年6月22日(月)	第1回	栄養ケア・ステーション認定委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年2月22日(月)	第2回	栄養ケア・ステーション認定委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年4月25日(土)	第1回	福祉事業推進委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年5月2日(土)		福祉事業各分野別事業推進すり合わせ会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年2月4日(火)		福祉児童分野事業すり合わせ会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年6月28日(日)	第2回	福祉事業推進委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年7月19日(日)	第3回	福祉事業推進委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年9月5日(土)	第4回	福祉事業推進委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年12月13日(日)	第5回	福祉事業推進委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年2月24日(水)	第6回	福祉事業推進委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年5月15日(金)		研究・教育センター創設準備委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年6月20日(土)		研究・教育センター創設準備委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年8月22日(土)		研究・教育センター創設準備委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年8月27日(木)		研究・教育センター各データベース構築ワーキング打合せ会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年8月31日(月)	第1回	研究・教育センター介護報酬エビデンス収集データベース構築ワーキンググループ	港区・事務局会議室(WEB)
2020年9月11日(金)	第2回	研究・教育センター介護報酬エビデンス収集データベース構築ワーキンググループ	港区・事務局会議室(WEB)
2020年11月14日(土)	第3回	研究・教育センター介護報酬エビデンス収集データベース構築ワーキンググループ	港区・事務局会議室(WEB)
2020年12月12日(土)	第4回	研究・教育センター介護報酬エビデンス収集データベース構築ワーキンググループ	港区・事務局会議室(WEB)

開催期日	回次	会議名	開催場所
2021年1月16日(土)	第5回	研究・教育センター介護報酬エビデンス収集データベース構築ワーキンググループ	港区・事務局会議室(WEB)
2020年5月13日(水)	第1回	生涯教育委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年8月19日(水)	第2回	生涯教育委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年9月15日(火)	臨時	生涯教育委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年12月15日(火)	第3回	生涯教育委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年2月15日(月)	第4回	生涯教育委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年4月27日(月)		生涯教育基本研修ワーキング	港区・事務局会議室(WEB)
2020年9月6日(日)	第1回	生涯教育担当者会議	港区・事務局会議室(WEB)
2021年2月27日(土)	第2回	生涯教育担当者会議	港区・事務局会議室(WEB)
2020年7月11日(土)	第1回	生涯教育認定適格審査委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年9月5日(土)	第2回	生涯教育認定適格審査委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年10月11日(日)	第3回	生涯教育認定審査適格委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年1月14日(木)	第4回	生涯教育認定審査適格委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年2月12日(金)	第1回	生涯教育臨床栄養分野ワーキング	港区・事務局会議室(WEB)
2021年3月30日(火)	第2回	生涯教育臨床栄養分野ワーキング	港区・事務局会議室(WEB)
2020年10月19日(月)	第1回	JDADAT運営委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年11月18日(水)	第2回	JDADAT運営委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年12月26日(土)	第3回	JDADAT運営委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年2月16日(火)	第4回	JDADAT運営委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年3月4日(木)	第5回	JDADAT運営委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年3月23日(火)	第6回	JDADAT運営委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年11月27日(金)		JDA-DATリーダー育成研修打合せ会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年1月25日(月)		JDA-DATリーダー育成研修打合せ会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年1月26日(火)		JDA-DATリーダー育成研修演習打合せ会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年2月2日(火)		JDA-DATリーダー育成研修演習打合せ会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年3月12日(金)		JDA-DATリーダー育成研修打合せ会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年10月29日(木)	第1回	JDA-DAT研修チーム打合せ会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年11月18日(水)	第2回	JDA-DAT研修チーム打合せ会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年12月18日(金)	第3回	JDA-DAT研修チーム打合せ会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年12月26日(土)	第4回	JDA-DAT研修チーム打合せ会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年1月18日(月)	第5回	JDA-DAT研修チーム打合せ会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年2月12日(金)	第6回	JDA-DAT研修チーム打合せ会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年2月26日(金)	第7回	JDA-DAT研修チーム打合せ会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年11月12日(木)	第1回	JDA-DATマニュアルチーム打合せ会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年12月17日(木)	第2回	JDA-DATマニュアルチーム打合せ会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年1月15日(金)	第3回	JDA-DATマニュアルチーム打合せ会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年2月9日(火)	第4回	JDA-DATマニュアルチーム打合せ会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年2月22日(月)	第5回	JDA-DATマニュアルチーム打合せ会	港区・事務局会議室(WEB)

開催期日	回次	会議名	開催場所
2020年12月23日(水)		JDA-DATエビデンスチーム打合せ会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年4月18日(土)	第1回	特定保健指導担当管理栄養士運営委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年6月6日(土)	第2回	特定保健指導担当管理栄養士運営委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年6月13日(土)	第3回	特定保健指導担当管理栄養士運営委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年8月3日(月)	第4回	特定保健指導担当管理栄養士運営委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年8月28日(金)		特定保健指導担当管理栄養士運営委員打合せ会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年9月26日(土)	第5回	特定保健指導担当管理栄養士運営委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年10月3日(土)	第6回	特定保健指導担当管理栄養士運営委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年12月20日(日)	第7回	特定保健指導担当管理栄養士運営委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年1月30日(土)	第8回	特定保健指導担当管理栄養士運営委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年2月13日(土)	第9回	特定保健指導担当管理栄養士運営委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年3月6日(土)		特定保健指導担当管理栄養士臨時運営委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年3月13日(土)		特定保健指導担当管理栄養士臨時運営委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年3月27日(土)	第10回	特定保健指導担当管理栄養士運営委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年11月8日(日)	第1回	静脈経腸栄養(TNT-D)運営委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年3月7日(日)	第2回	静脈経腸栄養(TNT-D)運営委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年4月10日(金)		食物アレルギー診療ガイドライン作成委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年5月20日(水)		食物アレルギー診療ガイドライン作成委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年11月6日(金)		食物アレルギー分野委員調整会議	港区・事務局会議室(WEB)
2021年2月5日(金)		アレルギー専門管理栄養士 制度委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年7月26日(日)	第1回	食物アレルギー管理栄養士・栄養士制度打合せ会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年9月19日(土)	第2回	食物アレルギー管理栄養士・栄養士制度打合せ会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年11月28日(土)	第3回	食物アレルギー管理栄養士・栄養士制度打合せ会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年2月21日(日)	第4回	食物アレルギー管理栄養士・栄養士制度打合せ会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年3月1日(月)	第5回	食物アレルギー管理栄養士・栄養士制度打合せ会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年3月7日(日)	第1回	食物アレルギー栄養士小委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年3月15日(月)	第2回	食物アレルギー栄養士小委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年3月25日(木)	第3回	食物アレルギー栄養士小委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年3月17日(水)	第1回	食物アレルギー管理栄養士小委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年3月25日(木)	第2回	食物アレルギー管理栄養士小委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年1月25日(月)		専門管理栄養士推進協議会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年5月25日(月)	第1回	がん病態栄養専門管理栄養士運営委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年7月22日(水)	第2回	がん病態栄養専門管理栄養士運営委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年9月9日(水)	第3回	がん病態栄養専門管理栄養士運営委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年12月19日(土)	第4回	がん病態栄養専門管理栄養士運営委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年1月22日(金)	第5回	がん病態栄養専門管理栄養士運営委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年10月14日(水)		がん病態栄養専門管理栄養士研修打合せ会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年5月28日(木)	第1回	在宅栄養専門管理栄養士認定委員会	港区・事務局会議室(WEB)

開催期日	回次	会議名	開催場所
2020年8月1日(土)	第2回	在宅栄養専門管理栄養士認定委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年9月19日(土)	第3回	在宅栄養専門管理栄養士認定委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年12月25日(金)	第4回	在宅栄養専門管理栄養士認定委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年1月27日(水)	第5回	在宅栄養専門管理栄養士認定委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年3月10日(水)	第6回	在宅栄養専門管理栄養士認定委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年12月23日(水)	第1回	摂食嚥下リハ栄養専門管理栄養士認定委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年1月18日(月)	第2回	摂食嚥下リハ栄養専門管理栄養士認定委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年2月24日(水)	第3回	摂食嚥下リハ栄養専門管理栄養士認定委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2021年3月15日(月)		摂食嚥下リハ栄養専門管理栄養士研修小委員会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年4月17日(金)		摂食嚥下リハ栄養専門管理栄養士打合せ会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年8月3日(月)		摂食嚥下リハ栄養専門管理栄養士打合せ会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年5月1日(金)		人材育成事業部会	港区・事務局会議室(WEB)
2020年11月18日(水)		人材育成・医療合同会議	港区・事務局会議室(WEB)

(別表2-2) 2020年度地区栄養士会長会議の開催

地区名	開催期日	開催場所
北海道・東北	2020年11月21日(土)	Web会議(宮城県栄養士会)
関東甲信越	2020年8月26日(水)	Web会議(担当県:長野県栄養士会)
京浜	2020年7月14日(火)	Web会議(担当県:千葉県栄養士会)
	2021年2月2日(火)	Web会議(担当県:神奈川県栄養士会)
東海・北陸	2020年8月29日(土)	Web会議(担当県:岐阜県栄養士会)
近畿	2020年9月26日(土)	Web会議(担当県:滋賀県栄養士会)
	2021年2月5日(金)	Web会議(担当県:奈良県栄養士会)
中国・四国	-	メール審議(担当県:鳥取県栄養士会)
九州	2020年8月28日(金)	長崎県長崎市・長崎バスターミナルホテル

別表3 2020年度会員数（都道府県別・職域別）

	2020年度会員数				対前年度 比較増減	職域別会員数						
	合 計	新入会	再入会	継 続		医 療	学校健康教育	勤労者支援	研究教育	公衆衛生	地域活動	福 祉
北海道	2,594	157	31	2,406	△ 48	1,162	175	58	109	277	242	571
青 森	561	31	6	524	△ 20	222	42	14	45	51	47	140
岩 手	739	40	9	690	△ 12	269	35	3	29	83	102	218
宮 城	843	54	9	780	△ 12	344	53	21	45	108	84	188
秋 田	637	18	0	619	△ 18	183	25	3	12	63	127	224
山 形	624	34	2	588	△ 14	230	22	23	17	53	92	187
福 島	714	41	25	648	△ 17	306	67	18	26	56	83	158
茨 城	969	39	9	921	△ 81	373	141	26	44	68	106	211
栃 木	683	58	5	620	3	304	48	12	20	71	72	156
群 馬	1,088	83	0	1,005	△ 2	368	189	16	75	107	138	195
埼 玉	1,416	119	19	1,278	9	615	63	54	80	110	206	288
千 葉	1,363	118	7	1,238	10	493	105	1	63	155	216	330
東 京	4,107	431	62	3,614	185	1,940	250	244	367	229	455	622
神奈川	2,451	232	48	2,171	80	1,028	146	71	126	175	424	481
新 潟	1,300	60	13	1,227	△ 40	378	206	23	65	135	173	320
富 山	691	36	5	650	△ 27	297	85	3	14	52	60	180
石 川	558	27	6	525	△ 38	261	30	9	33	40	61	124
福 井	624	55	9	560	△ 16	244	70	10	24	34	65	177
山 梨	505	34	0	471	△ 3	137	25	21	35	65	74	148
長 野	1,274	76	22	1,176	△ 46	438	133	43	40	141	197	282
岐 阜	748	46	10	692	△ 7	328	37	20	19	83	97	164
静 岡	1,372	96	15	1,261	△ 38	530	90	45	51	112	229	315
愛 知	2,105	175	69	1,861	△ 23	941	182	61	175	107	245	394
三 重	535	42	5	488	△ 11	229	7	21	24	43	104	107
滋 賀	516	43	11	462	△ 4	180	18	14	41	39	118	106
京 都	981	58	5	918	△ 1	381	45	34	78	61	156	226
大 阪	2,871	216	58	2,597	0	1,257	99	66	182	146	621	500
兵 庫	1,605	143	36	1,426	25	615	59	44	111	140	289	347
奈 良	535	30	5	500	2	145	124	7	21	28	79	131
和歌山	364	15	5	344	△ 26	147	8	25	12	23	73	76
鳥 取	232	16	1	215	4	96	10	7	3	33	33	50
島 根	554	15	1	538	△ 19	175	55	8	15	44	101	156
岡 山	1,515	99	22	1,394	△ 82	617	200	27	100	109	157	305
広 島	1,328	99	13	1,216	△ 1	576	75	32	99	67	210	269
山 口	765	61	6	698	△ 14	368	87	11	30	40	90	139
徳 島	431	16	7	408	△ 8	210	17	5	51	53	44	51
香 川	636	26	0	610	△ 6	283	52	6	12	39	110	134
愛 媛	717	38	10	669	△ 14	360	28	23	19	67	58	162
高 知	425	25	4	396	△ 11	238	16	13	27	39	34	58
福 岡	2,614	159	46	2,409	△ 15	1,363	227	68	149	146	278	383
佐 賀	326	25	22	279	△ 15	151	18	1	14	30	54	58
長 崎	1,012	45	6	961	△ 46	435	30	11	63	96	176	201
熊 本	996	51	18	927	△ 46	524	24	23	23	69	84	249
大 分	823	78	8	737	22	299	54	13	27	66	187	177
宮 崎	317	31	26	260	17	168	13	8	9	26	40	53
鹿児島	854	50	18	786	△ 25	553	14	11	42	62	56	116
沖 縄	528	29	22	477	△ 24	220	18	15	17	36	116	106
合 計	49,446	3,470	736	45,240	△ 473	20,981	3,517	1,292	2,683	3,877	6,863	10,233
2019年度 会員数	49,919	4,437		45,482		21,082	3,579	1,245	2,678	3,847	7,026	10,462
対前年度 比較増減	△ 473	△ 967		△ 242		△ 101	△ 62	47	5	30	△ 163	△ 229

2020 年度事業報告

2020 年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

2021 年 5 月 29 日

公益社団法人 日本栄養士会

貸借対照表

2021年 3月31日現在

公益社団法人日本栄養士会

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	353,812,786	334,542,099	19,270,687
現金	200,650	192,083	8,567
当座預金	16,756,360	9,612,543	7,143,817
普通預金	336,855,776	324,737,473	12,118,303
未収会費	1,143,000	3,125,500	▲ 1,982,500
未前収金	7,950,070	7,104,535	845,535
前商払品	15,232,151	17,090,444	▲ 1,858,293
貯蔵品	2,169,521	1,942,789	226,732
消耗品	141,798	194,710	▲ 52,912
短期貸付金	815,598	545,806	269,792
未収消費税等	0	1,000,000	▲ 1,000,000
流動資産合計	34,900	0	34,900
	381,299,824	365,545,883	15,753,941
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	780,000	780,000	0
基本財産合計	780,000	780,000	0
(2) 特定資産			
役員退職慰労引当資産	2,800,000	9,100,000	▲ 6,300,000
普通預金	74,500,760	64,440,616	10,060,144
定期預金	64,100,000	64,100,000	0
特定資産合計	141,400,760	137,640,616	3,760,144
(3) その他固定資産			
建物付属設備	2,479,456	2,766,499	▲ 287,043
車両運搬具	4,809,916	6,706,864	▲ 1,896,948
什器備品	487,230	315,092	172,138
リース資産	2,596,620	3,462,144	▲ 865,524
ソフトウェア	25,474,446	35,495,315	▲ 10,020,869
ソフトウェア仮勘定	0	3,564,000	▲ 3,564,000
敷保証金	247,520	247,520	0
リースサイクル預託金	6,128,250	6,128,250	0
その他固定資産合計	18,990	18,990	0
固定資産合計	42,242,428	58,704,674	▲ 16,462,246
資産合計	184,423,188	197,125,290	▲ 12,702,102
	565,723,012	562,671,173	3,051,839
II 負債の部			
1. 流動負債			
未前払金	30,916,191	47,147,690	▲ 16,231,499
前受金	1,217,553	562,780	654,773
前受り会費	25,549,150	18,500,400	7,048,750
預り会費	1,151,423	1,605,058	▲ 453,635
賞与引当金	6,400,500	808,500	5,592,000
未払消費税等	8,846,767	7,837,158	1,009,609
流動負債合計	0	1,920,400	▲ 1,920,400
	74,081,584	78,381,986	▲ 4,300,402
2. 固定負債			
リース債務	3,763,584	5,018,112	▲ 1,254,528
役員退職慰労引当金	2,800,000	10,500,000	▲ 7,700,000
固定負債合計	6,563,584	15,518,112	▲ 8,954,528
負債合計	80,645,168	93,900,098	▲ 13,254,930
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
国庫補助金	▲ 2,400,000	▲ 2,400,000	0
地方公共団体助成金	3,148,695	3,148,695	0
民間助成金	400,000	0	400,000
寄付金	35,988,402	25,293,362	10,695,040
指定正味財産合計	125,029,477	124,279,222	750,255
(うち特定資産への充当額)	122,605,960	122,545,816	60,144
2. 一般正味財産	360,048,367	344,491,853	15,556,514
(うち基本財産への充当額)	780,000	780,000	0
正味財産合計	485,077,844	468,771,075	16,306,769
負債及び正味財産合計	565,723,012	562,671,173	3,051,839

正味財産増減計算書

2020年 4月 1日から2021年 3月31日まで

公益社団法人日本栄養士会

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	119	233	▲ 114
基本財産受取利息	119	233	▲ 114
特定資産運用益	6,837	7,942	▲ 1,105
特定資産受取利息	6,837	7,942	▲ 1,105
受取入金金	0	3,000	▲ 3,000
受取入金金	0	3,000	▲ 3,000
受取会費	343,959,000	347,178,000	▲ 3,219,000
正会員受取会費	321,399,000	324,473,500	▲ 3,074,500
賛助会員受取会費	22,560,000	22,680,000	▲ 120,000
預り金(都道府県栄)	0	24,500	▲ 24,500
事業収益	129,018,207	239,811,068	▲ 110,792,861
研修・セミナー事業収益	45,003,340	66,027,444	▲ 21,024,104
書籍監修料収益	4,115,726	4,433,922	▲ 318,196
協賛金収益	34,054,972	98,369,651	▲ 64,314,679
認定登録料収益	2,821,350	6,562,775	▲ 3,741,425
雑誌購読料収益	1,323,530	1,667,541	▲ 344,011
情報提供事業収益	38,897,167	49,555,550	▲ 10,658,383
栄養情報普及収益	321,860	2,204,824	▲ 1,882,964
栄養ケア・ステーション事業収益	0	136,080	▲ 136,080
栄養ケア・ステーション認定収益	1,877,700	1,334,720	542,980
受託事業収益	602,562	9,518,561	▲ 8,915,999
受取補助金等	4,322,587	20,731,000	▲ 16,408,413
厚労省受託事業収益	4,322,587	9,578,000	▲ 5,255,413
受取国庫補助金	0	9,703,000	▲ 9,703,000
受取民間助成金	0	1,450,000	▲ 1,450,000
受取寄付金	0	700,894	▲ 700,894
受取寄付金	0	700,894	▲ 700,894
指定正味財産からの振替額	10,344,785	6,280,131	4,064,654
指定正味財産からの振替額	10,344,785	6,280,131	4,064,654
雑収益	4,103,914	10,788,702	▲ 6,684,788
受取利息	2,875	2,030	845
情報交換会費収益	0	3,681,600	▲ 3,681,600
雑収益	3,730,839	7,001,872	▲ 3,271,033
受取事務手数料	370,200	103,200	267,000
賞与引当金戻入	7,837,158	8,170,314	▲ 333,156
賞与引当金戻入	7,837,158	8,170,314	▲ 333,156
経常収益計	499,592,607	633,671,284	▲ 134,078,677
(2) 経常費用			
事業費	362,773,168	467,182,179	▲ 104,409,011
役員報酬	9,239,600	13,183,400	▲ 3,943,800
給料	49,635,503	58,309,533	▲ 8,674,030
賞与	13,537,924	16,643,994	▲ 3,106,070
臨時雇賃金	343,350	572,040	▲ 228,690
賞与引当金繰入	4,865,722	5,250,896	▲ 385,174
役員退職慰労引当金繰入	1,057,000	1,057,000	0
法定福利費	10,711,900	14,377,073	▲ 3,665,173
厚生費	1,504,455	2,134,841	▲ 630,386
渉外費	722,324	881,712	▲ 159,388
会議費	50,352	2,268,361	▲ 2,218,009
旅費	2,899,313	43,461,047	▲ 40,561,734
通信運搬費	51,653,827	53,727,927	▲ 2,074,100
減価償却費	12,989,801	13,706,275	▲ 716,474
消耗什器備品費	165,376	644,289	▲ 478,913
消耗品費	4,090,838	11,075,742	▲ 6,984,904
修繕費	734,863	700,187	34,676
印刷製本費	54,586,545	61,895,270	▲ 7,308,725
人財派遣費	1,850,828	9,414,588	▲ 7,563,760
光熱費	654,329	717,455	▲ 63,126
賃借料	15,774,373	34,350,321	▲ 18,575,948
保険料	5,520,225	5,874,224	▲ 353,999
支払報酬	3,606,181	3,350,080	256,101
諸謝金	3,842,969	11,213,717	▲ 7,370,748
広報費	1,185,800	140,726	1,045,074
租税公課	6,496,913	7,481,548	▲ 984,635
栄養指導教材費	61,756	415,824	▲ 354,068
諸会費	2,660,114	2,717,793	▲ 57,679
参加者負担金	0	3,776,085	▲ 3,776,085
支払研修費	1,800,000	4,184,875	▲ 2,384,875
支払寄付金	0	30,056	▲ 30,056
支払情報交換会費	0	200,000	▲ 200,000
委託手数料	0	1,883,780	▲ 1,883,780
支払手数料	87,641,207	64,076,450	23,564,757
システム使用料	5,705,205	8,917,235	▲ 3,212,030
図書資料費	3,254,361	3,890,112	▲ 635,751
図原稿料	399,928	396,451	3,477
顕彰費	2,489,141	2,610,714	▲ 121,573
雑費	200,000	646,397	▲ 446,397
雑費	841,145	1,004,161	▲ 163,016

科 目	当年度	前年度	増 減
管 理 費	117,494,077	111,485,842	6,008,235
役 員 報 酬	3,456,600	5,284,800	▲ 1,828,200
給 料	40,290,015	32,273,549	8,016,466
賞 与	11,076,485	8,197,787	2,878,698
臨時 雇 賃 金	0	23,467	▲ 23,467
賞 与 引 当 金	3,981,045	2,586,262	1,394,783
役員退職慰勞引当金繰入	343,000	343,000	0
法定 福 利 費	8,764,281	7,081,247	1,683,034
福 利 生 費	1,230,917	1,051,489	179,428
福 祉 外 費	148,716	233,299	▲ 84,583
旅 費	42,314	371,395	▲ 329,081
通 信 費	2,827,278	9,248,377	▲ 6,421,099
運 賃 費	2,192,371	2,487,876	▲ 295,505
備 品 費	4,745,304	5,212,016	▲ 466,712
什 耗 費	35,378	548,840	▲ 513,462
修 繕 費	1,179,088	1,318,114	▲ 139,026
印 刷 製 本 費	573,082	547,973	25,109
人 材 派 水 遣 料	851,653	740,484	111,169
光 熱 水 借 費	1,514,315	3,482,169	▲ 1,967,854
賃 保 險 報 酬	681,036	611,165	69,871
支 払 謝 金	13,070,150	11,210,213	1,859,937
諸 租 税 公 課	207,763	196,612	11,151
情 報 交 換 費	3,789,119	3,618,700	170,419
委 託 手 数 費	92,000	50,000	42,000
シ ス テ ム 使 用 料	354,937	164,852	190,085
図 書 資 料 費	590,000	574,849	15,151
原 稿 費	0	1,898,740	▲ 1,898,740
雜 費	8,673,529	6,439,187	2,234,342
費 用 計	3,238,375	2,956,036	282,339
損 益 等 調 整 前 当 期 經 常 増 減 額	2,323,673	1,693,421	630,252
評 価 損 益 等 計	359,670	347,705	11,965
當 期 經 常 増 減 額	111,370	0	111,370
2. 経常外増減の部	750,613	692,218	58,395
(1) 経常外収益	480,267,245	578,668,021	▲ 98,400,776
固定資産受贈益	19,325,362	55,003,263	▲ 35,677,901
什器備品受贈益	0	0	0
過年度会費	0	0	0
正会員受取会費	19,325,362	55,003,263	▲ 35,677,901
前期損益修正益	0	0	0
前期損益修正損	0	0	0
雑収益(経常外)	0	0	0
雑収益(経常外)	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
固定資産除却損	0	0	0
什器備品除却損	0	0	0
前期損益修正損	0	0	0
前期損益修正損	0	0	0
雑損失(経常外)	0	0	0
雑損失(経常外)	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	0	0	0
一般正味財産期末残高	0	0	0
II 指定正味財産増減の部	0	0	0
受取補助金等	0	0	0
受取民間助成金	0	0	0
受取寄付金	0	0	0
受取寄付金	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0
○一般財産への振替	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	0	0	0

正味財産増減計算書内訳表

2020年 4月 1日から2021年 3月31日まで

公益社団法人日本栄養士会

科 目	公益目的事業会計						公益目的事業 会計合計	法人会計	合計
	公益1	公益2	公益3	公益4	公益5	公益事業共通			
I 一般正味財産増減の部									
1. 経常増減の部									
(1) 経常収益									
基本財産運用益	0	0	0	0	0	119	119	0	119
基本財産受取利息	0	0	0	0	0	119	119	0	119
特定資産運用益	0	0	424	872	5,172	0	6,468	369	6,837
特定資産受取利息	0	0	424	872	5,172	0	6,468	369	6,837
受取会費	0	0	0	0	0	183,259,500	183,259,500	160,699,500	343,959,000
正会員受取会費	0	0	0	0	0	160,699,500	160,699,500	160,699,500	321,399,000
賛助会員受取会費	0	0	0	0	0	22,560,000	22,560,000	0	22,560,000
事業収益	4,115,726	55,102,924	69,799,557	0	0	0	129,018,207	0	129,018,207
研修・セミナー事業収益	0	41,346,340	3,657,000	0	0	0	45,003,340	0	45,003,340
書籍監修料収益	4,115,726	0	0	0	0	0	4,115,726	0	4,115,726
協賛金収益	0	2,654,972	31,400,000	0	0	0	34,054,972	0	34,054,972
認定登録料収益	0	2,821,350	0	0	0	0	2,821,350	0	2,821,350
雑誌購読料収益	0	0	1,323,530	0	0	0	1,323,530	0	1,323,530
情報提供事業収益	0	7,560,000	31,337,167	0	0	0	38,897,167	0	38,897,167
栄養情報普及収益	0	117,700	204,160	0	0	0	321,860	0	321,860
栄養ケア・ステーション認定収益	0	0	1,877,700	0	0	0	1,877,700	0	1,877,700
受託事業収益	0	602,562	0	0	0	0	602,562	0	602,562
受取補助金等	4,322,587	0	0	0	0	0	4,322,587	0	4,322,587
厚労省受託事業収益	4,322,587	0	0	0	0	0	4,322,587	0	4,322,587
指定正味財産からの振替額	3,000,000	0	7,036,382	200,000	108,403	0	10,344,785	0	10,344,785
指定正味財産からの振替額	3,000,000	0	7,036,382	200,000	108,403	0	10,344,785	0	10,344,785
雑収益	62	156,003	805,575	271,033	▲ 7	147,612	1,380,278	2,723,636	4,103,914
受取利息	62	3	21	0	▲ 7	0	79	2,796	2,875
雑収益	0	156,000	805,554	271,033	0	147,612	1,380,199	2,350,640	3,730,839
受取事務手数料	0	0	0	0	0	0	0	370,200	370,200
賞与引当金戻入	235,115	2,116,033	1,802,546	78,372	78,372	0	4,310,438	3,526,720	7,837,158
賞与引当金戻入	235,115	2,116,033	1,802,546	78,372	78,372	0	4,310,438	3,526,720	7,837,158
経常収益計	11,673,490	57,374,960	79,444,484	550,277	191,940	183,407,231	332,642,382	166,950,225	499,592,607
(2) 経常費用									
事業費	15,673,201	84,193,058	226,918,758	10,101,853	25,870,506	15,792	362,773,168	0	362,773,168
役員報酬	803,000	3,105,600	4,693,800	464,200	173,000	0	9,239,600	0	9,239,600
給料手当	3,078,151	24,174,009	20,592,675	895,334	895,334	0	49,635,503	0	49,635,503
賞与	738,432	6,645,890	5,661,314	246,144	246,144	0	13,537,924	0	13,537,924
臨時雇賃金	0	315,000	28,350	0	0	0	343,350	0	343,350
賞与引当金繰入	265,403	2,388,627	2,034,756	88,468	88,468	0	4,865,722	0	4,865,722
役員退職慰労引当金繰入	147,000	336,000	504,000	49,000	21,000	0	1,057,000	0	1,057,000
法定福利費	584,285	5,258,569	4,479,522	194,762	194,762	0	10,711,900	0	10,711,900
福利厚生費	82,061	738,550	629,136	27,354	27,354	0	1,504,455	0	1,504,455
渉外費	30,000	29,160	216,564	446,600	0	0	722,324	0	722,324
会議費	25,371	9,461	14,311	488	721	0	50,352	0	50,352
旅費交通費	199,692	1,028,521	1,531,900	110,013	29,187	0	2,899,313	0	2,899,313
通信運搬費	321,159	1,160,429	49,568,064	507,823	80,560	15,792	51,653,827	0	51,653,827
減価償却費	1,107,238	4,270,772	7,137,262	398,434	76,095	0	12,989,801	0	12,989,801
消耗什器備品費	1,387	10,146	149,680	694	3,469	0	165,376	0	165,376
消耗品費	137,699	670,732	2,492,341	726,336	63,730	0	4,090,838	0	4,090,838
修繕費	22,474	67,421	577,546	11,237	56,185	0	734,863	0	734,863
印刷製本費	1,072,126	1,025,591	52,485,330	583	2,915	0	54,586,545	0	54,586,545
人材派遣費	100,954	908,589	773,983	33,651	33,651	0	1,850,828	0	1,850,828
光熱水料費	26,707	80,122	467,378	13,354	66,768	0	654,329	0	654,329
賃借料	907,850	3,175,617	10,149,548	322,393	1,218,965	0	15,774,373	0	15,774,373
保険料	15,895	48,758	522,994	4,919,158	13,420	0	5,520,225	0	5,520,225
支払報酬	1,074,969	1,420,608	955,895	5,585	149,124	0	3,606,181	0	3,606,181
諸謝金	387,680	2,719,917	630,685	0	104,687	0	3,842,969	0	3,842,969
広報費	0	0	1,185,800	0	0	0	1,185,800	0	1,185,800
租税公課	188,344	2,681,015	3,525,977	17,578	83,999	0	6,496,913	0	6,496,913
栄養指導教材費	0	61,756	0	0	0	0	61,756	0	61,756
諸会費	28	83	10,481	212,014	2,437,508	0	2,660,114	0	2,660,114
支払助成金	1,800,000	0	0	0	0	0	1,800,000	0	1,800,000
委託費	2,055,273	15,442,940	50,740,529	33,578	19,368,887	0	87,641,207	0	87,641,207
支払手数料	278,920	4,166,841	1,105,032	27,563	126,849	0	5,705,205	0	5,705,205
システム使用料	75,164	1,520,411	1,433,295	37,582	187,909	0	3,254,361	0	3,254,361
図書資料費	53,875	132,015	157,458	1,205	55,375	0	399,928	0	399,928
原稿料	64,000	499,876	1,925,265	0	0	0	2,489,141	0	2,489,141
顕彰費	0	0	0	200,000	0	0	200,000	0	200,000
雑費	28,064	100,032	537,887	110,722	64,440	0	841,145	0	841,145

科 目	公益目的事業会計						公益目的事業 会計合計	法人会計	合計
	公益1	公益2	公益3	公益4	公益5	公益事業共通			
管理費	0	0	0	0	0	0	0	117,494,077	117,494,077
役員報酬	0	0	0	0	0	0	0	3,456,600	3,456,600
給料手当	0	0	0	0	0	0	0	40,290,015	40,290,015
賞与	0	0	0	0	0	0	0	11,076,485	11,076,485
賞与引当金繰入	0	0	0	0	0	0	0	3,981,045	3,981,045
役員退職慰労引当金繰入	0	0	0	0	0	0	0	343,000	343,000
法定福利費	0	0	0	0	0	0	0	8,764,281	8,764,281
福利厚生費	0	0	0	0	0	0	0	1,230,917	1,230,917
渉外費	0	0	0	0	0	0	0	148,716	148,716
会議費	0	0	0	0	0	0	0	42,314	42,314
旅費交通費	0	0	0	0	0	0	0	2,827,278	2,827,278
通信運搬費	0	0	0	0	0	0	0	2,192,371	2,192,371
減価償却費	0	0	0	0	0	0	0	4,745,304	4,745,304
消耗什器備品費	0	0	0	0	0	0	0	35,378	35,378
消耗品費	0	0	0	0	0	0	0	1,179,088	1,179,088
修繕費	0	0	0	0	0	0	0	573,082	573,082
印刷製本費	0	0	0	0	0	0	0	851,653	851,653
人材派遣費	0	0	0	0	0	0	0	1,514,315	1,514,315
光熱水料費	0	0	0	0	0	0	0	681,036	681,036
貸借料	0	0	0	0	0	0	0	13,070,150	13,070,150
保険料	0	0	0	0	0	0	0	207,763	207,763
支払報酬	0	0	0	0	0	0	0	3,789,119	3,789,119
諸謝金	0	0	0	0	0	0	0	92,000	92,000
租税公課	0	0	0	0	0	0	0	354,937	354,937
諸会費	0	0	0	0	0	0	0	590,000	590,000
委託費	0	0	0	0	0	0	0	8,673,529	8,673,529
支払手数料	0	0	0	0	0	0	0	3,238,375	3,238,375
システム使用料	0	0	0	0	0	0	0	2,323,673	2,323,673
図書資料費	0	0	0	0	0	0	0	359,670	359,670
原稿料	0	0	0	0	0	0	0	111,370	111,370
雑費	0	0	0	0	0	0	0	750,613	750,613
経常費用計	15,673,201	84,193,058	226,918,758	10,101,853	25,870,506	15,792	362,773,168	117,494,077	480,267,245
評価損益等調整前当期経常増減額	▲ 3,999,711	▲ 26,818,098	▲ 147,474,274	▲ 9,551,576	▲ 25,678,566	183,391,439	▲ 30,130,786	49,456,148	19,325,362
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	▲ 3,999,711	▲ 26,818,098	▲ 147,474,274	▲ 9,551,576	▲ 25,678,566	183,391,439	▲ 30,130,786	49,456,148	19,325,362
2. 経常外増減の部									
(1) 経常外収益									
過年度会費	0	0	0	0	0	178,750	178,750	178,750	357,500
正会員受取会費	0	0	0	0	0	178,750	178,750	178,750	357,500
前期損益修正益	0	0	0	432	0	0	432	7,500	7,932
前期損益修正損	0	0	0	432	0	0	432	7,500	7,932
雑収益(経常外)	0	0	25,300	0	0	0	25,300	0	25,300
雑収益(経常外)	0	0	25,300	0	0	0	25,300	0	25,300
経常外収益計	0	0	25,300	432	0	178,750	204,482	186,250	390,732
(2) 経常外費用									
固定資産除却損	0	0	0	0	0	0	0	6	6
什器備品除却損	0	0	0	0	0	0	0	6	6
前期損益修正損	0	0	2,483,151	0	0	0	2,483,151	27,932	2,511,083
前期損益修正損	0	0	2,483,151	0	0	0	2,483,151	27,932	2,511,083
雑損失(経常外)	0	0	1,647,991	0	0	0	1,647,991	500	1,648,491
雑損失(経常外)	0	0	1,647,991	0	0	0	1,647,991	500	1,648,491
経常外費用計	0	0	4,131,142	0	0	0	4,131,142	28,438	4,159,580
当期経常外増減額	0	0	▲ 4,105,842	432	0	178,750	▲ 3,926,660	157,812	▲ 3,768,848
他会計振替前当期一般正味財産増減額	▲ 3,999,711	▲ 26,818,098	▲ 151,580,116	▲ 9,551,144	▲ 25,678,566	183,570,189	▲ 34,057,446	49,613,960	15,556,514
当期一般正味財産増減額	▲ 3,999,711	▲ 26,818,098	▲ 151,580,116	▲ 9,551,144	▲ 25,678,566	183,570,189	▲ 34,057,446	49,613,960	15,556,514
一般正味財産期首残高							▲ 347,404,374	691,896,227	344,491,853
一般正味財産期末残高							▲ 381,461,820	741,510,187	360,048,367
II 指定正味財産増減の部									
受取補助金等	0	0	400,000	0	0	0	400,000	0	400,000
受取民間助成金	0	0	400,000	0	0	0	400,000	0	400,000
受取寄付金	0	0	10,695,040	0	0	0	10,695,040	0	10,695,040
受取寄付金	0	0	10,695,040	0	0	0	10,695,040	0	10,695,040
一般正味財産への振替額	▲ 3,000,000	0	▲ 7,036,382	▲ 200,000	▲ 108,403	0	▲ 10,344,785	0	▲ 10,344,785
○一般財産への振替	▲ 3,000,000	0	▲ 7,036,382	▲ 200,000	▲ 108,403	0	▲ 10,344,785	0	▲ 10,344,785
当期指定正味財産増減額	▲ 3,000,000	0	4,058,658	▲ 200,000	▲ 108,403	0	750,255	0	750,255
指定正味財産期首残高	▲ 12,641,241	0	35,379,653	41,950,296	59,590,514	0	124,279,222	0	124,279,222
指定正味財産期末残高	▲ 15,641,241	0	39,438,311	41,750,296	59,482,111	0	125,029,477	0	125,029,477
III 正味財産期末残高							▲ 256,432,343	741,510,187	485,077,844

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①商品

先入先出法による原価法によっている。

②貯蔵品

最終仕入原価法によっている。

③消耗品

最終仕入原価法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

建物付属設備及び車両運搬具は定額法、什器備品は定率法によっている。

②無形固定資産

ソフトウェアは定額法によっている。

③リース資産

リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)。

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

①賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

②役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税の会計処理は、税込方式によっている。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 保証債務

保証債務なし

3. 正味財産増減計算書に関する注記

新型コロナウイルスの影響により中止となった会議、研修会に係るキャンセル料が支払手数料に含まれている。

事業費・支払手数料

2020/2021年度全国栄養士大会	2,293,164	円
福祉・スキルアップ研修会	189,724	円
公衆衛生・全国リーダー研修会, 推進委員会	30,690	円
	<u>2,513,578</u>	円

管理費・支払手数料

第1回諮問会議	173,635	円
	<u>173,635</u>	円

(経常外) ・雑収入(経常外)

2019年度配食 払戻手数料返金	25,300	円
計	<u>25,300</u>	円

(経常外) ・雑損失(経常外)

2019年度台風19号被害による会費免除他	111,000	円
陳腐化商品(日本栄養士会雑誌)廃棄	1,537,491	円
	<u>1,648,491</u>	円

4. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
基本財産				
定期預金	780,000	0	0	780,000
小 計	780,000	0	0	780,000
特定資産				
(普) 栄養改善奨励積立資産				
三井住友神田支店507415	15,209,055	0	3,200,000	12,009,055
(普) 国際事業積立資産				
三井住友神田支店2016746	9,590,514	172,803	281,206	9,482,111
(普) 災害支援事業積立資産				
三井住友神田支店2967151	33,641,047	17,658,634	14,290,087	37,009,594
(普) ACD2022積立資産				
三井住友神田支店2914970	6,000,000	10,000,000	0	16,000,000
(定) 栄養改善奨励積立資産	14,100,000	0	0	14,100,000
(定) 国際事業積立資産	50,000,000	0	0	50,000,000
(定) 役員退職慰労引当資産	9,100,000	2,100,000	8,400,000	2,800,000
小 計	137,640,616	29,931,437	26,171,293	141,400,760
合 計	138,420,616	29,931,437	26,171,293	142,180,760

5. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
定期預金	780,000	-	(780,000)	-
小 計	780,000	0	(780,000)	0
特定資産				
(普) 栄養改善奨励積立資産				
三井住友神田支店507415	12,009,055	(12,009,055)	-	-
(普) 国際事業積立資産				
三井住友神田支店2016746	9,482,111	(9,482,111)	-	-
(普) 災害支援事業積立資産				
三井住友神田支店2967151	37,009,594	(32,009,594)	(5,000,000)	-
(普) ACD2022積立資産				
三井住友神田支店2914970	16,000,000	-	(16,000,000)	-
(定) 栄養改善奨励積立資産	14,100,000	(14,100,000)	-	-
(定) 国際事業積立資産	50,000,000	(50,000,000)	-	-
(定) 役員退職慰労引当資産	2,800,000	-	-	(2,800,000)
小 計	141,400,760	(117,600,760)	(21,000,000)	(2,800,000)
合 計	142,180,760	(117,600,760)	(21,780,000)	(2,800,000)

6. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建 物 付 属 設 備	4,284,254	1,804,798	2,479,456
車 両 運 搬 具	11,387,995	6,578,079	4,809,916
什 器 備 品	1,662,013	1,174,783	487,230
リ ー ス 資 産	10,479,876	7,883,256	2,596,620
ソ フ ト ウ ェ ア	138,892,891	113,418,445	25,474,446
ソフトウェア仮勘定	0	0	0
合 計	166,707,029	130,859,361	35,847,668

7. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
厚労省受託事業収益	厚生労働省	0	4,322,587	4,322,587	0	—
合 計		0	4,322,587	4,322,587	0	

8. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
公益目的事業支出(先駆的栄養改善活動等表彰事業)による振替額	200,000
公益目的事業支出(育英資金支給事業)による振替額	3,000,000
公益目的事業支出(国際交流事業)による振替額	108,403
公益目的事業支出(災害支援事業)による振替額	7,036,382
合 計	10,344,785

9. その他公益法人の資産、負債及び正味財産の状況並びに正味財産増減の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 引当金の明細

(単位：円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末帳簿価額
			目的使用	その他	
賞 与 引 当 金	7,837,158	8,846,767	7,837,158	0	8,846,767
役員退職慰労引当金	10,500,000	700,000	8,400,000	0	2,800,000

附属明細書

1 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細については、「財務諸表に対する注記」に記載しているので、内容の記載を省略している。

2 引当金の明細

引当金の明細についても、「財務諸表に対する注記」に記載しているので、内容の記載を省略している。

財 産 目 録

2021年 3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金 額
(流 動 資 産)			
現 金 預 金			[353,812,786]
現 金	手元保管	運転資金として	200,650
当座預金	ゆうちょ銀行		
	00160-7-596053	運転資金として	16,384,281
	00170-0-616171	運転資金として	141,436
	00190-6-10924	運転資金として	230,643
普通預金			
	三井住友銀行神田支店		
	(普) 507799	運転資金として	277,769,820
	(普) 507799	基本財産運用益(基本財産受取利息)	3,981
	(普) 507799	運転資金として(特定資産受取利息)	6,959
	(普)2016746	運転資金として(特定資産受取利息)	86,711
	(普)507415	運転資金として(特定資産受取利息)	35,021
	(普)1999844	運転資金として	44,999,742
	(普)2967151	運転資金として	20,295
	(普)2967151	運転資金として(特定資産受取利息)	961
	(普)3034780	運転資金として	5,255,413
	(普)3034815 (寄付金№3)	運転資金として	7,291,720
	(普)3034815 (寄付金№3)	運転資金として(特定資産受取利息)	2,083
	(普)3336538	運転資金として	1,383,008
	(普)2914970 (ACD積立金№29)	運転資金として(特定資産受取利息)	62
未 収 会 費			[1,143,000]
	賛助会費		
	(株)フリーク・セブン	90,000円(H25.7-H26.3)×1口 ※H26.8/12退会	90,000
	正会員会費	2020年度会費	1,053,000
未 収 金			[7,950,070]
	第一出版(株)	公益目的事業(公1)-書籍等刊行物の監修料、印税 3,510,726円 公益目的事業(公2)-栄養学術講習会の開催費用 593,332円	4,104,058
	日本植物油協会	公益目的事業(公2)-食生活植物油講演会の開催費用	1,490,115
	医歯薬出版(株)	公益目的事業(公2)-日本臨床栄養研究会の開催費用	551,525
	ノバルティスファーマ(株)	公益目的事業(公1)-減塩レシピ監修名義料	550,000
	SBペイメントサービス	クレジット決済による2020年度会費 350,000円 公益目的事業(公3)-JDA-DATリーダー研修受講料 72,000円 公益目的事業(公2)-生涯教育イーラーニング受講料 4,400円	426,400
	2020年度認定栄養ケア・ステーション	公益目的事業(公3)-認定栄養ケア・ステーション審査料、認定料 33,000x6人、11,000x18人	396,000
	トータルソフトウェア(株)	公益目的事業(公3)-ホームページバナー広告掲載料	220,000
	その他37件		211,972
前 払 金			[15,232,151]
	ICDA(International Confederation of Dietetic Associations)	公益目的事業(公5)-国際交流事業のICDA会費 (2022.3/31迄)USD0.42x49,919人x@110.67x2年	4,640,610
	横浜国際平和会議場	公益目的事業(公2)-ACD2022会場使用料	4,534,200
	(株)エヌシーアイ	公益目的事業(公4)-管理栄養士・栄養士の業務過誤による損害賠償責任保険料 @99x49,279人x1/2分割 2,439,310円 管理運営-新橋MCVビルの火災保険料 23,049円(-2021.10/31)、新橋MCVビルの対人対物賠償保険料 2,705円(-2021.10/31)	2,465,064
	(有)エーベクト	公益目的事業及び管理運営 新橋MCVビル 賃料1ヶ月分	1,617,858

棚 卸 商 品	(株)ヤクルト球団	管理運営-東京ヤクルトスワローズ'年間シート契約料	586,520
	(有)コーケン印刷	管理運営-2021年度会費領収書印刷代 @2,382.81x139冊	331,210
	(株)損保ジャパン	公益目的事業(公3)-JDA-DAT 車両保険料4台分 (2021.8/16迄)	146,824
	その他 23件		909,865
			[3,126,917]
	商品	公益目的事業(公2)-生涯教育DVD123,035円 公益目的事業(公3)-JDAグッズ32,130円、日本栄養 士会雑誌2,014,356円	2,169,521
	貯蔵品	公益目的事業及び管理運営で使用している金券(切 手等)の在庫	141,798
	消耗品	公益目的事業(公2)-キャリアノート13,414円 公益目的事業(公3)-公認スポーツ栄養士無償配布 DVD他237,222円 管理運営-封筒100,540円、会員証カード464,422円	815,598
	未収消費税等	2020年度消費税確定申告による還付額	34,900
	流 動 資 産 合 計		381,299,824
(固 定 資 産)			
基本財産			[780,000]
定期預金	みずほ信託銀行池袋支店 (定)9568417	公益目的保有財産-(公1.2.3.4.5.)事業の用に供して いる	780,000
特定資産			[141,400,760]
栄養改善奨励積立資産	三井住友銀行神田支店 (普)507415 (定)375869	公益目的保有財産-(公1)育英資金の支給事業、(公 4)先駆的营养改善活動等表彰事業の用に供してい る	12,009,055 14,100,000
国際事業積立資産	三井住友銀行神田支店 (普)2016746 (定)595907	公益目的保有財産-(公5)国際交流事業の用に供し ている	9,482,111 50,000,000
役員退職慰労引当資産	三井住友銀行神田支店 (定)595667	役員退職慰労引当金見合の引当資産として管理し ている	2,800,000
災害支援活動積立資産	三井住友銀行神田支店 普)2967151	公益目的保有財産-(公3)災害支援管理栄養士・栄 養士教育に向けた準備活動事業の用に供している	37,009,594
ACD2022積立資産	三井住友銀行神田支店 (普)2914970	公益目的保有財産-(公5)第8回アジア栄養士会議 事業の用に供している	16,000,000
その他固定資産			[42,242,428]
建物付属設備	事務局(新橋MCVビル)の建物付 属に係る工事、内装工事	(共用財産) うち公益目的保有財産70% うち管理運営で使用する財産30%	2,479,456 (1,735,619) (743,837)
車両運搬具	災害支援車両(河村号・トアス号)	公益目的保有財産-(公3)JDA-DAT車両で使用して いる財産	4,809,916
什器備品	パソコン他	(共用財産) うち公益目的保有財産70% うち管理運営で使用する財産30%	366,229 (256,360) (109,869)
	自家発電機他	公益目的保有財産-(公3)JDA-DAT車両設備で使 用している財産	121,001
リース資産	コピー複合機2台	(共用財産) うち公益目的保有財産70% うち管理運営で使用する財産30%	2,596,620 (1,817,634) (778,986)
ソフトウェア	業務支援システム	うち公益目的保有財産70% うち管理運営で使用する財産30%	18,940,830 (13,258,581) (5,682,249)
	ホームページ	うち公益目的保有財産70% うち管理運営で使用する財産30%	5,643,005 (3,950,104) (1,692,901)
	支払連絡表	うち公益目的保有財産70% うち管理運営で使用する財産30%	890,611 (623,428) (267,183)
敷金	(株)豊多 (株)エフ・アール・イー (Daiwa新橋501レンタル倉庫)	(共用財産) うち公益目的保有財産70%	121,520 (85,064)

	梶山産業㈱ (役員住居)	うち管理運営で使用する財産30% (共用財産) うち公益目的保有財産84% うち管理運営で使用する財産16%	(36,456) 126,000 (105,840) (20,160)
保証金	(有)エーベクト (新橋MCVビル事務所保証金)	(共用財産) うち公益目的保有財産70% うち管理運営で使用する財産30%	6,128,250 (4,289,775) (1,838,475)
リサイクル預託金	災害支援車両(河村号、トース号)	公益目的保有財産-(公3)JDA-DAT車両のリサイクル預託金	18,990
固定資産合計			184,423,188
資産合計			565,723,012
(流動負債)			
未払金			[30,916,191]
	PwCコンサルティング合同会社	公益目的事業(公5)-東京栄養サミットのコミットメント作成のためのアドバイザー業務料	9,350,000
	厚生労働省	公益目的事業(公1)-令和2年度管理栄養士専門分野別人材育成事業委託金返納金	5,255,413
	(株)日本医療企画	公益目的事業(公3)-日本栄養士会雑誌発行业務の印刷料 1ヶ月分他 3,875,850円 公益目的事業(公1)-文献検索システム(J-stage)掲載料1ヶ月分 5,500円	3,881,350
	(株)JTBコミュニケーションデザイン	公益目的事業(公2)-食事療法学会 運営費 2,421,936円、アンケート集計分析料 181,500円	2,603,436
	(公財)日本スポーツ協会	公益目的事業(公2)-令和2年度公認スポーツ栄養士育成講習会委託金返納金	1,382,998
	(株)フォーケ	公益目的事業(公3)-ホームページ更新修正作業料 110,000円×1ヵ月分、ホームページ改修作業費 1,042,250円 管理運営-業務支援システムサーバー運用料 115,500円×1ヵ月分、業務支援システム入会年度改修費 60,500円	1,328,250
	その他 97件		7,114,744
前受金			[1,217,553]
	雑誌販売	公益目的事業(公3)-次年度雑誌購読料19件	396,000
	ホームページリンク料	公益目的事業(公3)-ホームページ次年度リンク料6件	275,000
	認定栄養ケア・ステーション	公益目的事業(公3)-認定栄養ケア・ステーション次年度審査料・認定料17件	236,500
	トータルソフトウェア(株)	公益目的事業(公3)-ホームページバナー次年度広告料	183,333
	日本栄養士連盟	管理運営-2021/4月分B会議室使用料	126,720
前受会費			[25,549,150]
	次年度正会員会費	公益目的事業及び管理運営で使用する次年度正会員会費 @6,500x149人、(@6,500+150)x935人、(@6,500-150)x2,854人	25,309,150
	次年度賛助会費	公益目的事業で使用する次年度賛助会員会費 @120,000x2社	240,000
預り金	2021年3月分源泉所得税他		[1,151,423]
		公益目的事業及び管理運営に従事する職員からの預り住民税納付額	419,700
		公益目的事業及び管理運営に従事する職員からの預り雇用保険料	349,701
		公益目的事業及び管理運営に従事する職員他預り所得税	286,816
		公益目的事業及び管理運営に従事する職員以外からの預り源泉税	84,996
	受取事務手数料	管理運営で使用する次年度長崎県栄養士会会費に対する受取手数料 @150x27人	4,050
	その他 2件		6,160

預り会費			[6,400,500]
	北海道栄養士会	入会金1,000円x3人、会費7,500円x35人	265,500
	青森県栄養士会	入会金1,000円x0人、会費10,500円x20人	210,000
	宮城県栄養士会	入会金2,000円x1人、会費8,000円x8人	66,000
	秋田県栄養士会	入会金1,000円x1人、会費7,500円x15人	113,500
	山形県栄養士会	入会金1,000円x0人、会費10,000円x5人	50,000
	福島県栄養士会	入会金1,000円x0人、会費7,500円x9人	67,500
	群馬県栄養士会	入会金1,000円x0人、会費8,500円x22人、その他1,000円x22人	209,000
	埼玉県栄養士会	入会金1,000円x2人、会費8,500円x16人	138,000
	千葉県栄養士会	入会金1,000円x2人、会費10,000円x17人	172,000
	東京都栄養士会	入会金1,000円x2人、会費6,500円x2人	15,000
	神奈川県栄養士会	入会金1,000円x13人、会費7,000円x159人	1,126,000
	新潟県栄養士会	入会金1,000円x4人、会費11,500円x35人	406,500
	山梨県栄養士会	入会金1,000円x0人、会費7,500円x13人	97,500
	長野県栄養士会	入会金1,000円x2人、会費10,500円x16人	170,000
	岐阜県栄養士会	入会金1,000円x1人、会費7,500円x3人	23,500
	愛知県栄養士会	入会金1,000円x4人、会費8,000円x26人	212,000
	三重県栄養士会	入会金1,500円x0人、会費9,000円x3人	27,000
	滋賀県栄養士会	入会金1,000円x0人、会費7,500円x1人	7,500
	大阪府栄養士会	入会金1,000円x8人、会費7,500円x23人	180,500
	兵庫県栄養士会	入会金1,000円x2人、会費7,500円x44人	332,000
	和歌山県栄養士会	入会金1,000円x0人、会費7,000円x3人	21,000
	岡山県栄養士会	入会金1,000円x2人、会費6,500円x8人	54,000
	広島県栄養士会	入会金1,000円x2人、会費6,500円x62人	405,000
	山口県栄養士会	入会金1,000円x1人、会費9,500円x3人	29,500
	徳島県栄養士会	入会金1,000円x1人、会費8,500円x5人	43,500
	高知県栄養士会	入会金1,000円x3人、会費8,500円x7人	62,500
	福岡県栄養士会	入会金2,000円x9人、会費8,500円x41人	366,500
	熊本県栄養士会	入会金1,000円x4人、会費10,000円x51人	514,000
	大分県栄養士会	入会金1,000円x0人、会費9,000円x4人	36,000
	宮崎県栄養士会	入会金1,000円x1人、会費9,500円x3人	29,500
	鹿児島県栄養士会	入会金2,000円x0人、会費10,000円x95人	950,000
賞与引当金	職員	公益目的事業及び管理運営に従事する職員の賞与の引当金	8,846,767
流動負債合計			74,081,584
(固定負債)			
リース債務		公益目的事業及び管理運営で使用しているコピー複合機2台の債務	3,763,584
役員退職慰労引当金	期末の役員退職慰労金要支給額	公益目的事業及び管理運営を執行する役員の退職慰労金の引当金	2,800,000
固定負債合計			6,563,584
負債合計			80,645,168
指定正味財産合計			125,029,477
一般正味財産合計			360,048,367
正味財産合計			485,077,844
負債及び正味財産合計			565,723,012

2021 年 5 月 29 日

監査報告書

公益社団法人 日本栄養士会

代表理事会長 中村 丁次 殿

公益社団法人 日本栄養士会

監 事 早野 貴文 ㊟

公益社団法人 日本栄養士会

監 事 田中 敦 ㊟

私たち監事は、2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他の重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

（1）事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

第2号議案 役員報酬承認の件

定款第16条第4項、第30条および役員の報酬等に関する規程に基づき、役員の報酬等の額について、承認を求めます。

常勤の理事、非常勤の理事、監事の報酬総額 20,437,200円

《参考》

【定 款】

(権 限)

第16条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員の選任又は解任
- (3) 管理栄養士・栄養士の職業倫理に関する規則の制定及び改廃
- (4) 役員の報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の額
- (5) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分の承認
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(役員の報酬等)

第30条 役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

【役員の報酬等に関する規程】

(報酬等の支給)

第3条 本会は、以下の各号に掲げる役員とこれに対する報酬等に限り、これを支給する。

- (1) 常勤の理事 月額報酬
 - (2) 非常勤の理事 日当
 - (3) 監事 月額報酬
- 2 前項各号に基づき支給される月額報酬、または、日当の額は、別表に定めるとおりとする。
- 3 第1項各号に該当しない限り、理事及び監事に対して報酬等は支払わない。但し、第7条に基づく退職慰労金の支払いについてはこの限りでない。

非常勤役員（単位：円） 2,200円×1,326件（延べ）＝2,917,200円

1日当たり	2,200
-------	-------

常勤理事俸給表（単位：円） 700,000円（4号俸）×12か月×2名＝16,800,000円

号俸	月額	号俸	月額
1号俸	400,000	5号俸	750,000
2号俸	500,000	6号俸	800,000
3号俸	600,000	7号俸	850,000
4号俸	700,000	8号俸	900,000

監事報酬表（単位：円） 30,000円（1号俸）×12か月×2名＝720,000円

号俸	月額	号俸	月額	号俸	月額
1号俸	30,000	2号俸	40,000	3号俸	50,000

第3号議案 名誉会員承認の件

理事会は、定款施行規則第4条の規則に基づき、次の者を定款第4条（1）の名誉会員に推挙するので、総会の承認を求めます。

氏名	所属栄養士会・会員番号	該当の内容
中丸 ちづ子	神奈川県栄養士会 No. 01401109	神奈川県栄養士会会長（代表理事） 11 年
園原 規子	長野県栄養士会 No. 02000154	長野県栄養士会会長（代表理事） 10 年 長野県栄養士会副会長（代表理事） 6 年
樋村 昭子	長野県栄養士会 No. 02000352	長野県栄養士会会長（代表理事） 6 年 長野県栄養士会副会長（代表理事） 8 年
岸部 公子	京都府栄養士会 No. 02600225	京都府栄養士会会長（代表理事） 8 年 京都府栄養士会会長副会長（代表理事） 2 年
福原 圀子	奈良県栄養士会 No. 02900029	奈良県栄養士会会長（代表理事） 13 年 奈良県栄養士会副会長（代表理事） 10 年
溝口 裕子	奈良県栄養士会 No. 02900038	奈良県栄養士会副会長（代表理事） 18 年
高橋 保子	徳島県栄養士会 No.03600038	徳島県栄養士会会長（代表理事） 10 年

【定款施行規則：抜粋】

（名誉会員）

第4条 理事会は、次の各号に該当する会員を、名誉会員の称号を付与すべき者として総会に推挙しその承認を求めることができる。

- （1）定款第24条第1項に定める役員、同第36条第3項に定める都道府県栄養士会の代表理事を5期（通算10年）、もしくは、同第6条に定める代議員を通算20年以上歴任し、総会での承認時点で満70歳以上であって、その職を退いている者
- （2）本会に多額の寄付を行い、本会発展に貢献した者
- （3）その他、前各号に準ずる者

2021 年度公益社団法人日本栄養士会事業計画

公益社団法人日本栄養士会の 2021 年度事業計画は、以下のとおりである。

I 公 1 事業 食・栄養の科学振興事業

事業概要

本事業は、栄養の指導（栄養指導、栄養・食事療法を含む。以下、同じ。）及び健全な食生活の理論と実践の基礎となる食と栄養の科学及び技術の振興を図るため、国民の食・栄養と健康に関する調査・研究や技術開発などに取り組むものである。大きく二つからなり、（１）としては、調査（及び資料の収集）と研究、技術開発である。国民の健康と栄養の実態、栄養指導（栄養食事指導、給食管理を含む。以下、同じ。）と栄養・食事療法（栄養管理を含む。以下、同じ。）に関する事例や症例などを調査し、栄養指導と栄養・食事療法に関する研究及び技術開発などを行う。（２）としては、ナショナル・センターとして、調査・研究・技術開発の旺盛な展開のための支援事業を行うものである。

1 食と栄養の科学に関する調査・研究・技術開発事業

1-1 業務分野毎の専門性の向上に関する調査研究

事業内容の要旨 管理栄養士・栄養士の業務分野毎に、その実態・課題を把握して業務のあるべき質を定義し、分野毎の固有の特性に適合した専門性（業務の質）の向上を図る方策について調査研究を行い、有効性のあるデータの構築を図り、その結果を実際の業務の遂行に反映する。

事業の趣旨等 近年、急激な少子・高齢社会が到来している。これに伴い、医療・保健・福祉の見直しが進められており、栄養関連制度にも及んできている。このため、国民の健康増進、疾病の発症及び重症化の予防のため、管理栄養士・栄養士の活動、そのための制度等を検討することが求められる。2021 年度は、政策に関する研究の推進として、①2024 年度診療報酬・介護報酬の同時改定へ向けたエビデンスの収集とエビデンスを収集するためのデータベースの構築、②専門管理栄養士の実績データベースの構築、③栄養ケア・ステーションの実績データベースの構築、④ダイエティシヤンスタディの検討を行う。財源は会費とする。

1-2 国庫補助金等による事業

事業内容の要旨 国の栄養施策である医療・介護など多様なニーズに対応できる仕組みづくりとして、高度な専門技術を有する管理栄養士育成システムを構築するため、2013 年度より管理栄養士専門分野別人材育成事業を委託事業として実施してきた。また、増大する在宅療養者に対する食事・栄養支援を行う人材の確保、関係機関・関係職種と連携した栄養ケアの先駆的活動の促進・整備にむけ、栄養ケア活動支援整備事業を補助金事業として実施する予定である。

事業の趣旨等 管理栄養士専門分野別人材育成事業では、これまでに、がん専門分野、腎臓病（CKD）分野、摂食嚥下リハビリテーション分野、在宅訪問分野における管理栄養士・栄養士業務の人材育成事業を行ってきた。2019 年度からは新たに、栄養ケア・マネジメントの分野における人材育成を開始し、引き続き、仕組みや実践プログラムの作成に取り組む。

また、栄養ケア活動支援整備事業では、厚生労働省とも連携の上、地域で栄養ケアを行う人材確保の仕組みを整備する。

財源は、厚生労働省、関係団体、企業等からの補助金、助成金及び協賛金とする。

1－3 管理栄養士・栄養士の業務規範の作成

事業内容の要旨 2014 年度定時総会で承認された管理栄養士・栄養士倫理綱領の原案を基に多くの意見を求め、具体的な項目を含めた体系的規範案を作成した。今後は、現状に即した時点修正を行うとともに、活用方法についても検討を行う。

事業の趣旨等 管理栄養士・栄養士の本来業務である栄養の指導は、食と栄養の科学を現実（生身の人間）に適用して行うヒトの代謝（生理）作用への介入であり、一種の医学的な侵襲である。加えて、在宅医療・在宅療養の推進が政策として進められているもとでは、日常生活の現場で、管理栄養士・栄養士が、高度かつ周到なプロフェッショナルとして栄養の指導を実施する必要がある。

こうした業務の本質と現下の社会的要請に鑑み、管理栄養士・栄養士については、一般の医療倫理で説かれているのと同様に、自律、善行原理、無危害原理、正義から構成される職業倫理をうけて、具体的な業務規範を作成する。なお、本事業は、就業者の業務実態との整合性を図る必要があることから、業務の変容に伴い適宜改正していく。財源は会費とする。

1－4 国への栄養施策の提言活動

事業内容の要旨 栄養の指導の実務家の立場から、国の公衆衛生政策への提言等を行う。

事業の趣旨等 栄養の指導の現場で日々蓄積されている豊富な実践的知見及びこれに基づく調査・研究の成果は、事実と実践に立脚した極めて重要な立法資料である。これに基づき、国の公衆衛生政策などへ提言等を行う。財源は会費とする。

2 食と栄養の科学に関する調査・研究・技術開発の支援事業

2－1 栄養に関するシステム利用・活用の促進と論文作成の支援

事業内容の要旨 栄養の指導に関する文献検索システム及び栄養学の実践に関するデータベースの利用・活用をとおして、管理栄養士・栄養士の実践研究を支援するとともに、これらの成果を学術論文として取りまとめることを推進する。

事業の趣旨等 一般に、管理栄養士・栄養士は、現実の業務で実施した先駆的取組やそれらをとおりて形成された有効性の高い技術を、科学として理論化し、社会的に共有化する作業に疎くなりがちである。そこで、論文作成支援を行うとともに、栄養の指導に関する文献検索システム等の活用をとおりて、管理栄養士・栄養士の業務実践に立脚した研究を奨励するとともに、これらの学術論文化を推進する。財源は会費とする。

2-2 栄養の指導に関する育英資金の支給事業

事業内容の要旨 志高く、前途有為な学生に管理栄養士の高度専門職業人教育を受ける機会を与えるために、一人当たり年間 60 万円を上限に育英資金を支給する。

事業の趣旨等 育英資金支給事業については、ホームページ等で公募しており、応募する機会が管理栄養士一般に開かれている。応募を受けて選考委員会を開催して選考するが、選考委員には中立性を担保し、管理栄養士・栄養士活動を理解している有識者等をあてる。育英資金の支給対象者はホームページ等で公表する。財源は河村育英資金（特定資産）及び会費とする。なお、支給した河村育英資金の返還は求めない。

2-3 食と栄養の実践科学の振興に資する書籍等の刊行物の監修等

事業内容の要旨 書籍等の刊行物の監修等を行う。

事業の趣旨等 監修等については、管理栄養士・栄養士の業務の科学的基礎たる食と栄養の実践科学を振興させる観点から、一定の基準をもって適切と判断された書籍等に対して行うこととする。財源は会費及び監修料等とする。

2-4 政策にかかわるデータベースの構築

事業内容の要旨 管理栄養士・栄養士の研究及び教育（学習）支援の拠点となる研究・教育センターの中期目標（2020 年度～2023 年度）として、「診療報酬・介護報酬に向けてのエビデンス収集とデータベースの構築」、「専門管理栄養士の実績データベース構築」、「栄養ケア・ステーションの実績データベースの構築」、「ダイエティシヤンスタディ」、の計画・実施・評価を行う。

事業の趣旨等 「診療報酬・介護報酬に向けてのエビデンス収集とデータベースの構築」、「専門管理栄養士の実績データベース構築」、「栄養ケア・ステーションの実績データベースの構築」は、現場で活躍している管理栄養士・栄養士の活動実績の蓄積と発信、活動範囲の拡大、組織づくり等を目的に、「ダイエティシヤンスタディ」は、AI を活用した食事の栄養価のデータベースの構築を目的に、WG を設置し検討する。財源は会費とする。

II 公 2 事業 食・栄養改善人材育成事業

事業の概要

本事業は、栄養の指導をとおして国民の生涯にわたる健康づくりを支援する管理栄養士・栄養士等を育成するために、各種の研修等に取り組むものである。国民が、より適した質の高い栄養の指導を、いつでも、どこでも手軽に受けることができるようにすることが事業の目的である。生涯教育制度は、(1) 基幹教育（卒後教育に相当：基本研修、実務研修）と、(2) 拡充教育等（専門分野、特定分野の研修事業、その他の研修事業）とからなる。生涯教育制度の一環としての卒後教育は、管理栄養士・栄養士養成課程で習得した知識を「知っている」から「実践できる」への教育を担う。また、管理栄養士・栄養士の養成教育への支援事業を実施する。

以下に掲記する個々の事業は、何れも共通の目的を達成するための手段と位置づけられ、かつ、個々の事業相互が密接に関連しつつ相乗的に効果を発揮する関係にあることから、一体として公2事業を構成するものである。

1 生涯教育制度の基幹教育にかかる運営事業

生涯教育制度の基幹教育は、すべての管理栄養士・栄養士を対象として実施し、各現場における専門職業人としての基礎能力を身につけることを目的とする。

1-1 基幹教育研修事業

事業内容の要旨 専門職は、自らの学術・技術の向上に努める必要がある。都道府県栄養士会と連携し、生涯教育を運営する。管理栄養士・栄養士のキャリア形成が支援できるよう、本事業を推進する。

事業の趣旨等 日々進歩する食と栄養の科学、栄養の指導の技法を、管理栄養士・栄養士が適時に的確な内容を身につけることができるよう、基幹教育としての研修会（卒後教育に相当：基本研修、実務研修）を開催する。基幹教育事業における本会の役割は、(1)基幹教育の運営を都道府県栄養士会と共に実施すること、及び(2)都道府県栄養士会の基幹教育研修会を支援することの二つである。後者については、基幹教育の意義等についての共通認識の形成、体系的・系統的な標準的生涯教育プログラムの開発、都道府県栄養士会が効果的に研修会を実施するための企画立案や運営方法に関する工夫、教訓の集約と共有化などである。基本研修は各都道府県栄養士会単独又は複数の栄養士会の協働で開催する。

基幹教育研修事業は、広く管理栄養士・栄養士を対象として実施する。研修会の実施にあたっては、都道府県栄養士会と協働して、可能な限りホームページ等で内容を周知することを配慮する。

講師に関して、基本研修は原則として実務経験豊富で指導力のある管理栄養士・栄養士が担当し、実務研修は関係学会等を含め各研修内容に関して高い知見を有する実務家や研究者等を起用する。本事業は、科学技術の高度化や専門的技術の向上という社会の要望に沿うための事業である。財源は受講料、会費とする。

1-2 認定管理栄養士・認定栄養士制度事業

事業内容の要旨 管理栄養士・栄養士の活動は、地域での公衆衛生、医療機関（病院）、福祉施設、保育所、小・中学校、教育機関、各種給食施設など多岐にわたっている。そこで、臨床・学校・健康スポーツ・給食管理・公衆・地域・福祉（高齢者・障害・児童）の8つの活動領域別に、所定の課程を履修した者の申請に基づき、その活動領域における特質した知識・技能の修得や専門職としての責務の自覚の程度を審査し、適切な水準に達していると判定された者に、「認定管理栄養士」又は「認定栄養士」の称号を与え、これを公示する。

事業の趣旨等 認定管理栄養士・認定栄養士は、後継者養成、当該領域の指導的役割を担うものとする。対象は、管理栄養士・栄養士（会員・非会員を問わない）を主とする（参加資格に特別の制限は設けない）。

生涯にわたって自らの専門的な知識・技能を向上させ、専門職としての責務の自覚を深めていくことは、管理栄養士及び栄養士の専門職としての最も基本的な義務である。本会は、管理栄養士及び栄養士の一人ひとりが、その義務を実践するために、生涯にわたり学びを積み重ねていくことを支え、その努力が必要な質を伴った実りの多いものとなるよう、生涯教育制度を構築した。その一環として、生涯教育の成果を客観的に判定してこれを公証することにより、生涯教育を経て優れた到達段階にある管理栄養士及び栄養士が広く国民の多様な需要に高い質で応えていく状況を作り出そうとするものである。

認定制度を含む生涯教育において実施する各種の認定のあり方を評価し、必要な意見を述べる業務を掌る生涯教育運営評価委員会を設置する。委員は必要な学識経験を有する委員（外部有識者含む）により構成する。また、人材育成事業部に、適格審査を掌る認定適格審査委員会を設置し、認定に係る適格審査と筆記試験の問題の作成及び決定と同試験の可否の判定、事例報告の考査と可否の判定等を行う。

認定にあたっては、審査が公正に行われるよう、申請者と直接の利害関係を有する者を除く等、審査委員の中立性を担保する方策を講ずる。

認定にかかる審査は、(1)申請書類の確認（書類審査）、(2)一次審査（筆記試験）、(3)二次審査（事例報告の考査）により可否を判定する。認定審査に係る基準はホームページ上で公開する。

財源は申請者が負担する審査料、認定料及び会費とする。

1－3 管理栄養士・栄養士への職業倫理の普及事業

事業内容の要旨 職業倫理について、現時点で正式には養成教育カリキュラムに取り入れられていないことから、基本的なとらえ方、管理栄養士・栄養士のあるべき姿や業務の本質論との関係、業務上の意義などを管理栄養士・栄養士に普及する。なお、本事業は基本的には生涯教育研修事業の基本研修に組み入れる。

事業の趣旨等 管理栄養士・栄養士の職業倫理を形成・確立することが強く要請されていることに鑑み、生涯教育研修会、本会の発行する情報誌・書籍等の刊行物、ホームページ等で職業倫理を題材として取り上げ、職業倫理の基本的なとらえ方、職業倫理と管理栄養士・栄

養士のあるべき姿やその業務の本質論との関係、職業倫理の業務上の意義などについて、管理栄養士・栄養士の適切な理解を醸成する。

広く管理栄養士・栄養士を対象として事業を実施する。研修会その他の企画については、ホームページ等で内容・日時・場所等を周知する。

講師や執筆者には、関係学会を含め、職業倫理に関して高い知見を有する研究者、実務家を起用する。財源は会費とする。

1-4 全国栄養士大会開催事業

事業内容の要旨 全国から管理栄養士・栄養士が集まり、管理栄養士・栄養士が一致して取り組むべき、栄養の指導に関する公衆衛生上の重要課題を協議し、課題への対応や実践の方法を共有する。

事業の趣旨等 2020年度に引き続き「2021年度全国栄養士大会・オンライン」として、日本栄養士会ホームページ上で8月1日～31日（予定）に実施する。財源は協賛金、会費、研修会等の参加費とする。

1-5 管理栄養士・栄養士の養成教育支援事業

事業内容の要旨 管理栄養士・栄養士養成施設の卒業者向けに、専門職としての使命、業務遂行上の心構えに関する資料などを制作する。

事業の趣旨等 卒業者向けの資料は、専門職としての使命や任務、心構えを、管理栄養士・栄養士の業務の実際と絡めて考えてもらうための教材となる。管理栄養士・栄養士として就業を目指す学生にとっては、専門職としての自覚を促すこととなる。内容は、管理栄養士・栄養士が行う国民ならびに地域に向けての社会活動や各職域における活動等で、自らの社会的な役割や責任を自覚することに役立つ。そして、「何を目標として、どのように働くべきか」といった、卒後の業務に反映することが期待できる。

制作した資料（リーフレット）は、管理栄養士・栄養士養成施設をとおして卒業予定者に配布する。資料（リーフレット）の趣旨及び内容等は、ホームページ等に掲載し、一般に周知する。財源は会費とする。

2 拡充教育（職域その他の区分毎の管理栄養士・栄養士業務の技術・学術の向上に関する研修）にかかる運営事業

基幹教育が、全ての管理栄養士・栄養士を対象にするのに対し、拡充教育は、各活動領域（管理栄養士・栄養士の就業の種別である職域に基づく区分。例：医療、小・中学校等、勤労者、研究・教育養成、市町村・保健所等、福祉（高齢・障害・児童）、フリー活動等）に従事する管理栄養士・栄養士を対象にする。それぞれの活動領域毎に、業務上、固有の課題があることから、かかる固有の課題に対応して管理栄養士・栄養士の高度な専門的知識・技能を向上させる取り組みが必要となる。

さらに、高度な専門的知識・技能が求められる特定の業務があることから、それぞれの業務のエキスパートやスペシャリストの認定、登録を行い、それぞれの技術の向上を図る。

2-1 管理栄養士・栄養士の特定（専門）種類業務における専門的知識・技能の強化事業

事業内容の要旨 特定種類の業務に必要とされる高度の専門的知識・技能を身につけた管理栄養士・栄養士を育成し、それぞれの専門性を認め登録する。登録にあたっては、一定の条件を定め、試験を実施するとともに、更新制を取り入れる。

事業の趣旨等 社会の変化に伴い、管理栄養士・栄養士の栄養指導や食事療法の技能を高度化させて対応すべき特定の種類の業務が登場する。特定種類業務にかかる社会的な需要に応えるために、これに必要とされる高度の専門知識・技能を身につけた管理栄養士・栄養士を育成する。以下のとおりである。

2-1-1 特定保健指導担当管理栄養士育成事業（特定分野）

事業内容の要旨 厚生労働省が高齢者医療制度の1事業として生活習慣病の一次予防のために、特定健康診査・特定保健指導を実施している。特定保健指導は、特定健康診査により、メタボリック・シンドローム等の診断基準で生活習慣病予備群とされた者に対して、集団又は個別支援を行い、発症を防ごうとするものである。特定保健指導担当管理栄養士登録制度は、特定保健指導のスペシャリスト育成のために実施している。指導事例のレポート提出により所定の審査を経て、特定保健指導担当管理栄養士として認め登録する。

事業の趣旨等 メタボリック・シンドロームは、内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさり、心臓病や脳卒中などの動脈硬化性疾患を招きやすい病態で、人々の健康を蝕み、生活の質を低下させる。特定保健指導は、このようなメタボリック・シンドロームを予防し、リスクを減少させるために重要な介入手段である。しかし、生活習慣の改善のための行動変容には特定保健指導を担うことができる管理栄養士などの専門職の指導技術の担保が欠かせない。本事業は国民が安心して特定保健指導を受けることができるように、専門職のスキルを認定し登録するものである。財源は登録を受ける者の拠出する経費と会費とする。関連研修の開催にあたっては、オンラインを活用した運営も検討する。

2-1-2 静脈経腸栄養（TNT-D）管理栄養士育成事業（特定分野）

事業内容の要旨 静脈経腸栄養療法のスペシャリストの育成のために、静脈経腸栄養（TNT-D）管理栄養士の認定・登録を行う。本制度は、登録希望者に所要の研修を課し、静脈・経腸に関する実践事例を提出させた上で、技術を認め登録にかかる委員会においてこれを評価するとともに、所定の試験を実施し、合格と認められた者を静脈経腸栄養（TNT-D）管理栄養士として認め登録するものである。

事業の趣旨等 病院に入院する患者は、しばしば栄養状態にも改善を要する課題を抱えている。そのことが、例えば、低栄養状態ゆえに手術に耐えられないために、必要な手術が受け

られないといった事態を招く。そこで、入院患者の静脈・経腸を含めた栄養管理・補給のエキスパートによる効果的な栄養療法の施術により、症状の悪化防止、治療の促進を図り、早期退院と患者の経済的な負担の軽減につなげることが期待される。

また近年、診療報酬において栄養サポートチーム（NST）加算制度が創設されるなど、栄養療法の専門的技術を持った管理栄養士の養成が急務となっている。本認定制度は医療技術の高度化と専門的技術の向上という社会の要望に沿った制度である。財源は登録を受ける者の拠出する経費、会費とする。各研修の開催にあたっては、オンラインを活用した運営も検討する。

2-1-3 公認スポーツ栄養士育成事業（特定分野）

事業内容の要旨 スポーツや運動により身体活動量が多い人に対し、スポーツ栄養学を活用し、栄養管理を行うスペシャリストを育成するために、公益財団法人日本スポーツ協会と共同で公認スポーツ栄養士の認定を行う。所要の研修を課し、修了者の修得状況を評価して公認スポーツ栄養士として登録する。研修については、特定非営利活動法人日本スポーツ栄養学会が実施する。公認スポーツ栄養士の登録には更新制を採用する。

事業の趣旨等 スポーツや運動に関して栄養の指導上、二つの社会的要請がある。一つは、現代人全般に関する要請である。交通機関等の移動手段の発達、家電等の便民機器の普及により、日々の生活を営む上での運動量の減少により、消費エネルギーの量も減少している。生活習慣病の予防等の見地からは、食事（摂取エネルギー）と運動（消費エネルギー）を適切に組み合わせた栄養の指導が求められる。もう一つは、アスリートの競技力向上に関する栄養管理である。身体機能の向上や怪我の予防、治療の促進などのために、職業人、アマチュアの如何を問わず、アスリートに対する栄養食事指導の高度化を求める声がある。公認スポーツ栄養士の制度は、これらの社会的要請に応えるために設けたものである。財源は登録を受ける者の拠出する経費、公益財団法人日本スポーツ協会の助成金、会費とする。

2-1-4 在宅訪問管理栄養士育成事業（特定分野）

事業内容の要旨 在宅訪問栄養食事指導のスペシャリスト育成のために、所定の研修の修了者の中から、修得状況を評価して、日本在宅栄養管理学会と共同で、在宅訪問管理栄養士の認定を行う。在宅訪問管理栄養士の登録制度には、更新制度を採用している。

事業の趣旨等 高齢社会が進展する中で、社会保障制度の維持には、在宅医療・在宅療養が求められており、必然的に、在宅で医療を受け療養する高齢者が増加することになる。在宅で医療を受け療養する高齢者の多くは、さまざまな疾病、身体的な障害、口腔の問題等を抱えている。それぞれに固有の複合的な健康課題を持つ高齢者に対して、非医療空間にて、適正で効果的な栄養の指導を実施するには、そのための高度な専門的知識・技能が求められる。在宅訪問栄養食事指導のスペシャリストとして在宅訪問管理栄養士を登録することは、高齢社会における在宅医療の社会的要請に応えることができる。財源は登録を受ける者の拠出する経費、会費

とする。

2-1-5 がん病態栄養専門管理栄養士育成事業(専門分野)

事業内容の要旨 2013 年度より厚生労働省の委託事業である管理栄養士専門分野別人材育成事業としてがん領域に特化させ、その研修プログラムの構築を進めてきた。2014 年度より「がん病態栄養専門管理栄養士」の認定制度として、一般社団法人日本病態栄養学会との共同認定を開始し、システムの確実な運用に向けて連携して、人材育成を進めるとともに、仕組みやプログラムの検証・改善を行う。

事業の趣旨等 がん医療の進歩を踏まえ、がん患者の栄養・食事療法に関する高度な知識・技術及び臨床経験を備え、専門性を活かした適正かつ良質な栄養・食事療法を提供し、家庭・地域・医療及び介護・福祉施設と連携をはかり、がん患者に貢献する管理栄養士を育成することにより、国民のがんに対する予防・治療・ケアに食と栄養の側面から寄与することで、がん診療の向上と医療の適正化が図られることが期待される。財源は共同認定を行う一般社団法人日本病態栄養学会と協議する。なお、仕組みや実践プログラムの検証・改善については国の委託費を充当する。本会が主催する研修開催にあたっては、オンラインによる運営も検討する。

2-1-6 糖尿病病態栄養専門管理栄養士育成事業(専門分野)

事業内容の要旨 一般社団法人日本病態栄養学会との共同認定を開始し、システムの確実な運用に向けて連携し、人材育成をすすめるとともに、仕組みやプログラムの検証・改善を行う。

事業の趣旨等 糖尿病に関する広い知識と技能を備えた、優れた管理栄養士を社会に送ることによって、疾病予防、糖尿病重症化予防に貢献する。この目的達成のため、一般社団法人日本病態栄養学会と本会において、優れた管理栄養士を育成するため認定制度を発足した。また、一般社団法人日本糖尿病学会とも連携して、糖尿病に関連する病態と栄養の知識と専門的技術を習得し、臨床経験を積んだ管理栄養士を『糖尿病病態栄養専門管理栄養士』として認定する。財源は共同認定を行う一般社団法人日本病態栄養学会と協議する。

2-1-7 食物アレルギー管理栄養士・栄養士育成事業(特定分野)

事業内容の要旨 食物アレルギー栄養士(給食管理分野)と食物アレルギー管理栄養士の2種の認定制度として、日本アレルギー学会、日本小児アレルギー学会、日本小児臨床アレルギー学会の協力のもと、人材育成を進める。

事業の趣旨等 食物アレルギー疾患による事故の防止と食物アレルギー疾患の治療に適うとともに、栄養学上適切でかつ良質な食事のあり方を保ちうる給食管理、栄養管理その他の栄養の指導を行ううえで必要にして十分な専門的で実務的な知識・技能があると認められる管理栄養士又は栄養士を認定し、その者の地域社会における活動をととして食物アレルギー疾患を有する者の安全で稔り豊かな食生活の実現に寄与することを目的とする。財源は研修会受講料、認定・登録料とする。各研修会の開催にあたっては、オンラインによる運営も検討する。

2-1-8 摂食嚥下リハビリテーション栄養専門管理栄養士育成事業(専門分野)

事業内容の要旨 2015 年度より厚生労働省の委託事業である管理栄養士専門分野別人材育成事業として、その研修プログラムの構築を進めてきた。2016 年度より「摂食嚥下リハビリテーション栄養専門管理栄養士」の認定制度として、一般社団法人日本摂食嚥下リハビリテーション学会との共同認定とし、摂食嚥下障害者の栄養・食事療法に関する人材育成を進めるとともに、仕組みやプログラムの検証・改善を行う。

事業の趣旨等 より高度な知識、技術と臨床経験を備え、管理栄養士としての専門性を生かした適正かつ良質な栄養・食事療法を提供し、家庭、地域、保健・医療、介護・福祉施設と連携を図り、摂食嚥下障害者の医療・福祉に貢献できる管理栄養士を育成する。財源は研修会受講料、認定・登録料とする。なお、仕組みや実践プログラムの検証・改善については国の委託費を充当する。本会が主催する各研修開催にあたっては、オンラインによる運営も検討する。

2-1-9 腎臓病病態栄養専門管理栄養士育成事業(専門分野)

事業内容の要旨 2014 年度より厚生労働省の委託事業である管理栄養士専門分野別人材育成事業として、その研修プログラムの構築を進めてきた。2015 年度より「腎臓病病態栄養専門管理栄養士」の認定制度として、一般社団法人日本病態栄養学会との共同認定を開始し、システムの確実な運用に向けて連携して、人材育成を進めるとともに、仕組みやプログラムの検証・改善を行う。

事業の趣旨等 腎臓病に関する広い知識と技能を備えた、優れた管理栄養士を社会に送ることによって、疾病予防、腎臓病重症化予防に貢献する。この目的達成のため、一般社団法人日本病態栄養学会と本会において、優れた管理栄養士を育成するため認定制度を発足した。また、一般社団法人日本腎臓病学会とも連携して、腎臓病に関連する病態と栄養の知識と専門的技術を習得し、臨床経験を積んだ管理栄養士を『腎臓病病態栄養専門管理栄養士』として認定する。財源は、共同認定を行う一般社団法人日本病態栄養学会と協議する。なお、仕組みや実践プログラムの検証・改善については国の委託費を充てる。

2-1-10 在宅栄養専門管理栄養士育成事業(専門分野)

事業内容の要旨 2016 年度より厚生労働省の委託事業である管理栄養士専門分野別人材育成事業として、その研修プログラムの構築を進めてきた。2017 年度より「在宅栄養専門管理栄養士」の認定制度として、一般社団法人日本在宅栄養管理学会との共同認定とし、在宅訪問による栄養管理を専門領域とした高度な知識や技術を有する人材の育成を進めるとともに、仕組みやプログラムの検証・改善を行う。

事業の趣旨等 在宅療養者における複雑で解決困難な栄養の問題を有する重症疾患等の個人や集団に対して、高度な知識や技術を有し、個々の生活状況を踏まえた在宅栄養管理を通じて QOL の支援ができ、かつ在宅栄養管理にかかわる地域の他（多）職種と協働するための栄養

管理システムの構築に携わり、その継続した協働ができる管理栄養士を育成する。財源は研修会受講料、認定・登録料とする。なお、仕組みや実践プログラムの検証・改善については国の委託費を充てる。本会が主催する各研修開催にあたっては、オンラインによる運営も検討する。

2-1-11 その他、栄養専門管理栄養士育成事業等

事業内容の要旨 複雑で解決困難な栄養の問題を有する個人や集団等の対象特性に応じた栄養管理の実施に向けて、高度な専門性を発揮できる管理栄養士・栄養士の育成を進める。

事業の趣旨等 医療領域及び介護領域に限らず、地域社会から管理栄養士・栄養士に求められるニーズを把握し、課題分析を通じ、各専門領域において高度な知識や技術を有する者を育成する。国の動向や社会情勢を踏まえ、関係する団体、学会等と連携した育成プログラムの構築を進めるとともに、仕組みや運営体制のあり方等を検討する。財源は研修会受講料、認定・登録料とする。

2-2 栄養サポートチーム担当者研修会、保健指導担当者研修会事業

事業内容の要旨 栄養サポートチーム担当者研修会は、栄養サポートチームにおいて管理栄養士、看護師、薬剤師をはじめ、関連職種が適切にその役割を果たすことができるように、厚生労働省が指定する所定の研修を実施する。また、保健指導担当者研修会は、保健指導を担当する管理栄養士等の能力を育成するために、ニーズを踏まえ研修を実施する。

事業の趣旨等 近年の医療は、患者の視点を重視するとともに、医療経済的にも治療効果においても、優れた成績が期待できるチーム医療の実践が求められている。そこで、管理栄養士、薬剤師、看護師、その他栄養サポートチームに配属される医療専門職種を対象に、効果的なチーム医療を行うための専門知識習得の静脈・経腸栄養についての講義及び認定教育施設における研修を行う。財源は、参加者の負担金とする。

また、2008年度から特定健診・特定保健指導が始まり、2018年度には第三期がスタートした。それにともない、2018年度より、実際に保健指導を担当する管理栄養士が「標準的な健診・保健指導プログラム【平成30年度版】(2018年度版)」に基づき、第三期改訂情報を正しく理解し、適切で効果的な保健指導を展開するスキルを身に付けることを目的に、厚生労働省が示すプログラム例にあわせた職務・経験別の研修を行う。財源は、参加者の負担金とする。

各研修開催にあたっては、オンラインによる運営も検討する。

2-3 地域リーダー育成・都道府県栄養士会の公益目的事業支援事業

事業内容の要旨 全国各地（全都道府県）の指導者的立場の者が一堂に会し、全国的課題に関する研鑽、折々の課題への取り組み方、企画立案・運営方法の学習などをとおして、これら指導者的立場の者の実践的な指導力を強化するとともに、都道府県栄養士会の公益目的事業の内容等の支援に資する研修を行う。

事業の趣旨等 2021年度は、7つの職域において、各都道府県栄養士会を代表する者の参加

を得て、2021 年 4 月から 2022 年 3 月にかけて実施する予定である。財源は会費、参加費とする。

2-4 職域別研修（職域全国研修会その他）事業

事業内容の要旨 職域別に、当該職域の業務の特性に的確に対応できる専門的知識・技能の向上を図る研修を行う。

事業の趣旨等 2021 年度は、職域に関する技術、技能の向上に関する研修事業、及びその他の職域専門性の向上に関する事業、ならびにこれら事業の企画・運営に関する会議を開催する。財源は参加費、協賛金、会費とする。各研修開催にあたっては、オンラインによる運営も検討する。

2-5 関連団体等との協働研修・研修支援事業

事業内容の要旨 国民の健康の保持、増進、疾病の重症化予防の観点から、関連団体と協働し、研修事業を共催する。

事業の趣旨等 関連団体等と協働し事業を実施する。財源は会費、参加費とする。なお、各研修運営にあたっては、オンラインによる開催をあわせて検討する。

2-6 職域別の学習・教育用の教材及び資料の制作事業

事業内容の要旨 職域別の研修その他の学習・教育用に、全国の管理栄養士・栄養士及び研究者等の知識や経験を集約し、各職域の業務の特性に対応させた実践的な教材及び資料を制作する。

事業の趣旨等 必要に応じて、関係資料や活動事例集を作成し、ホームページ等で公表する。財源は会費とする。

Ⅲ 公 3 事業 食生活自律支援事業

事業の概要

健康増進法は「生涯にわたる国民の栄養摂取の改善に向けた自主的な努力を促進する」（健康増進法第 30 条の 2 第 1 項参照）を謳っており、本事業は、国民のかかる「自主的な努力」を、栄養の指導、食育の理論と技術を生かして支援し、食生活の自律を育もうとするものである（食生活自律支援事業）。本事業は、3 事業で構成される。（1）「個別特性対応型の食の自律支援事業」として、個々の国民の個別性・特性に合わせた栄養の指導その他の専門的支援を組織的に行う。（2）「集団特性対応型の食の自律支援事業」として、広く国民に対し、食生活の質の向上、食事を含む生活習慣の見直しと改善に役立つ知識や知恵、実用技術の普及などを行う。（3）健康づくりと食・栄養と健康に関する情報コミュニケーション事業である。本事業では、この 3 事業による参加と協働を旨とする開かれた多種多様な活動を展開する。

以下に掲記する個々の事業は、何れも共通の目的を達成するための手段と位置づけられ、かつ、個々の事業相互が密接に関連しつつ相乗的に効果を発揮する関係にあることから、一体として公3の事業を構成するものである。

1 個別特性対応型の食の自律支援事業

対象者の個別特性に対応する栄養指導と栄養・食事療法を、本会の公益目的事業として組織的に実施するものであり、管理栄養士・栄養士の高度の実務的な専門性が直接反映される事業である。

1-1 栄養ケア・ステーション事業

事業内容の要旨 栄養ケア・ステーションの事業を全国的に推進するため、都道府県栄養士会の栄養ケア・ステーション事業を支援する。

事業の趣旨等 栄養ケア・ステーションは、すべての国民に「ここにあなたの管理栄養士・栄養士がいる」ことを伝える、栄養ケアの開かれた窓口であり、その場である。本会の栄養ケア・ステーションは、本会がナショナル・センターであることから、都道府県栄養士会の栄養ケア・ステーション事業を牽引し、都道府県栄養士会の同事業を支援する諸般の取り組みを担う。さらに、社会の要請を受けて、栄養ケア・ステーションの増加を図る。具体的な事業は、以下のとおりである。財源は会費とする。一部の事業では業務報酬等を予定する。

1-1-1 栄養ケア・センター事業

事業内容の要旨 都道府県内の栄養ケア・ステーションを統括するとともに、認定栄養ケア・ステーションの管理運営及び業務の支援を行い、都道府県内の栄養ケア・ステーションのネットワーク形成と実効化（連携・協働化）を図るため、サポートを行う。

事業の趣旨等 都道府県栄養士会は、栄養士会主体型として栄養ケア・ステーション事業を行うと同時に、地域の住民に実効的に栄養ケアを提供するため、個々の認定栄養ケア・ステーションの特性を把握し、連携するとともに、適切なコーディネートが求められる。各都道府県栄養士会は、会員数、組織体制に差があるが、全国のどこでも、栄養ケア・ステーションが住民に対して適切に機能するよう後方支援を行う。研修等の開催にあたっては、オンラインによる運営も検討する。

1-1-2 栄養ケア・リサーチ・センター事業

事業内容の要旨 栄養ケア・ステーションによる栄養ケアの取組に関し、実態の調査・研究、各種情報の収集・解析・提供、事業企画の立案と実施検証を行い、必要に応じ情報を公開し、あわせて人材育成事業へつなげる。

事業の趣旨等 国の動向・方針を捉え、また有識者等からの意見を踏まえ、事業に適切に反映し、その情報を都道府県栄養士会へ適格に伝え、各地域において展開ができるよう取り組むとともに、全国の栄養ケア・ステーションの充足状況を把握し、ホームページ等による見

える化を図る。また、認定栄養ケア・ステーションの全国における標準化を目指し、管理栄養士・栄養士の人材育成事業へもつなげる。研修等の開催にあたっては、オンラインによる運営も検討する。

1-1-3 栄養ケア・ステーション認定制度

事業内容の要旨 栄養ケア・ステーション事業は、栄養ケア・ステーションを、管理栄養士・栄養士の行う栄養ケア業務の地域拠点とすることによって、管理栄養士・栄養士と地域住民の双方向の結びつきを強化し、あまねく地域住民が管理栄養士・栄養士による栄養ケアの支援と指導を受けることのできる地域社会の実現を目指すものである。

認定制度は、この規則に基づき認定を受けた認定栄養ケア・ステーションと本会及び各都道府県栄養士会の設置運営にかかる栄養ケア・ステーションを有機的に連携させ、地域住民の生涯にわたる実り豊かで健やかな生活の維持に貢献することができるよう、きめ細かく伸びやかな栄養ケアのネットワーク体制づくりに資するものである。

事業の趣旨等 国民は、健康への意識は高いものの、健康情報はインターネットやテレビ等のマスメディアを通じての入手が高い割合であり、個々の課題に応じた内容とは言い難い。健康と食習慣との関係性は明白ではあるが、自分の健康や食生活について、相談できる場所がわからない状況にある。

そこで、管理栄養士・栄養士がいる場所を「栄養ケア・ステーション」として商標登録し、2018年度より、内閣府の認可のもと、栄養ケアの業務を行う適格性を有する事業所を認定する「栄養ケア・ステーション認定制度」を進めている。「認定栄養ケア・ステーション」を標榜する拠点を全国に整備することで、地域住民が気軽に相談できる環境整備を図る。財源は会費、認定に係る手数料とする。

1-2 非常災害時の被災者の健康被害を回避するための栄養ケアに関する事業

1-2-1 JDA・DAT 育成事業と支援活動

事業内容の要旨 東日本大震災をきっかけに大規模自然災害発生時に、迅速に被災地での栄養・食生活支援活動を行うため、2012年に設立した「日本栄養士会災害支援チーム（JDA・DAT）」を育成する。

事業の趣旨等 JDA・DAT は国内外で大規模災害が発生した地域において、(1)在宅支援（医療・医師との連携）、(2)避難所支援（避難所等で居住する被災者への栄養・食事支援）、(3)施設支援（高齢者施設等での管理栄養士・栄養士の支援）、(4)特殊栄養食品ステーションの運営などの任務に従事する。これらの活動内容は取りまとめ、今後に役立てることとする。支援活動は、管理栄養士・栄養士の専門性を生かし、行政機関や関係団体等と連携して行う。財源は、会費を充当するとともに、賛助会員からの協賛金、状況に応じ支援金を募る。

1-2-2 JDA-DAT 体制整備事業

事業内容の要旨 JDA-DAT の育成にともなう準備活動や整備等を行う。

事業の趣旨等 JDA-DAT の体制整備を図る活動として、(1)JDA-DAT 運営委員会等での検討、(2)エビデンス解析事業、(3)指定栄養士会への備品等の配置促進事業、(4)赤ちゃん防災プロジェクトの推進、(5)災害関連組織・団体等との連携事業などを行う。支援の対象は、国民（被災者）である。この事業の趣旨・内容についてはホームページ等で明らかにする。財源は、会費及び災害対策事業資金から拠出するとともに、賛助会員からの協賛金を予定する。

2 集団特性対応型の食の自律支援事業（栄養改善・健康づくりに関する国民的合意を形成する事業）

国民の総体その他の不特定多数の者の集団的特性を踏まえ、かかる集団の健全な食生活を自律的に営む力を育むために、管理栄養士・栄養士の専門科学上及び実務上の知見を生かして支援を行う事業である。

2-1 国民の食生活・栄養に関する支援事業

2-1-1 健康づくり提唱のつどい

事業内容の要旨 「健康づくり提唱のつどい」は、WHO 世界保健デーである 4 月 7 日を記念して開催していたが、2019 年度より、「栄養の日・栄養週間」事業の一環として運営している。健康に関心を持つ国民を対象に、健康づくりには健全な食生活、適切な栄養摂取が欠かせないことから、健康及び栄養・食生活について国民と管理栄養士・栄養士等の専門職が、共に学び考える機会となるよう、その折々の話題や課題をテーマに取り上げて、講演、シンポジウムを行う。

事業の趣旨等 42 回目の開催となる 2021 年度は、2020 年度に続き、Web を活用した「市民公開講座・オンライン」として実施する。オリンピック・パラリンピックの開催年として、「スポーツと栄養」をテーマに開催する予定である。講師などには、アスリートを含む著名人のほか、関連事項に高い専門的知見を有する研究者、実務家を起用する。財源は株式会社ヤクルト本社からの「栄養の日・栄養週間」の協賛金とする。

2-1-2 健康日本 21（第二次）の目標達成に向けた事業

事業内容の要旨 国は、「21 世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本 21（第二次））」を策定し、2013 年度から 2022 年度までの間、推進することとしている。ここでは、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針として、21 世紀の我が国において少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まで全ての国民が共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、ライフステージに応じて、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現し、その結果、社会保障制度が持続可能なものと

なるよう、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を示している。

ここで示された具体的な目標達成は、栄養・食生活と関連する事項が多く、栄養・食生活の専門職団体として、必要な事業を行う。

事業の趣旨等 健康日本 21（第二次）で取り上げているが、身体活動・運動は、生活習慣病の予防のほか、社会生活機能の維持及び向上並びに生活の質の向上の観点から重要である。

賛助会員の協力得て具体的事業を検討する。

2-1-3 「栄養の日・栄養週間」に関する事業

事業内容の要旨 国民の多くは、健やかな生活を願っており、このために注意していることは、日々の食生活と答える方が多数を占めている。食・栄養の専門職である「管理栄養士・栄養士」によって構成されている本会は、このような社会情勢を踏まえて、「栄養の日・栄養週間」を創設し、国民の食・栄養の課題を解決するための運動を展開する。

事業の趣旨等 8月4日を「栄養の日」、8月1日から7日までの1週間を「栄養週間」とし、この間に、管理栄養士・栄養士が活動している病院、福祉施設、社員食堂などの給食施設等で喫食者向けに、また、各都道府県栄養士会の協力を得て、各地でイベント等を開催する。「栄養・食生活」の大切さをアピールするとともに、望ましい食生活のあり方を提案する。各企画とも、新型コロナウイルス対策を考慮、今年度もSNSやWebを活用し実施する。また、デジタル技術の発展や世界の変化に応じて、管理栄養士・栄養士に求められる適正・役割にも変化が生じることが予想される中、「Society5.0社会における管理栄養士・栄養士のあり方・価値」について、各事業を通じて効果的に発信する。国財源は賛助会員からの協賛金、寄付金、会費とする。

2-1-4 2021年東京オリンピック・パラリンピックの食環境整備支援事業

事業内容の要旨 2021年東京オリンピック・パラリンピックにおいて、日本人だけでなく、世界中の選手が実力を十分に発揮できる食環境を整える。

事業の趣旨等 各省庁で開催される「食・栄養」に関する会議への出席や資料提供等への対応を行い、これから組織化される選手村内外の「食・栄養」に関するスタッフに管理栄養士・栄養士が積極的に加わり、食の課題を解決できる環境整備を整える。財源は会費とする。

2-1-5 対外広報活動の推進

事業内容の要旨 日本栄養士会活動の情報発信強化による各ステークホルダー（国、企業、管理栄養士・栄養士、一般生活者）への情報波及と重点5項目に関連する事業の活性化に向けて外部広報活動の推進を行う。

事業の趣旨等 広報活動を行う上で、マスメディアの影響力は大きく、円滑に進めるうえでメディアとの関係性構築は欠かせないものである。今年度はプレスリリース配信サービスを用いて、広くメディアへ情報提供を行う。また影響力の大きい全国紙や専門誌については、個別に

プロモートを行い、関係性構築に向けた素地作りを行う。

3 健康づくりと食事・栄養に関する情報コミュニケーション事業

3-1 日本栄養士会雑誌の発行事業

事業内容の要旨 「日本栄養士会雑誌」を発行する。編集方針は、栄養・健康に関する情報が氾濫する中、管理栄養士・栄養士で組織する専門職能団体である本会は、広く国民、管理栄養士・栄養士及び保健・医療・福祉・教育等の分野の専門職種に信頼できる健康・栄養関連情報をわかりやすく提供することである。

事業の趣旨等 「日本栄養士会雑誌」は月刊誌で、年間 12 冊発行する。毎月の発行部数は、約 52,000 部である。対象読者は、購読を希望する国民、管理栄養士・栄養士、関連専門職、研究者等である。

また、内容の精査に関して、栄養学に関する専門的知識を有する者をもって、編集委員会、企画委員会並びに論文委員会を設けて編集する。掲載内容は、食と栄養の科学やこれに基づく栄養の指導、あるいは、健康づくりと食事・栄養に関して、親しみやすく、わかりやすく、信頼できる専門誌たるにふさわしい企画とし、執筆者を的確に選定する。財源は、会費、賛助会員からの協賛金、購読料、広告掲載料等とする。

3-2 ホームページによる情報コミュニケーション事業

事業内容の要旨 管理栄養士・栄養士は、食・栄養の専門職として、栄養の指導を通して、国民の健康増進に資することを使命にしている。この使命を達成するために、広く開かれたホームページにおいて各種情報を提供するとともにニーズを得る。

事業の趣旨等 2021 年度は、管理栄養士・栄養士の役割、使命等について、理解を深めることに重点を置き、2020 年度に引き続き運営する。管理栄養士・栄養士、国、職能団体、企業（賛助会員含む）、国民とわかり易く情報の提供を行うために、コンテンツを開発する。管理栄養士・栄養士に向けては、現ホームページのコンテンツを主とし、ホームページ上の課題を解消し、コミュニケーションの最適化を行う。また、国民に向けては、2017 年度に公開した Web マガジン「ニュータス」をもって、食・栄養への認知・理解の促進を実現させる。本事業は、不特定多数である国民を主対象とする。財源は会費、賛助会員からの協賛金、広告掲載料等とする。

3-3 栄養指導・栄養相談用のパンフレット、リーフレット等の資料の制作・配布事業

事業内容の要旨 国民は、健康づくりや、栄養問題に対して関心を持っていても、具体的にどのような対応したらよいか不明な場合が多い。そこで、国民が興味を持ち利用できる、媒体を作成する。

事業の趣旨等 国民が興味を持ち、行動変容に結びつけられるように手軽に利用できるパンフレットやリーフレット等の資料があると有益である。さらに、これらを基に管理栄養士・

栄養士が国民を対象に健康支援することで、科学的に望ましい食生活の実現の可能性が高まる。そこで、「ヘルシーダイアリー」等を作成し、管理栄養士・栄養士に無償で配布する。資料の監修は、高い専門的知見を有する研究者、実務家及び実績と定評のある管理栄養士・栄養士があたる。財源は株式会社ヤクルト本社からの協賛金を充てる。

Ⅳ 公４事業 食環境整備事業

事業の概要

国民の食生活の改善に寄与しうる社会の諸資源（人と物と仕組み）を有機的に結びつけ、その機能を改善・活性化させることにより、望ましい食環境の整備を図る事業である（食環境整備事業）。すなわち、本事業は、（１）栄養・食生活の改善を支援する保健、医療、福祉及び教育等の分野の各職種の連携・協働関係の構築、（２）栄養・食生活の改善活動の担い手の顕彰、（３）適正な食生活を応援する公共又は民間の諸制度の運用改善の取り組み、などからなる。

以下に掲記する個々の事業は、何れも共通の目的を達成するための手段と位置づけられ、かつ、個々の事業相互が密接に関連しつつ相乗的に効果を発揮する関係にあることから、一体として公４事業を構成するものである。

１ 連携・協働関係の構築事業

１－１ プライマリ・ヘルス・ケアのネットワーク形成

事業内容の要旨 プライマリ・ヘルス・ケアの考え方にに基づき、各種職能団体、関連学会等と連携し、各種活動を展開する。

事業の趣旨等 プライマリ・ヘルス・ケアの考え方によれば、国民一人ひとりの尊厳のある生活を衛るためには、その日常生活の場（地域社会）において、保健、医療、福祉及び教育等の分野の各職種、関連学会がお互いに連携して、プライマリケアを提供する仕組みが整えられなければならない。そこで、各種関連団体等と連携し積極的に参加する。具体的には、日本医師会、日本歯科医師会、チーム医療推進協議会、関連学会等と連携する。財源は会費とする。

２ 先駆的栄養改善活動等表彰事業

事業内容の要旨 栄養改善のための先駆的な活動を行う者等を顕彰する。

事業の趣旨等 本事業は、本会の全国栄養改善大会の場で、栄養改善のために主体的に、先駆的な活動を行い、あるいは、同活動に従事して顕著な功績の認められる管理栄養士・栄養士、及び国民を顕彰し、その功績を広く示すものであり、厚生労働大臣表彰、栄養改善奨励賞、本会会長表彰等がある。2021 年度も先駆的活動を行う管理栄養士・栄養士を顕彰する。本事業の運営費用は栄養改善奨励資金等から拠出する。

３ 国民の健全な食生活を支援する制度の整備

３－１ 管理栄養士・栄養士の業務過誤による損害賠償責任保険制度の取り扱い事業

事業内容の要旨 管理栄養士・栄養士の業務過誤による損害賠償責任保険制度を取り扱う。

事業の趣旨等 本事業は、積極的な栄養指導・食事療法の施術を奨励しながら、業務過誤の犠牲になった被害者（国民）の救済を図るものである。本会が、保険会社と契約して、この制度を取り扱う。契約条件等については、モラルハザードを招かないよう、適宜見直しを行う。保険料の財源は会費とする。

3-2 管理栄養士・栄養士制度の運用改善及び制度改革に関する包括的な検討事業

事業内容の要旨 制度としての管理栄養士・栄養士が、常に社会の要請に的確に応えていくうえで必要な制度運用の改善や制度改革のあり方を、大局的かつ包括的に検討する。

事業の趣旨等 制度としての管理栄養士・栄養士は、国民の食環境—国民の食事・栄養摂取にかかる環境—の人的な構成要素である。国民の食環境を整備する観点から、養成制度を含め、管理栄養士・栄養士制度の運用の改善や制度改革のあり方を、大局的かつ包括的に検討する。

管理栄養士・栄養士は、人々に身近な「栄養の指導」の専門職として、各種調査での健やかな生活を望む国民の期待に応え、公衆衛生の向上に寄与する姿を具現化するための活動を展開する必要がある。このためには、2014年度からスタートした新しい「生涯教育制度」に基づく、業務の統一化・標準化が前提となり、その後で、「栄養の指導」の様々な分野（医療・学校給食・勤労者・行政・福祉・フリーでの活動者）で活動している専門職とその対象者が、より緊密に関われる体制、制度の構築が必要となる。

管理栄養士・栄養士がかかわる各種制度の法的整備を図るため、厚生法制に関して研究を委託し、2018年度に終了し、栄養士法2000年改正の実体化と完結に向けて、重要課題に取り組んでいる。2021年度も引き続き実施する。

また、診療報酬・介護報酬改定等の各種報酬制度の改定においては、国民の誰もが、適切な栄養管理のもと、個々人にあった食事を摂ることができ、ひいては自己実現に繋がることを目的として、制度の構築に向けての活動及び体制づくり等に取り組む。本事業は、管理栄養士・栄養士はもとより、関連専門職種の個人・団体、研究者とも協働して実施し、その成果は報告書や諸提言などとしてとりまとめる。諸課題の検討においては、管理栄養士・栄養士の専門性を生かしながら、適宜、関連学会の研究者や関連専門職種の個人・団体の知見も積極的に取り入れることとする。財源は会費とする。

V 公5事業 国際公衆衛生向上事業

事業の概要

今日、公衆衛生上の課題は国内的であるとともに国際的である。本会は、管理栄養士・栄養士のナショナル・センターとして、国境の垣根を越えて、公衆衛生の向上にかかる諸事業を実施する（国際公衆衛生向上事業）。本事業は、（1）開発途上国の公衆衛生・公衆栄養上の課題に関する支援事業、（2）国際栄養士連盟・アジア栄養士連盟の活動にかかる国際交流事業、（3）国際交流助成事業など、わが国を

含む国際的な公衆衛生の課題の解決に資する活動を行うものである。

以下に掲記する個々の事業は、何れも共通の目的を達成するための手段と位置づけられ、かつ、個々の事業相互が密接に関連しつつ相乗的に効果を発揮する関係にあることから、一体として公5の事業を構成するものである。

1 開発途上国の公衆衛生・公衆栄養上の課題に関する支援事業

事業内容の要旨 アジア諸国の栄養士制度及び栄養士養成システムへの支援事業を行う。

事業の趣旨等 開発途上国の健康と食事・栄養摂取をめぐる問題は、飢餓・低栄養を主体としたものから、低栄養と過剰栄養による生活習慣病が増加するという複合的なものへと変貌してきている。わが国が、健康と食事・栄養摂取に関してたどってきた道、ことに、先進国として急速な高齢化と生活習慣病対策の経験と現況、そして、わが国の栄養士制度の展開と管理栄養士・栄養士の活動状況などは、開発途上国が注目するところである。

今後もアジア・アフリカ諸国でリーダー的役割を担うため、開発途上国及び栄養士制度のない国へ情報を提供する。財源は会費と国際交流資金からの拠出金、賛同する事業者等からの協賛金とする。

2 国際栄養士連盟・アジア栄養士連盟の活動にかかる国際交流事業

事業内容の要旨 今日、公衆衛生上の課題は国内に限らず国際的である。公衆栄養についても同様で、公衆栄養上の課題と対応に関する共通の認識と協働・連携の関係を形成する意義は大きい。ため、国際栄養士連盟（International Confederation of Dietetic Associations ; ICDA、約 50 か国が加盟）ならびにアジア栄養士連盟（Asian Federation of Dietetic Associations ; AFDA、12 か国が加盟）の活動に参加して、各国栄養士会との交流を図る。

事業の趣旨等 具体的事業として、(1)国際栄養士連盟ならびにアジア栄養士連盟加盟、(2) 国際栄養士連盟理事会議ならびにアジア栄養士連盟常任理事国会議への参加、(3)第 8 回アジア栄養士会議（The 8th Asian Congress of Dietetics ; ACD2022）開催の準備、(4)国際交流委員会の開催を行う。本事業の対象は、関連国の栄養士（栄養の指導に関する専門職）である。財源は会費、国際交流資金とする。

3 国際交流助成事業

事業内容の要旨 国際的な公衆衛生・公衆栄養の観点から国際交流事業を推進するため、日本国内及び国外への栄養学・栄養施策等に関する研修及び留学等に対して支援、助成を行う。

事業の趣旨等 栄養・食生活の改善とこれに基づく健康増進に関する国際的な相互理解の促進、栄養・食療法に関する専門職制度の国際標準化、同専門職の養成に関する相互支援等、わが国を含む国際的な公衆衛生の課題を解決するため国際的な公衆衛生・公衆栄養の観点から、日本国内及び国外への栄養学・栄養施策等に関する研修及び留学等を希望する者に対し、必要な費用の一部を助成する。なお、本事業による助成者は、公募により管理栄養士・栄養

士の資格を有する大学研究者を中心に構成された委員会が、所定の基準に則り厳正に選考を行い決定された者である。

今年度は12月に「東京栄養サミット2021」が開催される。「東京栄養サミット2021」開催に際し、国内外に向けたコミットメントの発信及び支援体制の整備を行うほか、「東京栄養サミット2021」開催前後には、都内でサブイベントを開催する。財源は、賛助会員からの協賛金、会費、国際交流資金とする。

VI その他（法人運営）に関する事業

事業の概要

本会は、公益目的事業を実施する団体であり、法人運営の基本は、本会が公益目的事業の旺盛な展開をととして本会の目的を達成する基盤として、透明で機動的な意思決定と責任ある執行、そして、健全な財務運営を確保することにある。2021年度も、以上の見地から適切な法人運営を心がける。

1 会務運営に関する取り組み等

1-1 総会、理事会の適切な運営

総会は、新型コロナウイルス感染対策のため、Web会議システムにより開催する。

理事会は、同様に上期はWeb会議システムにより開催し、下期は状況により必要に応じてWeb会議システムを利用した開催とする。

1-2 各種事業の企画や本会の政策立案能力の向上のための事業部・事務局体制の整備、諮問会議・地区栄養士会長会議・各種委員会などの充実した運営

新型コロナウイルス感染対策のため、状況により必要に応じてWeb会議システムを利用した会議の開催とする。

1-3 研究・教育センターの創設準備

1-4 危機管理部の創設準備

1-5 その他、上記に関連した法人運営にかかる取り組み

2 会員に関する取り組み等

2-1 ホームページ（会員専用ページ）の充実

2-2 会員活動の活性化に向けた支援活動

2-3 業務支援システムの円滑な運用、保守管理

3 その他必要な取り組み等

その他、流動する情勢に的確に対応して、法人運営上必要な取り組み等を実施する。

2021 年度職域統括事業部事業執行計画

	全国リーダー研修事業	職域に関する技術・技能向上に関する研修事業	その他の職域専門性の向上事業	事業の企画・運営に関する会議
医療	【全国リーダー研修会(Web)】 2021.4.17(土)・18(日) オンライン 参加者数：(定員：47名)	【第41回食事療法学会】 2022.3.5(土)・6(日) オンライン 参加者数：(定員：1000名)	【臨床栄養学術セミナー】 2021.7.17(土) オンライン(ライブ・オンデマンド) 参加者数：(定員：200名) 【スキルアップセミナー】 2021.10 ※未定 オンライン 参加者数：(定員：200名) 【地区リーダー研修会】 7ブロック(上半期) 各会場約20名 7ブロック(下半期) 各会場約20名	常任事業推進委員会 事業推進委員会 組織委員会 広報委員会
学校健康教育	【全国リーダー研修会】 2022.1.29(土) オンライン 参加者数：(定員：47名)	【全国研修会】 2022.2.6(日) オンライン	【スキルアップセミナー】 2021.6.12(土)、7.3(土)、9.25(土)、10.30(土) オンライン	事業推進委員会
勤労者支援	【全国リーダー研修会】 2021.10.23(土)予定 オンライン 参加者数：(定員：47名)		【生涯教育研修会】 ※未定 【全国矯正栄養士研修会】 ※未定	事業推進委員会 矯正グループ打合せ会
研究教育	【全国リーダー研修会】 2022年2月予定 オンライン 参加者数：(定員：47名)	【全国研修会】 なし		事業推進委員会
公衆衛生	【全国リーダー研修会】 2021.4.24(土) オンライン 参加者数：43名(定員：47名)	【全国研修会】 ※未定	【新任者研修会】 ※未定 【実務研修会(東・西会場)】 ※未定	事業推進委員会
地域活動	【全国リーダー研修会】 2022.1.29(土) オンライン 参加者数：(定員：47名)	【第38回公衆栄養活動研究会】 ※未定	【地区別研修会】	事業推進委員会
福祉	【全国リーダー研修会】 2022.2.26(土) オンライン 参加者数：(定員：47名)	【全国研修会】 なし	【スキルアップ研修会】(初任者研修) 《高齢編》 2021.7月～ オンライン(オンデマンド) 参加者数：(定員：300名) 《障害編》 2021.6.6(日) オンライン 参加者数：(定員：200名) 《児童編》 オンライン 参加者数：(定員：未定) 《栄養ケア・マネジメントをゼロから学ぶ研修(Step00)》 (1)5.23(日)、(2)6.26(土)、(3)8.21(土) (4)9.25(土)、(5)10.23(土)、(6)11.28(日) (7)12.19(日)、(8)2022.1.23(日)、(9) 2022.2.20(日) オンライン 参加者数：(定員：各回20名×9回) 《令和3年度介護報酬改定関連「各種加算のとり方等」研修会》 2021.7.17(土) オンライン 参加者数：(定員：300名)	事業推進委員会

法人コード	A010438
法人名	公益社団法人日本学芸士会

収支予算の事業別区分経理の内訳表

2021年4月1日から2022年3月31日まで

科 目	公益事業会計	法人会計	2021年度予算	2020年度予算	公益目的事業会計(内訳表)					
					公1	公2	公3	公4	公5	共通
I 一般正味財産増減の部										
1. 経常増減の部										
(1) 経常収益										
基本財産運用益	230	0	230	200	0	0	0	0	0	230
基本財産受取利息	230	0	230	200	0	0	0	0	0	230
特定資産運用益	7,020	910	7,830	7,500	0	0	340	1,580	5,100	0
特定資産受取利息	7,020	910	7,830	7,500	0	0	340	1,580	5,100	0
受取会費	184,700,000	182,500,000	347,200,000	350,483,000	0	0	0	0	0	184,700,000
正会員受取会費	182,500,000	182,500,000	325,000,000	328,250,000	0	0	0	0	0	182,500,000
特別会員会費	0	0	0	13,000	0	0	0	0	0	0
賛助会員受取会費	22,200,000	0	22,200,000	22,200,000	0	0	0	0	0	22,200,000
事業収益	230,881,100	1,300,000	232,181,100	241,252,540	4,380,000	86,383,500	140,097,600	0	0	0
調査研究収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
書籍監修料収益	3,500,000	0	3,500,000	6,000,000	3,500,000	0	0	0	0	0
研修・セミナー事業収益	77,737,100	1,300,000	79,037,100	74,404,100	880,000	71,751,500	5,105,600	0	0	0
受託事業収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認定・登録料収益	6,607,000	0	6,607,000	5,654,500	0	6,607,000	0	0	0	0
雑誌購読料収益	2,000,000	0	2,000,000	2,000,000	0	0	2,000,000	0	0	0
協賛金収益	95,840,000	0	95,840,000	104,062,740	0	400,000	95,440,000	0	0	0
情報提供事業収益	40,377,000	0	40,377,000	44,331,200	0	7,625,000	32,752,000	0	0	0
栄誉情報普及収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栄誉ケア・ステーション事業収益	4,800,000	0	4,800,000	4,800,000	0	0	4,800,000	0	0	0
受取補助金等	5,350,000	0	5,350,000	5,350,000	0	5,350,000	0	0	0	0
厚労省受託収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国庫補助金収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
民間助成金収益	50,000	0	50,000	50,000	0	50,000	0	0	0	0
受託事業収益	5,300,000	0	5,300,000	5,300,000	0	5,300,000	0	0	0	0
受取賞状金	0	0	0	0						
受取負担金	0	0	0	0						
指定正味財産増減額	26,340,000	0	26,340,000	26,216,560	2,400,000	0	1,840,000	300,000	21,800,000	0
指定正味財産振替額	26,340,000	0	26,340,000	26,216,560	2,400,000	0	1,840,000	300,000	21,800,000	0
受取寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
災害寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
災害寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑収益	1,146,000	3,038,640	4,184,640	9,304,281	0	90,000	626,000	430,000	0	0
情報交換会費収益	90,000	0	90,000	5,092,500	0	90,000	0	0	0	0
受取事務手数料	0	0	0	300,000	0	0	0	0	0	0
その他の雑収益	1,056,000	3,038,640	4,094,640	3,911,781	0	0	626,000	430,000	0	0
経常収益計	448,404,350	166,839,550	615,243,900	632,594,061	6,780,000	91,823,500	142,583,940	731,580	21,805,100	184,700,230

法人コード	A010838
法人名	公益社団法人日本労働士会

収支予算の事業別区分経理の内訳表

2021年4月1日から2022年3月31日まで

科 目	公益事業会計	法人会計	2021年度予算	2020年度予算	公益目的事業会計(内訳表)					
					公1	公2	公3	公4	公5	共通
(2)経常費用										
事業費	491,954,594	120,170,482	612,131,048	642,257,386	13,808,779	154,715,256	274,634,049	13,314,550	35,451,930	30,000
役員報酬	16,470,600	3,966,600	20,437,200	19,149,400	1,350,200	5,740,200	8,364,400	966,600	49,200	0
給料手当	47,190,000	38,610,000	85,800,000	94,464,000	2,574,000	23,166,000	19,734,000	858,000	858,000	0
臨時雇賃金	3,582,400	0	3,582,400	1,782,920	0	2,574,400	0	0	1,008,000	0
賞与	13,772,000	11,268,000	25,040,000	28,920,000	751,200	6,780,800	5,799,200	250,400	250,400	0
法定福利費	8,052,000	6,588,000	14,640,000	16,560,000	439,200	3,952,800	3,367,200	146,400	146,400	0
福利厚生費	1,820,720	1,489,680	3,310,400	3,806,400	99,312	893,808	761,392	33,104	33,104	0
役員退職慰労引当金繰入額	1,176,000	224,000	1,400,000	1,400,000	56,000	406,000	644,000	70,000	0	0
人材派遣料	3,546,000	1,620,000	5,166,000	5,166,000	108,000	972,000	2,394,000	36,000	36,000	0
会議費	1,322,258	195,970	1,518,228	3,346,756	20,870	542,028	228,970	26,540	503,850	0
旅費交通費	27,877,640	4,792,046	32,669,686	63,619,415	984,801	18,257,872	4,322,939	986,128	3,326,000	0
通信運搬費	62,835,376	2,550,200	65,385,576	68,041,806	745,240	2,736,366	58,623,570	436,200	264,000	30,000
減価償却費	9,043,708	2,816,806	11,860,514	15,031,468	104,093	1,769,606	6,441,348	208,189	520,472	0
消耗什器備品費	2,378,000	1,640,000	4,018,000	1,018,000	50,000	680,000	1,380,000	88,000	200,000	0
消耗品費	9,585,944	1,219,110	10,805,054	14,331,175	228,170	674,994	6,428,080	643,840	1,610,890	0
修繕費	727,085	484,415	1,211,500	1,182,500	11,815	200,855	431,710	23,630	59,075	0
印刷製本費	68,072,850	760,000	68,832,850	71,960,263	100,000	3,252,850	64,090,000	630,000	0	0
光熱水料費	980,400	639,600	1,620,000	1,620,000	15,600	265,200	590,400	31,200	76,000	0
賃借料	25,061,704	9,978,352	35,040,056	55,086,982	299,291	12,779,860	9,749,079	1,051,421	1,182,053	0
保険料	5,397,759	563,041	5,960,800	5,895,400	7,717	133,419	276,352	4,965,434	14,837	0
諸謝金	15,302,801	200,000	15,502,801	14,885,963	182,592	12,304,353	815,856	0	2,000,000	0
租税公課	5,173,168	596,432	5,769,600	5,769,600	55,717	1,866,336	3,229,522	1,082	531	0
渉外費	1,028,600	240,000	1,268,600	1,857,400	0	47,000	242,000	739,600	0	0
諸会費	3,071,890	678,520	3,750,410	3,728,210	300	10,700	42,300	240,600	2,777,990	0
参加者負担金	418,000	0	418,000	827,900	0	130,000	288,000	0	0	0
情報交換会費	90,000	0	90,000	5,177,000	0	90,000	0	0	0	0
支払即成金	8,261,000	4,700,000	12,961,000	8,011,000	2,400,000	100,000	5,611,000	0	150,000	0
委託費	106,285,639	12,189,580	118,475,419	105,298,123	2,566,320	21,149,297	65,041,402	101,740	17,427,080	0
広報費	3,680,000	1,350,000	5,030,000	3,340,000	0	430,000	750,000	0	2,500,000	0
システム使用料	22,442,220	3,592,840	26,035,060	3,921,360	180,709	20,860,750	1,169,899	68,818	172,044	0
図書資料費	524,420	438,580	963,000	925,200	21,780	357,260	78,120	43,560	23,700	0
原稿料	6,899,876	0	6,899,876	1,540,000	0	5,989,876	900,000	0	0	0
支払報酬	5,291,400	3,304,800	8,596,200	8,686,600	383,900	4,073,600	791,000	42,500	0	0
支払手数料	2,996,442	2,861,350	5,857,792	2,688,573	49,120	1,041,402	1,412,080	288,240	195,600	0
顕彰費	300,000	0	300,000	300,000	0	0	0	300,000	0	0
支払寄付金	0	0	0	100,000	0	0	0	0	0	0
雑費	1,296,464	616,500	1,915,024	2,516,972	22,832	485,624	696,320	26,944	64,744	0
経常費用計	491,954,594	120,170,482	612,131,048	642,257,386	13,808,779	154,715,256	274,634,049	13,314,550	35,451,930	30,000

法人コード	A010838
法人名	公益社団法人日本労働士会

収支予算の事業別区分経理の内訳表

2021年4月1日から2022年3月31日まで

科 目	公益事業会計	法人会計	2021年度予算	2020年度予算	公益目的事業会計(内訳表)					
					公1	公2	公3	公4	公5	共通
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 43,550,214	46,683,008	3,112,854	△ 9,683,325	△ 7,028,779	△ 62,891,756	△ 132,070,109	△ 12,562,970	△ 13,646,830	184,670,230
基本財産評価損益等										0
特定資産評価損益等										0
投資有価証券評価損益等										0
評価損益等計										0
当期経常増減額	△ 43,550,214	46,683,008	3,112,854	△ 9,683,325	△ 7,028,779	△ 62,891,756	△ 132,070,109	△ 12,562,970	△ 13,646,830	184,670,230
2. 経常外増減の部										0
(1) 経常外収益										0
中科目別記載										0
経常外収益計										0
(2) 経常外費用										0
固定資産除却損										0
経常外費用計										0
当期経常外増減額										0
他会計振替額										0
当期一般正味財産増減額	△ 43,550,214	46,683,008	3,112,854	△ 9,671,025	△ 7,028,779	△ 62,891,756	△ 132,070,109	△ 12,562,970	△ 13,646,830	184,670,230
一般正味財産期首残高			334,820,828	344,491,853						
一般正味財産期末残高			337,833,682	334,820,828						
Ⅱ 指定正味財産増減の部										
受取補助金等										
受取寄付金										
一般正味財産への振替額			26,216,560	26,216,560						
当期指定正味財産増減額			△ 26,216,560	△ 26,216,560						
指定正味財産期首残高			98,082,662	124,279,222						
指定正味財産期末残高			71,846,102	98,082,662						
Ⅲ 正味財産期末残高			411,072,384	432,883,460						

資金調達及び設備投資の見込み

(2021年4月1日～2022年3月31日)

- 1 資金調達の見込みについて
当期中に資金調達の予定なし。
- 2 設備投資の見込みについて
当期中に設備投資の予定なし。
- 3 その他(特定資産等の収支見込み)

(単位:円)

項 目	金 額	備 考
特定資産取崩収入		
国 際 交 流 資 産 取 崩 収 入	21,800,000	
河 村 育 英 資 産 取 崩 収 入	2,400,000	
栄 養 改 善 奨 励 資 産 取 崩 収 入	300,000	
非 常 災 害 事 業 資 産 取 崩 収 入	1,840,000	
収入計(A)	26,340,000	
特定資産積立額支出		
役 員 退 職 慰 労 引 当 資 産 積 立 支 出	1,400,000	
第 8 回 ア ジ ア 栄 養 士 会 議 積 立 金	10,000,000	
支出計(B)	11,400,000	
(A) - (B)	14,940,000	

宣 言（案）

管理栄養士・栄養士は、専門職として、「食の営みのよろこびの中、自己実現を求め、健やかによりよく共に生きる」という人びとの願いに応え、最新の科学的根拠に裏付けられた高度な知識と技術を持って「栄養の指導」を実践する。健康を育む豊かな食生活の確立ならびに栄養の学術の進歩に資する事業を遂行し、公衆衛生の向上に寄与することを使命としている。

今、我が国は、生活習慣病などの過栄養とやせ症・フレイルなどの低栄養という栄養不良の二重負荷に直面している。この課題解決のために、管理栄養士・栄養士は、職業倫理に基づき、資質や能力の向上に努め、様々な栄養課題に取り組むことが求められている。本会は、個人では解決できない栄養課題を組織の力で解決し、社会に貢献する。

ここに、本総会の総意をもって次のスローガンを掲げ、その実現に向けて邁進することを宣言する。

2021年6月27日

2021年度公益社団法人日本栄養士会定時総会

《2021年度総会スローガン》

- 1 「東京栄養サミット2021」を成功させ、Japan Nutritionを世界に発信しよう
- 1 栄養・食生活支援活動を通して、感染症や自然災害から国民の命を守ろう
- 1 栄養不良の二重負荷を解決し、健康寿命の延伸とQOLの向上にあたろう
- 1 人びとの身近に栄養ケア・ステーションを設置し、多様なニーズに応えよう
- 1 職業倫理を遵守し、生涯教育により専門的知識と技術を高め、活動しよう
- 1 栄養の日・栄養週間を通して、管理栄養士・栄養士の活動を広めよう
- 1 Society5.0社会における管理栄養士・栄養士の未来に向けて、着実に取り組もう

公益社団法人日本栄養士会定款

制定施行 平成 24 年 8 月 1 日

一部改正 平成 26 年 9 月 1 日

目 次

第 1 章	総則（第 1 条—第 2 条）
第 2 章	目的及び事業（第 3 条—第 4 条）
第 3 章	会員（第 5 条—第 14 条）
第 4 章	総会（第 15 条—第 23 条）
第 5 章	役員（第 24 条—第 30 条）
第 6 章	理事会（第 31 条—第 35 条）
第 7 章	諮問会議等（第 36 条—第 38 条）
第 8 章	事業部（第 39 条）
第 9 章	事務局（第 40 条）
第 10 章	財産、事業年度及び会計（第 41 条—第 45 条）
第 11 章	定款の変更及び解散（第 46 条—第 49 条）
第 12 章	公告の方法（第 50 条）
第 13 章	雑則（第 51 条）
附 則	

第 1 章 総 則

（名 称）

第 1 条 この法人は、公益社団法人日本栄養士会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所）

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第 2 章 目的及び事業

（目 的）

第 3 条 食の営みのよろこびの中、自己実現を求め、健やかによりよく共に生きる。人びとのこの願いに応えることを職責とする管理栄養士・栄養士が組

織する本会は、国民との広範な協働のもと、栄養・食事指導にかかる科学とその専門的実用技術に立脚しながら、保健、医療、福祉及び教育等の分野において、健康を豊かに育む食生活の確立と栄養・食事療法の進歩に資する諸般の事業を遂行し、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）国民の健康と栄養の実態及び栄養・食事指導と同療法に関する事例や症例などを対象とした調査及び資料の収集、並びに、これらを踏まえた研究及び技術開発などをおして、わが国の人口構成と疾病構造の変動に対応して国民の健康を衛る食と栄養の総合的かつ実践的な科学及び技術の振興を図る事業
- （2）系統的で発展的な内容の教育、訓練及び学習からなる継続的研修と養成教育への支援により、保健、医療、福祉及び教育等の分野において、職業倫理に則り、高度な専門性に裏づけられた科学的根拠に基づく食と栄養の指導をとおして国民の健康づくりに貢献する管理栄養士・栄養士を育成する事業
- （3）栄養・食事指導と同療法に関し、国民参加の開かれた多種多様な活動をとおして、日常の食生活の質の向上に役立つ知識や実用技術の普及と、食事を含む生活習慣の見直しと改善のための社会的な合意の形成を図ることにより、健康を豊かに育む食生活の確立に向けた国民の取り組みを支援する事業
- （4）栄養・食生活の改善を支援する保健、医療、福祉及び教育等の分野の各職種の連携・協働関係の構築、食と栄養に関する公共又は民間の諸制度の運用の改善、在宅療養者などの適正な食生活を支援する制度の整備などに取り組むこととおして、国民の食環境の整備を推進する事業
- （5）栄養・食生活の改善とこれに基づく健康増進に関する国際的な相互理解の促進、栄養・食事療法に関する専門職制度の国際標準化とその普及のための取り組み、同専門職の養成に関する相互支援、感染症の国際的流行への対応、生活習慣病対策にかかる相互協力など、わが国を含む国際的な公衆衛生の課題の解決に資する事業
- （6）その他、本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号に定めた事業は、その実施区域を全国とする。

3 第1項各号の事業を、一又は複数の都道府県の区域で実施するときは、当

該区域において事業を行う都道府県栄養士会との連携のもと互いに協働することとする。

第 3 章 会 員

（本会の構成員）

第 5 条 本会の会員とは、栄養士法（昭和 22 年 12 月 29 日法律第 245 号）第 2 条第 1 項又は同条第 3 項に定める管理栄養士、栄養士の免許を有し、第 3 条の目的に賛同して第 9 条の手続により入会し、かつ、都道府県栄養士会の会員である者をいう。

（代議員の設置等）

第 6 条 本会に代議員を置く。その員数は 250 人とし、会員の中から選出する。

- 2 前項の代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 48 号。以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。
- 3 代議員の数は、都道府県栄養士会ごとに 2 人とし、その余の数は前年度の会員数（前年度末現在の会員数とする。）を基準に都道府県栄養士会ごとに決める。
- 4 会員は代議員選挙に立候補することができる。
- 5 代議員を選挙する権利は会員がこれを有する。
- 6 代議員は 2 年に 1 度、都道府県栄養士会毎に選挙により選出する。
- 7 代議員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴えを提起している場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。
- 8 代議員が会員として第 11 条又は第 12 条の規定により退会したときは、当然に代議員でなくなる。
- 9 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 10 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなけ

ればならない。

- (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員(2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員)につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 11 第9項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第6項の代議員選挙終了の時までとする。

(代議員制度と会員の権利)

第7条 会員は、一般法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様に本会に対して行使することができる。

- (1) 一般法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
- (2) 一般法人法第32条第2項の権利(代議員名簿の閲覧等)
- (3) 一般法人法第57条第4項の権利(総会の議事録の閲覧等)
- (4) 一般法人法第50条第6項の権利(代議員の代理権証明書等の閲覧等)
- (5) 一般法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利(議決権行使書面の閲覧等)
- (6) 一般法人法第129条第3項の権利(計算書類の閲覧等)
- (7) 一般法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
- (8) 一般法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)

(代議員制度と理事、監事の責任の免除)

第8条 理事、監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての会員の同意がなければ、免除することができない。

(入会)

第9条 本会の会員になろうとする者は、本会に対して入会の申し込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

2 入会の申し込みに関し必要な事項は、理事会がこれを定める。

（経費の負担）

第 10 条 会員は、本会の事業活動に生ずる費用に充てるため、総会において別に定める会費を納入する義務を負う。

（任意退会）

第 11 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（法定退会）

第 12 条 前条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するときに退会する。

- （１）第 10 条の支払い義務を 1 年以上履行しなかったとき
- （２）管理栄養士、栄養士の免許を取り消されたとき
- （３）都道府県栄養士会の会員でなくなったとき
- （４）すべての会員の同意があるとき
- （５）死亡したとき
- （６）除名されたとき

（除 名）

第 13 条 会員の除名は、当該会員が次の各号のいずれかに該当するときに限り、総会の決議によってこれを行うことができる。この場合には、当該会員に対し、総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明の機会を与えなければならない。

- （１）この定款その他の規則に違反したとき
- （２）本会の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき
- （３）その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により除名された会員には、その旨を通知しなければならない。

（退会に伴う権利及び義務の帰趨）

第 14 条 会員が第 11 条又は第 12 条の規定により退会したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 既納の会費及びその他の拠出金は、会員が退会した場合でも、これを返還しない。

第4章 総 会

（構 成）

第15条 総会は、代議員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

（権 限）

第16条 総会は、次の事項について決議する。

- （1）会員の除名
- （2）役員の選任又は解任
- （3）管理栄養士・栄養士の職業倫理に関する規則の制定及び改廃
- （4）役員の報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の額
- （5）貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認
- （6）定款の変更
- （7）解散及び残余財産の処分の承認
- （8）その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開 催）

第17条 総会は、定時総会として毎年度1回、事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招 集）

第18条 総会は、次項による総会の招集の請求につき、代議員が一般法人法第37条第2項の規定により、総会を招集する場合を除き、理事会の決議に基づき会長（第24条第2項に規定する者。以下同じ。）が招集する。

2 総代議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集理由を示して、総会の招集の請求をすることができる。この場合、会長はすみやかに総会を招集しなければならない。

（議 長）

第19条 総会の議長は、当該総会において出席代議員の中から選出する。

(議決権)

第20条 総会における議決権は、代議員1人につき1個とする。

(決議)

第21条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定めた事項

3 役員を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使等)

第22条 代議員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該代議員又は代理人は、代理権を証明する書面を本会に提出しなければならない。

2 代議員が書面によって議決権を行使することができる旨を定めて総会の招集の通知が行われ、同通知の際に議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類及び議決権を行使するための書面の交付を受けた代議員は、必要な事項を記載した同書面を、理事会が法令に従い定めた特定の時又は総会の日時の直前の業務時間の終了時までに本会に提出して議決権を行使することができる。

3 前項の規定に基づき書面によって行使した議決権の数は、前条における出席した代議員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成

する。

- 2 議長、会長並びに代議員から選出した議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

（役員の設置）

第24条 本会に、次の役員を置く。

- （1）理事 18人以上24人以内
- （2）監事 3人以内

- 2 理事のうち1人を会長、2人を副会長、1人を専務理事、1人を常務理事とする。
- 3 前項の会長及び副会長をもって一般法人法上の代表理事とする。
- 4 第2項の専務理事、常務理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第25条 理事は、会員の中から総会の決議によって選任する。

- 2 前項の決議に際し、理事又は監事が欠けた場合、又は定款で定めた理事又は監事の員数を欠くことに備えて、総会は、補欠の理事又は監事を選任することができる。
- 3 理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事を選定及び解職する。この場合において理事会は、総会にこれを付議した上で、その決議結果を参考にすることができる。
- 4 監事は、会員外である有識者より総会において選任する。

（理事の職務及び権限）

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を行う。

- 2 会長、副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 4 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間

隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員（本会が雇用している者をいう。以下同じ。）に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

（役員任期）

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第29条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

（役員報酬等）

第30条 役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理 事 会

（構成）

第31条 本会に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権 限）

第 3 2 条 理事会は、次の職務を行う。

- （１）本会の業務執行の決定
- （２）理事の職務の執行の監督
- （３）会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

（招 集）

第 3 3 条 理事会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が理事会を招集し、その議長となる。

（決 議）

第 3 4 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（議事録）

第 3 5 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第 7 章 諮問会議等

（諮問会議）

第 3 6 条 本会に、任意の機関として、すべての都道府県栄養士会で組織する諮問会議を置く。

- 2 諮問会議は、理事会の決議に基づき会長が招集し、年に 2 回開催する。
- 3 諮問会議において各都道府県栄養士会を代表する者は、当該都道府県栄養士会の代表理事たる者（その者が本会の理事を兼ねるときは、当該都道府県栄養士会にて別に定める者）とする。
- 4 諮問会議の運営に関する規程は、理事会がこれを定める。

(諮問会議の職務)

第37条 諮問会議は、次に掲げる事項に関する理事会の諮問を受けて意見を述べる。

(1) 本会の運営にかかる事項

(2) 本会と都道府県栄養士会との連携による事業（以下「地域連携事業」という。）の企画・運営にかかる事項

2 前項に定めるもののほか、諮問会議の議事は次に掲げる事項とする。

(1) 本会の業務執行に関する報告及び質疑

(2) 地域連携事業又は都道府県栄養士会相互間の連携事業にかかる連絡並びに調整

(名誉会長)

第38条 本会に、任意の機関として、名誉会長1人を置くことができる。

2 名誉会長は、会長経験者より理事会がその議決によって委嘱し、かつ委嘱を解く。

3 名誉会長の任期は、理事のそれに準じ、理事会において再任することができる。

4 名誉会長は、本会の重要事項について会長からの諮問を受けて参考意見を述べる。

第8章 事業部

(事業部)

第39条 本会に次に掲げる事業部を置く。

(1) 第4条第1項第1号から同項第6号までの事業の総務を所管するもの

(2) 第4条第1項第1号から同項第6号までの事業の一又は複数を所管するもの

(3) 地域連携事業を所管するもの

(4) 職域（管理栄養士、栄養士の就業の種別に基づく区分で、別に定めるものをいう。以下同じ。）に関する事業を所管するもの

(5) その他、理事会において設置を必要と判断したもの

2 前項各号の事業部は、その所管にかかる第4条の事業の実施を担当する。

3 事業部の設置及び運営に関する細則規程は、理事会がこれを定める。

第9章 事務局

(事務局)

第40条 本会の事務を処理するため、本会に事務局を置く。

2 事務局には、職員を若干人置き、そのうち一人を事務局長とすることができる。

3 職員の任免は、事務局長たる職員を除き、専務理事が行う。

4 事務局長の選任及び解任は、理事会がこれを決定する。

5 職員は、専務理事の指示により事務に従事する。

6 事務局の組織、内部管理に必要な細則規程は、理事会がこれを定める。

第10章 財産、事業年度及び会計

(基本財産等)

第41条 第4条の事業を行うために理事会で定めた基本財産については、その適正な維持及び管理に努めるものとする。

(事業年度)

第42条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画書及び収支予算書等)

第43条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得る。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を得なければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告附属明細書

- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については定時総会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を得なければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、代議員名簿及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第45条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年9月7日内閣府令第68号。以下「公益法人認定法施行規則」という。）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第11章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第46条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解 散）

第47条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第48条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）

には、総会の決議を経て公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 49 号。以下「公益法人認定法」という。）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第 49 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益法人認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 12 章 公告の方法

（公告の方法）

第 50 条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむをえない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は官報に掲載する方法による。

第 13 章 雑 則

（委 任）

第 51 条 この定款の施行について必要な事項は、この定款で別に定めるものを除いて、理事会（総会に関するものについては総会）がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 50 号）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事は中村丁次、清水瑠美子、長谷川克己とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記

を行ったときは、第 4 2 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 4 この定款の施行後最初の代議員は、第 6 条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出されたものとする。

公益社団法人日本栄養士会定款施行規則

制定施行 平成 24 年 8 月 1 日
一部改正 平成 25 年 1 月 27 日
平成 25 年 3 月 23 日
平成 26 年 3 月 16 日
平成 26 年 10 月 19 日
平成 30 年 10 月 13 日
2019 年 5 月 26 日
2020 年 5 月 31 日

第1章 総 則

(規則の目的)

第1条 この規則は、定款第51条及び理事会に規則制定を個別に委任する定款の各条項に基づき、定款の施行に必要な事項を定める。

第2章 目的及び事業

(地域連携事業)

第2条 定款第4条第3項の本会と一または複数の都道府県栄養士会とが連携・協働して公益目的事業（以下「地域連携事業」という。）を実施する場合の所管は第41条の地域連携事業部とする。

第3章 会 員

(名誉会員、特別会員、賛助会員)

第3条 本会の会員に名誉会員の称号を、本会の会員外の者に賛助会員または特別会員の各名称を、それぞれ付与することができる。

2 前項の称号及び名称のうち、賛助会員、特別会員の各名称は、これを付与された者を会員とするものではない。

(名誉会員)

第4条 理事会は、次の各号に該当する会員を、名誉会員の称号を付与すべき者として総会に推挙しその承認を求めることができる。

- (1) 定款第24条第1項に定める役員、同第36条第3項に定める都道府県栄養士会の代表理事を5期（通算10年）、もしくは、同第6条に定める代議員を通算20年以上歴任し、総会での承認時点で満70歳以上であって、その職を退いている者
- (2) 本会に多額の寄付を行い、本会発展に貢献した者
- (3) その他、前各号に準ずる者

- 2 名誉会員には、日本栄養士会雑誌を贈呈するほか、本会の事業への参加を認める。
- 3 総会は、前項の推挙にかかる会員に名誉会員の称号を付与することにつき、これを承認するか否かを議決する。
- 4 総会において承認されたときは、名誉会員として名誉会員台帳に登録するとともに、名誉会員の証を贈る。
- 5 定款第12条及び第13条の規定は、名誉会員の称号を受けた会員については適用しない。

(特別会員)

第5条 国際栄養士連盟に加盟している外国の栄養士会の会員であって日本国に居住している者は、特別会員の入会申込みをすることができる。

- 2 特別会員になろうとする者は、次の事項を記載した入会申込書を本会に提出しなければならない。
 - (1) 本会の趣旨に賛同すること
 - (2) 会員となっている外国栄養士会名と国名
 - (3) 前号の外国栄養士会の会員であることを証する情報
- 3 前項の入会申込書が提出された後、直近に開催される理事会は、当該申込書の内容その他の事情を勘案し、特別会員として入会を承認するか否かを決する。
- 4 前項の理事会において入会を承認したときは、特別会員名簿に登録しなければならない。
- 5 特別会員は、会員でないことによる制限を除き、会員に準じ、情報の授受・発信の機会を得るとともに、研修会、研究会、その他の催事へ参加することができる。
- 6 特別会員は、特別会員会費を納入しなければならない。
- 7 前項の特別会員会費は、年額金6,500円とし、前年度末までに支払うものとする。
- 8 特別会員会費には、日本栄養士会雑誌の購読料を含むものとする。
- 9 特別会員が、退会しようとするときは、退会届を提出しなければならない。
- 10 特別会員が、前項により退会したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。また、既納の特別会員会費及びその他の拠出金は、退会した場合でもこれを返還しない。
- 11 特別会員名簿の登録事項に変更が生じたときは、特別会員は30日以内にこれを届け出なければならない。この届け出を受けたときは、変更内容を確認した上で、特別会員名簿の登録事項の訂正を行う。

(賛助会員)

第6条 賛助会員は、本会の事業を援助する個人または団体であって、理事会が、賛助会員の名称を付与した者をいう。

- 2 賛助会員になろうとする者は、次の事項を記載した申込書を、本会に提出しなければならない。
 - (1) 本会の目的に賛同すること
 - (2) 管理栄養士・栄養士の業務に役立つ業務に携わっていること
 - (3) その他必要な事項
- 3 前項の申込書が提出された後、直近に開催される理事会は、当該申込書の内容その他の事情を勘案し、賛助会員の名称を付与するかどうかを決する。
- 4 賛助会員の名称を付与する決定をしたときは、すみやかにその者を賛助会員名簿に登録する。
- 5 本会と賛助会員とは、円滑な意思の疎通や情報の交流を図るとともに、本会の公益目的事業の推進

のため、互いに協働に努めるものとする。

6 賛助会員は、次の各号の賛助会費を納入しなければならない。

- (1) 賛助会員名簿登録時賛助会費 賛助会員名簿登録時に一口金 120,000 円で一口以上
- (2) 年度賛助会費 賛助会員名簿登録時の本会の事業年度の次年度 4 月末までに年額一口金 120,000 円で一口以上

7 賛助会費には、日本栄養士会雑誌の購読料を含むものとする。

8 賛助会費は、全額を公益目的事業の費用に充てる。

9 賛助会員に本会の趣旨に反する行為があったときは、理事会は、賛助会員の名称付与を取り消すことができる。

10 賛助会員の名称を辞退しようとするときは、名称辞退届を提出しなければならない。

11 賛助会員が、第 6 項に定める会費を 3 か月を超え支払わないときは、賛助会員の名称を辞退したものとみなすことができる。

12 前 3 項により賛助会員の名称を喪失したときは、当該賛助会員であった者は、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。また、既納の賛助会費及びその他の拠出金は、賛助会員の名称を喪失した場合でもこれを返還しない。

(代議員の選出)

第 7 条 定款第 6 条第 6 項に定める代議員の選挙の実施にあたっては、すべての会員の投票と立候補の機会を保障すべく、会員に対し、あらかじめ次の各号を示した通知を行わなければならない。

- (1) 実施する選挙の趣旨（選出される代議員の任期、選挙される代議員の定数その他の関連事項）
- (2) 投票の日時・場所
- (3) 立候補届出の期間と方法
- (4) 第 3 項に定める選挙の実施管理の責任者の氏名または名称と連絡先

2 理事会は、前項の選挙の公正かつ円滑な実施のため、これを管理する責任者を定めなければならない。

3 第 1 項の選挙は、都道府県栄養士会を選挙区としてこれを実施する。

4 前項に関する事務は、都道府県栄養士会に委任する。

5 前項の委任を受けた都道府県栄養士会は、第 1 項及び第 2 項の規定に従って受任した事務を処理しなければならない。

6 第 4 項の委任を受けた都道府県栄養士会は、本会の総会開催の 15 日前までに代議員を選出するよう努めなければならない。都道府県栄養士会が、新たに選出した代議員の任期を選出時と定めたときは、同選出時において既に代議員であった者は、同選出時以降、代議員としての権利の行使を新たに選出された代議員に委任したものとみなす。

(入会の手続)

第 8 条 定款第 9 条第 2 項に定める入会の申し込みにあたっては、次の事項を記載した入会申込書を、本会に提出しなければならない。

- (1) 本会の目的に賛同すること

(2) 栄養士法第2条に定める管理栄養士または栄養士の免許を有すること

(3) 都道府県栄養士会の会員であること

2 前項の入会申込書が提出された後、直近に開催される理事会は、当該申込書の内容を本会の目的に照らして適正かつ公平に審査し、入会承認の可否を決する。

3 前項の理事会において入会を承認したときは、申込者に会員証を交付し、会員名簿に登録しなければならない。

4 前3項にかかる事務は、これを都道府県栄養士会に委託することができる。

(会員名簿)

第9条 会員名簿は、電磁的記録をもって作成する。

2 会員名簿の開示は、別に定める会員名簿取扱規程によってこれを行う。

(登録事項の変更)

第10条 会員は、入会申込書の記載事項について変更があったときは、30日以内に変更にかかる事項を本会に届け出なければならない。

2 前項の届け出を受けたときは、変更内容を確認した上で、会員名簿の登録事項を訂正する。

3 会員は、氏名を含め会員証の記載事項に変更があるときは、会員証の再交付を受けることができる。

4 会員が会員証の再交付を受けるときは、手数料金1,000円を納入する。

5 会員が本条第1項の届出をその所属する都道府県栄養士会に対して行ったときは、都道府県栄養士会はすみやかにこれを本会に取り次ぐものとする。

(会員証の再交付)

第11条 会員は、会員証を紛失し、または、会員証が破損その他の事由で機能を失ったときは、本会に会員証の再交付を申請することができる。

2 前項の申請にあたっては、既存の会員証を本会に返還しなければならない。ただし、会員証を紛失した場合には、これを発見したときに返還することをもって足りる。

3 会員が会員証の再交付を受けるときは、手数料金1,000円を納入する。

4 会員が本条第1項の申請をその所属する都道府県栄養士会に対して行ったときは、都道府県栄養士会はすみやかにこれを本会に取り次ぐものとする。

(会 費)

第12条 定款第10条の会費は、以下の2種とする。

(1) 年会費 毎年定額で支払うもの

(2) 特別会費 特別の用途・目的を定めて特定の期間に限り徴収するもの

2 年会費は、金6,500円とし、前年度末までに支払うものとする。

3 年会費には、日本栄養士会雑誌の購読料を含むものとする。

4 特別会費の徴収にあたっては、その額及び徴収の時期または期間について、あらかじめ財政運営委員の意見を聴取した上、理事会の議決を経て、総会の承認を得なければならない。

5 会費は少なくともその 50%を公益目的事業の実施費用に充てなければならない。

(拠出金)

第 13 条 本会は、研修会、講習会等において必要な経費及び賦課金等を徴収することができる。

2 前項の賦課金等の金額及び徴収方法は、当該拠出金が充てられる事業の計画にこれらの必要性並びに根拠を示して理事会の承認を得なければならない。

(退会の手続)

第 14 条 会員が定款第 11 条の規定により退会するときは、本会对し、別に定める事項を記載した退会届を提出し、併せて会員証を返納しなければならない。

2 会員が定款第 12 条の規定により退会したときは、本会对し、会員証を返納しなければならない。

(会員の懲戒)

第 15 条 定款第 13 条の除名を行う本会の権限に基づき、本会は、会員に定款第 13 条第 1 項第 1 号から同条同項第 3 号までの事由（以下「除名事由」という。）があつたとき、または、本会の秩序を害し、その他職務の内外を問わずその品位を損なうべき非行（以下「懲戒事由」という。）があつたときは、懲戒を行う。ただし、除名は除名事由があるときに限る。

2 除名事由または懲戒事由にあたる非行のあつた会員が懲戒を受ける前に定款第 11 条に基づき退会したときといえども、懲戒はこれを行うことができる。

(懲戒の種類)

第 16 条 本会の行う懲戒は、次の 4 種とする。

(1) 戒告

(2) 2 年以内の会員資格の停止

(3) 退会指示

(4) 除名

2 前項第 1 号または同項第 2 号の処分を行うにあたっては、これら処分に併せて、処分を受ける会員に本会の行う栄養士倫理に関する研修の受講を命ずることができる。

3 情状により懲戒を行わないときであっても、必要と認めるときは、前項の命令を発することができる。

(懲戒の議決)

第 17 条 懲戒は、前条第 1 項第 4 号を除き、理事会の議決をもってこれを行う。前条第 2 項及び同条第 3 項の命令についてもまた同じ。

2 懲戒をする議決には、理事の 3 分の 2 以上の賛成を得ることを要する。

(除名事由または懲戒事由の調査)

第 18 条 理事会は、会員に除名事由または懲戒事由の存するおそれがあると認めたときは、すみやか

に専務理事に命じてこれら事由の存否に関する調査を行わせる。

- 2 専務理事は、前項の調査を終えたときは、その結果を直近の理事会に報告しなければならない。

(都道府県栄養士会との共助)

第19条 本会は、会員の除名事由または懲戒事由の存否の調査を開始したときは、直ちに当該会員の所属する都道府県栄養士会（以下「所属先都道府県栄養士会」という。）に通知する。

- 2 本会は、所属先都道府県栄養士会の協力を得て、または、これと共同で、除名事由または懲戒事由の存否の調査を行い、これによって得られ資料は、所属先都道府県栄養士会に開示する。

- 3 本会は、会員を懲戒したとき、または、調査の結果、懲戒しなかったとき、その理由を付して所属先都道府県栄養士会に通知する。

(懲戒の公示等)

第20条 懲戒をしたときは、処分の内容と理由の要旨を適宜の方法で公示または開示する。

- 2 懲戒をしたときは、処分の内容と理由の要旨を直近に開催される諮問会議に報告する。

(名誉回復)

第21条 懲戒が司法手続により取り消されたとき、または、懲戒の議決後に判明した事由により懲戒を取り消すべきときは、懲戒の無効を宣言するとともに、当該会員の名誉を回復するに必要な措置を講ずる。

(懲戒手続規程)

第22条 懲戒は、第15条から前条までの外、別に定める懲戒に関する手続規程によりこれを行う。

第4章 総会

(総会の招集の決定)

第23条 定款第18条第1項に基づき、総会を招集する場合には、理事会は、次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総会の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 総会に出席しない会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

(4) 定款第22条の規定による代理人による議決権の行使について、代理権（代理人の資格を含む）を証明する方法、代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項を定めるときはその事項

- 2 前項第1号の総会の場所とは、総会の議事に対する出席代議員（定款第22条第1項の代理人として出席した者を含む。本項において、以下同じ。）の公平かつ実質的な参加を確保することに適する一

つの施設、又は、複数施設の出席代議員の議決権の行使等に関する電磁的情報を情報通信技術により同時に結合して仮想的に構築された一つの統合した場をいう。

(総会の招集通知)

第24条 定款第18条により総会を招集するには、会長は、総会の日の一週間前までに、会員に対してその通知を発しなければならない。ただし、前条第3号に掲げる事項を定めた場合には、総会の二週間前までにその通知を発しなければならない。

2 前項の通知は、書面でしなければならない。

3 前項の定めに関わらず、第1項の通知は、それに拠るべき合理的な理由があるときは、同通知の内容を記載した書面のファクシミリによる送信、または、同通知の内容を記載した電子ファイルの電子メールによる送信をもってこれを行うことができる。

4 前項の方法により第1項の通知を行ったときは、その後に開かれる理事会にこれを報告しなければならない。

(総会の運営等)

第25条 総会の議事運営は、別に定める総会議事運営規程によりこれを行う。

2 前項に関わらず、議長は、総会の円滑かつ充実した議事運営を確保するうえで必要な措置を講ずることができる。

(議長の権限)

第26条 議長は、総会を主宰し、その公正な進行と秩序を維持し、議事を整理する。

2 議長は、総会議事の適正かつ円滑な運営を保つ上で必要と認めたときは、発言を促し、または、制止し、発言の取り消しを求め、その命令に従わない者その他総会の秩序を乱す者の退場を命ずることができる。

3 総会の参加者は議長の指示または命令に従わなければならない。

(代議員の職責)

第27条 代議員は、総会において、全会員の代表として豊かな合意の形成に努めなければならない。

(総会の議事録)

第28条 議事録には、議事の要領を正確に記載しなければならない。

2 総会において議長が制止または取り消しを求めた発言は、その旨を記載した上、議事録から削除する。ただし、議事録からの削除は、その発言をした者の責めを免ずるものではない。

3 議事録の記載事項は、議長が、総会の承認を得て委嘱する書記団がこれを作成する。

4 書記団は、議事録の記載事項を作成したときは、すみやかに議長の校閲を受けなければならない。

5 前項の校閲後、書記団は、議事録を調製し、議長及び議事録署名人に議事録の確認を受け、その署名を得なければならない。

6 総会の議事録は、主たる事務所に備え置かなければならない。

7 会員は、前項の議事録の閲覧または謄写を請求することができる。

第5章 役員

（理事の選任）

第29条 定款第25条第1項に定める理事の選任は、別に定める理事選任総会決議手続規程によりこれを行う。

（監事の選任）

第30条 定款第25条第4項に定める監事の選任にあたっては、理事会が、定款第16条第1項第2号の総会の選任決議に付すべき監事の候補者を決定する。

2 理事会は、業務監査及び会計監査の専門性に鑑み、適任者をもって監事の候補者としなければならない。

3 定款第16条第1項第2号の総会の選任決議に付すべき監事の候補者の数は、定款第24条第1項第2号の定数以内とする。

（会長等の選定）

第31条 定款第25条3項の選定は、同条1項により理事が選任された後、すみやかに理事会を開催してこれを行わなければならない。

2 会長、副会長、専務理事、常務理事の選定は、理事の互選による。

3 第1項の理事会において、会長が選定されるまでの間の議事は、理事の中から適宜の方法で選ばれた仮議長がこれを執り行う。

4 第2項の選定の対象となる者は、選定に先立って自らの所信を述べなければならない。

5 第2項の選定結果は、すみやかに総会に報告しなければならない。

（理事の担当業務）

第32条 理事は、法令及び定款第26条に基づき、その職責を積極的に果たさなければならない。

2 会長は、必要と認めるときは、予め理事会の意見を聴取した上、理事の中から、継続的に特定の事務または事業の部門または分野の業務の実施管理を行うことを任務とする理事（以下「常任理事」という。）を、若干名、指名することができる。

3 常任理事が、その業務の実施管理を担当する事務または事業の部門または分野は、会長がこれを指定する。

4 常任理事は、会長の命を受け、担当する事務または事業の部門または分野の適正な業務の実施管理に努めなければならない。

（常任理事会の開催等）

第33条 毎月1回、会長、副会長、専務理事、常務理事、常任理事から構成される会議（以下「常任理事会」という。）を開催する。但し、会長が必要と認めたときは、随時開催することができる。

- 2 常任理事会は、会長が招集してその議長となる。
- 3 常任理事会は、次の事項を審議し、その結果を理事会に報告する。
 - (1) 理事会に付議すべき事項
 - (2) 日常業務の執行に関すること及び緊急を要する事項
- 4 会長は必要に応じて理事その他の関係者を常任理事会に出席させることができる。

第6章 理事会

(理事会の開催)

- 第34条 理事会は、毎年5月、7月、10月、翌年1月及び3月に開催する。但し、会長が必要と認めたときは、開催する月を変更し、または、臨時にこれを開催することができる。
- 2 会員は、あらかじめ理事会の許可を得たときに限り、理事会を傍聴することができる。

(理事会の任務)

- 第35条 理事会は、次の事項について審議する。
- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 定款の改正案作成に関する事項
 - (3) 役員の辞任に関する事項
 - (4) 事務局長の選任または解任に関する事項
 - (5) 予算の補正に関する事項
 - (6) 職業倫理の制定、改廃に関する事項
 - (7) 諮問会議への諮問及び諮問会議の答申に関する事項
 - (8) 月刊「日本栄養士会雑誌」及びその他の出版物に関する事項
 - (9) 法令または定款で定めた事項
 - (10) その他必要な事項

(理事会の議事録)

- 第36条 定款第35条第1項の議事録には、議事の要領を正確に記載しなければならない。
- 2 議事録の記載事項は、事務局長がこれを作成する。
 - 3 議事録の記載事項を作成したときは、すみやかに議長の校閲を受けた上、議事録を調製し、定款第35条第2項に基づき出席した理事及び監事の署名を得なければならない。
 - 4 議事録は、主たる事務所に備え置かなければならない。
 - 5 会員は、前項の議事録の閲覧または謄写を請求することができる。

第7章 諮問会議等

(諮問会議)

- 第37条 諮問会議は、毎年5月、1月に開催する。但し、会長が必要と認めたときは、開催月を変更す

ることができる。

- 2 諮問会議の議題は理事会がこれを定める。
- 3 諮問会議には、定款で定めるほか、次の事項を諮問することができる。
 - (1) 会費の改定に関する事項
 - (2) 定款の改正に関する事項
 - (3) 役員の報酬の額
 - (4) その他本会の運営に関する重要な事項
- 4 諮問会議の招集通知には次の各号の事項を掲げなければならない。
 - (1) 会議の日時・場所
 - (2) 議題の要旨
 - (3) 諮問があるときはその内容
- 5 諮問会議の議長は、出席した都道府県栄養士会の各代表理事その他の代表者の中から互選により選出する。
- 6 諮問会議は、公行しない。
- 7 諮問会議の議事録は、同会議の開催から終了までを録音テープまたはビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。以下「録音テープ等」という。）に記録したものをもってその記載に代えることができる。
- 8 会員は、諮問会議の議事録の閲覧（前項に基づき議事録の記載が録音テープ等に記録したものであるときは、適宜の方法によるその再生）を請求することができる。
- 9 諮問会議に関する事務は、第41条の地域連携事業部がこれを担当する。

（顧問及び参与）

第38条 本会に任意の機関として、顧問及び参与を各々1名以上8名以内置くことができる。

- 2 顧問は本会の活動に功績のある有識者とし、参与は、本会の運営に功績のある会員とする。
- 3 顧問及び参与は、次の職務を行う。ただし、議決に加わることはできない。

会長から諮問を受けて、参考意見を述べる。

理事会から求めがあったときに、理事会に出席して参考意見を述べる。
- 4 顧問及び参与の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 5 顧問及び参与の任期は、2年とし、理事会において再任することができる。

（参与及び名誉会長の会費免除）

第39条 本会の会員で、参与及び定款第38条の名誉会長に就任した者は、定款第10条の会費の支払い義務を負わないものとする。

第8章 委員会

（委員会の設置・運営）

第40条 本会に以下の種類の委員会を置く。

- (1) 独立委員会 高度に専門技術的事項または特に中立公正さを要する審査事項等を調査審議するため、会長の附属機関として、常設もしくは特定の事項に関して臨時に設置される委員会
 - (2) 会務運営等にかかる委員会 本会の会務の円滑かつ効果的な実施等に関し、所要事項を調査審議し、または、理事会の諮問を受けて意見を答申するものとして常設もしくは特定の事項に関して臨時に設置される委員会
 - (3) 事業部委員会 定款第39条の事業部に設置され、事業部の所管する事業の実施にかかる各種事項を決定し、または、第31条第2項に定める部長の諮問を受けて事業部の所管する事業に関する意見を答申する委員会
- 2 前項の委員会の設置及び改廃は理事会の議決をもって行う。
 - 3 第1項の委員会の設置・運営にかかる規程は理事会が議決をもって定める。

第9章 事業部

(事業部の設置)

第41条 定款第39条に基づき、本会に以下の事業部を置く。

- (1) 総務部
 - (2) 学術研究事業部
 - (3) 人材育成事業部
 - (4) 情報コミュニケーション事業部
 - (5) 栄養ケア・ステーション事業部
 - (6) 地域連携事業部
 - (7) 職域統括事業部
- 2 事業部の設置、改編及び統廃合は理事会がこれを決する。
 - 3 各事業部に、それぞれ部長及び部員を置く。
 - 4 部長は常任理事をもって充てる。部長に事故あるときは、会長が第23条第2項に基づきこれを補充する。

(地域連携事業部の所管事務)

第42条 地域連携事業部は次の各号の事務を所管する。

- (1) 地域連携事業に関する事務
- (2) 次条に定める地区に関する事務
- (3) 諮問会議に関する事務

(地区)

第43条 地域連携事業を円滑かつ効率的に実施するため、47都道府県栄養士会を別表のとおり地区に分ける。

- 2 理事会は、地区毎にこれを担当する理事（以下「地区担当理事」という。）を指定する。
- 3 地区担当理事は、地域連携事業部の部員となる。

- 4 地区担当理事は、地域連携事業部の部員として、地区内の都道府県栄養士会（以下「地区栄養士会」という。）の連携、調整に努めなければならない。
- 5 地域連携事業部は、必要に応じて地区栄養士会の会長会議を開催することができる。
- 6 地区栄養士会会長会議は、当該地区を代表する栄養士会長を選出できる。
- 7 地区を代表する栄養士会長は、施行規則第12条第4項に定める「財政運営委員」並びに役員選任総会決議にかかる手続規程第18条に定める「推薦委員」とする。
- 8 地域連携事業部は、地区を代表する栄養士会長を交えて、地域連携事業部合同部会を開催することができる。

（職域統括事業部）

第44条 職域統括事業部の職域は次の各号のとおりとする。

- (1) 医療
 - (2) 学校健康教育
 - (3) 勤労者支援
 - (4) 研究教育
 - (5) 公衆衛生
 - (6) 地域活動
 - (7) 福祉
- 2 職域の設置、改編及び統廃合は理事会がこれを決する。
 - 3 理事会は、職域毎の事業の実施管理を担当する理事（以下「職域担当理事」という。）を指定する。
 - 4 職域担当理事は、当該職域ごとに調製された事業報告及び決算の案、並びに、事業計画及び収支予算の案を会長に提出するとともに、その要旨を理事会に報告しなければならない。
 - 5 定款第43条及び同第44条に基づき、会長が本会の事業報告及び損益計算書（正味財産増減計算書）の案、並びに、本会の事業計画書及び収支予算書（正味財産増減計算書）を作成し、または、理事会がこれらを審議し承認する上で、前項の各案の全部または一部に変更が加えられたときは、当該案を提出した職域担当理事は、当該職域にその内容を報告しなければならない。

第10章 事務局

（事務局の取り扱い事務、事務局体制）

第45条 定款第40条第1項に定める事務局は次の各号に掲げる本会の事務を処理する。

- (1) 本会の総務及び事業に関する事務
 - (2) 理事会の審議及び議決並びに本会の業務執行に関し必要と認められる事項の調査
 - (3) 対外窓口業務に関する事務
- 2 事務局に次の各号の課を置く。
 - (1) 主として前項第1号の本会の総務に関する事務及び同事務に関連する同項第2号、同第3号の事務を取り扱うもの
 - (2) 主として前項第1号の本会の事業に関する事務及び同事務に関連する同項第2号、同第3号の事

務を取り扱うもの

(3) 前2号のほか、組織的かつ恒常的な対処が必要と認められる場合において、前項各号の事務の全部または一部を取り扱うもの

3 必要に応じて事務局に一または複数の室を置き、次の各号に掲げる事務の全部または一部を処理させる。

(1) 専門的または職能的な事務

(2) 各種事業の横断的または統合的な実施に関する事務

(3) 事業の企画立案に関する事務

(事務局長等)

第46条 定款第40条第2項に定める事務局長は、専務理事の監督を受けて、事務局の事務を掌理し、事務局の職員を指揮監督する。

2 事務局に事務局次長を置き、事務局次長は、事務局長の監督を受けて、前項の事務局長の職務を補佐し、同職務の全部または一部を事務局長と分掌する。

3 前条第3項の室に室長を置き、室長は、専務理事の命及び事務局長の指導を受けて、室の事務を掌理し、室の職員を指揮監督する。

(給与等)

第47条 職員の基本給、諸手当等の給与の額等、本会業務の委任、外注にかかる報酬の額等に関する事項は、専務理事が理事会の承認を得て定める。

第11章 財産、事業年度及び会計

(基本財産等)

第48条 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年9月7日内閣府令第68号）第22条第3項第1号から同項第6号までに掲げる財産に該当するとして理事会が定めた基本財産及び特定資産の管理は、理事会が別に定める手続規程に基づきこれを行う。

(会計規程)

第49条 本会の会計処理は、別に定める会計処理規程による。

(区分会計)

第50条 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年6月2日法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）第19条に定めるところに基づき、本会が、公益目的事業以外の事業（以下「収益事業等」という。）を実施する場合には、収益事業等に関する会計は、公益目的事業に関する会計から区分し、各収益事業等ごとに特別の会計として経理しなければならない。

(事業計画書及び収支予算書（正味財産増減計算書）の作成指針)

第51条 事業計画書及び収支予算書（正味財産増減計算書）の作成は、本会の事業並びに運営が、公益法人認定法第14条及び第15条の要件を満たすよう、計画性と系統性をもってこれを行わなければならない。

第12章 雑 則

（規則の変更）

第52条 この規則の変更は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に基づく公益社団法人日本栄養士会の設立の登記の日から施行する。

別表

地区別	都道府県名
北海道・東北区	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東甲信越区	茨城、栃木、群馬、新潟、山梨、長野
京浜区	埼玉、千葉、東京、神奈川
東海・北陸区	富山、石川、福井、岐阜、静岡、愛知、三重
近畿区	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国・四国区	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州区	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

役員の報酬等に関する規程

制定施行 平成 24 年 8 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本栄養士会（以下「本会」という）の定款第 30 条の規定に基づき、役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規程における用語の意義は、以下のとおりとする。

- (1) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 3 号で定める報酬、日当、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職慰労金をいい、その名称のいかんを問わない。費用とは、明確に区別されるものとする。
- (2) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費（宿泊費を含む。）、通勤費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。
- (3) 常勤とは、週 5 日本会の事務所に勤務することをいう。
- (4) 非常勤とは、(3) の日数に至らない日数を本会の事務所に勤務することをいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 本会は、以下の各号に掲げる役員とこれに対する報酬等に限り、これを支給する。

- (1) 常勤の理事 月額報酬
- (2) 非常勤の理事 日当
- (3) 監事 月額報酬

2 前項各号に基づき支給される月額報酬、または、日当の額は、別表に定めるとおりとする。

3 第 1 項各号に該当しない限り、理事及び監事に対して報酬等は支払わない。但し、第 7 条に基づく退職慰労金の支払いについてはこの限りでない。

(規程の改正等の提案と諮問会議の意見)

第 4 条 第 9 条に基づくこの規程の改正、並びに、常勤の理事及び監事の別表中の該当する号棒の決定もしくは変更を総会に提案するときは、予め諮問会議に諮問しその意見を踏まえなければならない。

(月額報酬の支給)

第 5 条 常勤の理事に対する月額報酬の支給日、支給方法並びに月額報酬より控除する額等支給に関する詳細は、職員を対象として別に定める給与規程に準ずる。

(費 用)

第 6 条 本会は、理事及び監事が、その職務の執行にあたり負担した費用を速やかに支払う。前払いを要すると認められる場合は、前もってこれを支払う。

2 理事及び監事が、本会の行う会議及び本会によって派遣された会議その他の催事等への出席その他本会の職務を遂行するにあたり要する交通費は、実費をもってこれを支給する。

(退職慰労金)

第7条 常勤の理事が、次の各号に該当した場合には、当該理事またはその遺族に対して退職慰労金を支給する。

- (1) 任期を満了し退任したとき
- (2) 在任中死亡したとき
- (3) 辞任届を提出し、受理されたとき

2 任期を満了しても、引き続き常勤理事に就任した場合には、前項のいずれかに該当するまで支給しない。

3 退職慰労金の支給額は、退職慰労金支給時における1ヵ月の報酬額に在任年数(1年未満の端数を生じたときは1年として計算する。)を乗じて計算する。ただし、在任中に長期欠勤があったときは、その原因等の諸事情を勘案し半年(0.5年)を単位として相当年数を在任年数から控除することができる。

4 退職慰労金の支給に備えるため、それぞれの常勤の理事の任期または在任期間ごとにその時点において支給されるべき退職慰労金を算定し、積み立てを行うものとする。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第9条 この規程の改正は、総会の決議により行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定める。

附則

1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

別表 日当(単位:円)

1日当たり	2,200
-------	-------

別表 常勤理事俸給表(単位:円)

号俸	月額	号俸	月額
1号俸	400,000	5号俸	750,000
2号俸	500,000	6号俸	800,000
3号俸	600,000	7号俸	850,000
4号俸	700,000	8号俸	900,000

別表 監事報酬表(単位:円)

号俸	月額	号俸	月額	号俸	月額
1号俸	30,000	2号俸	40,000	3号俸	50,000

総 会 議 事 運 営 規 程

制定施行 平成25年3月24日

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本規程は、定款施行規則第17条に基づき制定する。総会の議事運営については、定款に特に定めるもののほかは、本規程によらなければならない。

第2章 議 長 団

(議長団の選出)

第2条 総会の議長団は、出席代議員中より3名以内を選出し、交互に議長となる。

第3章 議場整理及び秩序

(代議員の議席及び会員等の席)

第3条 代議員の議席は、都道府県別にこれを定め、別に会員等の席を設ける。

(会議の出席)

第4条 総会に出席する代議員は、あらかじめ出席する旨を会長に届け、会議当日は、受付において名簿の照合をしなければ席に着くことができない。

(会議中の出席及び退席)

第5条 代議員が議事中に出席したときは、自らその旨を議長に申告し又退席しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(議場の秩序)

第6条 議長が静粛を宣したときは、何人も沈黙しなければならない。

2 議事中は、みだりに発言し又は騒いで他人の発言を妨げてはならない。

3 すべての秩序に関する問題は、議長の指示に従わなければならない。

第4章 書記団及び運営委員会

(書記団の構成)

第7条 総会において、議長は、会議の記録をするため、書記若干名をもって書記団を構成する。その長は、理事の中から会議の承認を得て指名する。

(総会運営委員会の設置)

第8条 総会において、議長は会議を運営するため、出席代議員の中から会議の承認を得て、総会運営委員を指名する。

2 総会運営委員は若干名とし、指名された

委員で総会運営委員会を構成する。

3 総会運営委員長は、総会運営委員の互選より総会運営委員の中から選出する。

(総会運営委員会の任務)

第9条 総会運営委員会は会議の負託に基づいて次の事項を審議し、その結果を会議に図らなければならない。

一 議事日程の編成と変更

二 議場混乱のときの收拾

三 来賓・祝辞の処理

四 出席代議員の資格審査

五 発言申告書のとりまとめと扱いの順序についての審査

六 議事進行について

七 動議の受理と、それが順序にかなっているかの審議

八 その他、会議運営についての必要事項

第5章 発 言

(発 言)

第10条 総会において、代議員が発言しようとするときは、挙手をして「議長」と呼び、議長が発言を許可した場合は、起立して所属する都道府県栄養士会名及び氏名を告げ発言する。

2 代議員の発言は、すべて議長に向かってこれをなされなければならない

(発言の範囲と誹謗中傷の禁止)

第11条 総会の議事進行、議事内容等から、発言は、すべて議題外にわたり又はその範囲を越えてはならない。また、誹謗中傷の発言を行ってはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意を促し、なお従わないときは、発言を禁止することができる。

(議長の討議)

第12条 議長が討論しようとするときは、議案朗読後に代議員席につき、代わりの議長を議長席に着かせなければならない。

(質疑又は討議の終結)

第13条 質疑又は討論の終わったときは、議長は、その終結を宣言する。

2 代議員は発言が尽きないときは、質疑終結又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑終結又は討論終結の動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないでこれを会議に諮って決める。

4 討論が終結したときは、議長は、表決をとらなければならない。

(緊急動議)

第14条 総会において、議長は、出席代議員により緊急動議の提案があったときは、出席代議員の5分の1以上の同意を得て議案とすることができる。

第6章 表 決

(表決の宣告)

第15条 議長が表決をとろうとするときは、表決に付する議題を宣ししなければならない。

2 議長が表決に付する議題を宣告した後は、何人も議題について発言することができない。

(表決の順序)

第16条 表決をする順序は、修正案を先とし、原案を後とする。

2 同一議案に対して数個の修正案があるときは、原案に対しその趣旨の最も遠いものから先にしなければならない。

3 修正案が否決されたときは、原案について表決しなければならない。

(表決の方法)

第17条 表決の方法は、起立又は挙手の2種とし、議長が適宜これを決める。この場合においては、議長は、議題を可とする者を起立させ又は挙手させ、その可否の結果を宣告する。

2 総会において、議長が起立若しくは挙手の数を認定しがたいとき又は前項の宣告について出席代議員5分の1以上から異議の申立てがあったとき又は議長が必要と認めたときは、無記名投票で表決しなければならない。可否同数のときは、議長がこれを決する。

(可否の宣告)

第18条 議長は、議題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めたときは、議長は、可否の旨を宣告する。

(案の廃棄)

第19条 修正案及び原案がともに過半数の賛成を得なかった場合は、当該議題の全部若しくは一部を廃棄するものとする。

第7章 傍 聴

(傍聴席の設置)

第20条 傍聴席は、必要に応じこれを設ける。

(傍聴人の席)

第21条 傍聴人は、如何なる理由があっても定められた席以外に入ることができない。

(傍聴人の承認と員数制限)

第22条 議長は、会員等からの傍聴申し込みを受けてこの可否を決することができる。また、必要と認めたときは、傍聴人の員数を制限することができる。

(傍聴人等の退場)

第23条 議長は、秘密会議を開く議決があったとき及び議事運営に支障があると認めたときは、会員、特定の傍聴人又はすべての傍聴人を退場させることができる。そのとき議長は、会議運営委員に指示し、執行させる。

第8章 雑 則

(議題外の質問)

第24条 代議員が議題以外の問題について質問しようとするときは、あらかじめその趣旨を議長に通告しなければならない。議長は、会議中にその時期を決する。

(諮問会議の議事運営)

第25条 諮問会議の議事運営に関しては、本規程を準用する。準用に疑義ある時は、理事会がこれを決する。

(規則の変更)

第26条 この規定を変更しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。この場合においては、定款第34条を準用する。